

\*\*\*\*\*

令和3年 第2回定例会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

開会 令和3年6月23日

閉会 令和3年6月24日

上富良野町議会

# 目 次

## 第 1 号（6月23日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	2
○日程第 4 行 政 報 告	3
○日程第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 6 報告第 2号 委員会所管事務調査報告について	5
○日程第 7 報告第 3号 専決処分の報告について（上富良野町税条例の一部を改正する 条例）	1 1
○日程第 8 報告第 4号 専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一 部を改正する条例）	1 1
○日程第 9 報告第 5号 専決処分の報告について（北海道公設光ファイバ整備推進協 議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）	1 3
○日程第10 報告第 6号 専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償 額を定めることについて）	1 4
○日程第11 報告第 7号 令和2年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に ついて	1 5
○日程第12 報告第 8号 法人の経営状況の報告について	1 6
○日程第13 町の一般行政について質問	1 8
9 番 佐 藤 大 輔 君	1 8
1 日の出公園魅力再生計画について	
2 ウィズコロナを意識した今後の観光振興について	
3 道の駅について	
4 子宮頸がんワクチン接種について	
1 番 元 井 晴 奈 君	2 7
1 町立病院のオーダーリングシステム及び電子カルテ導入について	
1 1 番 小 林 啓 太 君	3 2
1 ジオパーク事業推進について	
6 番 中 澤 良 隆 君	4 1
1 高齢運転者の安全運転支援と免許証返納後の足確保策について	
2 日の出公園の再生整備の方向性について	
○散 会 宣 告	4 9

# 目 次

## 第 2 号 (6月24日)

○議 事 日 程 .....	5 1
○出 席 議 員 .....	5 1
○欠 席 議 員 .....	5 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	5 1
○議会事務局出席職員 .....	5 1
○開 議 宣 告 .....	5 2
○諸 般 の 報 告 .....	5 2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	5 2
○日程第 2 町の一般行政について質問 .....	5 2
4 番 中 瀬 実 君 .....	5 2
1 住民会組織の再編について .....	
7 番 米 沢 義 英 君 .....	5 6
1 コロナ禍における支援策について .....	
2 税など公共料金等の減免や猶予について .....	
3 新型コロナワクチン接種について .....	
4 子育て支援策について .....	
5 加齢難聴者の補聴器購入補助について .....	
6 災害時のLGBT対応について .....	
7 災害廃棄物処理について .....	
8 番 荒 生 博 一 君 .....	6 4
1 道の駅設置について .....	
2 子どもセンターについて .....	
○日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度上富良野町 一般会計補正予算(第2号)) .....	7 0
○日程第 4 議案第 9 号 上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	7 2
○日程第 5 議案第 2 号 令和3年度上富良野町一般会計補正予算 (第3号) .....	7 3
○日程第 6 議案第 3 号 令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第1 号) .....	7 8
○日程第 7 議案第 4 号 令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1 号) .....	7 9
○日程第 8 議案第 5 号 令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第1号) .....	7 9
○日程第 9 議案第 6 号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第1号) .....	8 0
○日程第10 議案第 7 号 令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1 号) .....	8 1
○日程第11 議案第 8 号 令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1 号) .....	8 2
○日程第12 議案第10号 財産の取得について (リフト付小型バス) .....	8 2
○日程第13 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について .....	8 3
○日程第14 発議案第1号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則 .....	8 4
○日程第15 発議案第2号 議員派遣について .....	8 5
○日程第16 発議案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め	

	る意見について .....	8 5
○日程第 1 7	閉会中の継続調査申し出について .....	8 6
○閉 会 宣 告	.....	8 7

## 第 2 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第2号））	6月24日	承 認 可 決
2	令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）	6月24日	原 案 可 決
3	令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6月24日	原 案 可 決
4	令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月24日	原 案 可 決
5	令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月24日	原 案 可 決
6	令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）	6月24日	原 案 可 決
7	令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月24日	原 案 可 決
8	令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月24日	原 案 可 決
9	上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6月24日	原 案 可 決
10	財産の取得について（リフト付小型バス）	6月24日	原 案 可 決
	行政報告	6月23日	
	町の一般行政についての質問	6月23・ 24日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	6月23日	報 告
2	委員会所管事務調査報告について	6月23日	報 告
3	専決処分の報告について （上富良野町税条例の一部を改正する条例）	6月23日	報 告
4	専決処分の報告について （上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6月23日	報 告
5	専決処分の報告について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）	6月23日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
6	専決処分の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)	6月23日	報 告
7	令和2年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月23日	報 告
8	法人の経営状況の報告について	6月23日	報 告
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	6月24日	適 任
	発 議		
1	上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	6月24日	原 案 可 決
2	議員派遣について	6月24日	原 案 可 決
3	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見 について	6月24日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	6月24日	原 案 可 決

令和3年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和3年6月23日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 議会運営委員長報告  
第 3 会期の決定について 6月23日～24日 2日間  
第 4 行政報告 町長 齊藤 繁君  
第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について  
代表監査委員 中田 繁利君  
第 6 報告第 2号 委員会所管事務調査報告について  
第 7 報告第 3号 専決処分の報告について  
(上富良野町税条例の一部を改正する条例)  
第 8 報告第 4号 専決処分の報告について  
(上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
第 9 報告第 5号 専決処分の報告について  
(北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更につ  
いて)  
第10 報告第 6号 専決処分の報告について  
(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
第11 報告第 7号 令和2年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
第12 報告第 8号 法人の経営状況の報告について  
第13 町の一般行政について質問

○出席議員（14名）

1番	元井晴奈君	2番	北條隆男君
3番	高松克年君	4番	中瀬実君
5番	金子益三君	6番	中澤良隆君
7番	米沢義英君	8番	荒生博一君
9番	佐藤大輔君	10番	今村辰義君
11番	小林啓太君	12番	小田島久尚君
13番	岡本康裕君	14番	村上和子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	齊藤 繁君	副町長	石田 昭彦君
教育長	服部 久和君	代表監査委員	中田 繁利君
農業委員会会長	井村 昭次君	会計管理者	及川 光一君
総務課長	宮下 正美君	企画商工観光課長	佐藤 雅喜君
町民生活課長	星野 耕司君	保健福祉課長	鈴木 真弓君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	大谷 隆樹君	建設水道課長	狩野 寿志君
教育振興課長	林 敬永君	ラベンダーハイツ所長	谷口 裕二君
町立病院事務長	北川 徳幸君		

○議会事務局出席職員

局長	深山 悟君	次長	飯村 明史君
主事	真鍋 莉奈君		



午前 9時00分 開会  
(出席議員 14名)

#### ◎開会宣告・開議宣告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和3年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

暑くなりそうでございますので、上着をとっていただいても構いません。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### ◎諸般の報告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

本定例会は6月18日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から監査・例月現金出納検査結果報告の提出、町長から法人経営状況報告書の提出がありました。

町長から本定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出があり、その資料として、行政報告とともに、ホチキスどめになっておりますけれども、令和3年度建設工事発注状況を配付しましたので参考に願います。

また、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、明日、24日に配付の予定であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

5番 金子 益 三 君

6番 中 澤 良 隆 君

を指名いたします。

#### ◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米沢義英君。

○議会運営委員長（米沢義英君） 令和3年第2回定例会の議事運営等について、審議、決定した内容等について御報告いたします。

去る6月1日及び6月16日に、議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました6件の陳情、要望の取り扱いについて審議をいたしました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案10件、報告案件5件、諮問1件、議長からの報告案件3件、議員からの発議案件3件であります。

また、町の一般行政についての質問について審議しました。6月9日正午までの通告期限までに、佐藤大輔議員外6名の議員から通告がありましたので、本定例会の一般質問は、本日、23日、4人が質問を行い、明日、24日、3人が質問を行うことといたしました。

また、質問の順序は、先例により通告書を受理した順となっております。質問の要旨は、本日配付のとおりであります。

なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなっておりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、6月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から6月24日までの2日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしく願い申し上げ、報告といたします。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

#### ◎日程第3 会期の決定について

○議長（村上和子君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月24日までの2日間と決定いたしました。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長(村上和子君) 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、斉藤繁君。

○町長(斉藤 繁君) 皆さん、おはようございます。本定例会もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、行政報告のほうをさせていただきたいと思えます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、去る3月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、本年度4月からの執行体制についてであります。職員数については、昨年度中の定年退職者など15名の欠員に対して、看護師4名、技師1名、一般事務職7名の採用を行い、昨年度当初から3名減の190名による執行体制としたところであります。今後とも町民の皆様との協働のまちづくりを推進するため、必要な組織体制の見直しを加えながら、業務の円滑な推進と体制の強化を図り、一層信頼される組織となるよう取り組んでまいります。

次に、国の栄典関係についてであります。4月29日発令の春の叙勲において、地方自治功勞として西村昭教氏が旭日双光章を、消防功勞として古茂田洋三氏が瑞宝単光章を受章され、6月9日に伝達させていただきました。また、同日発令の危険業務従事者叙勲においては、防衛功勞として2名が瑞宝双光章、1名の方が瑞宝単光章を受章されたところであります。また、5月1日発令の高齢者叙勲において、永年にわたり上富良野町議会議員を務められた佐藤政幸氏が旭日単光章を受章され、6月17日に伝達させていただきました。改めて受章された皆様のこれまでの御功績に心から敬意を表しますとともに、ますますの御活躍と御健勝をお祈り申し上げます。

次に、自衛隊関係であります。3月23日から24日に、富良野地方自衛隊協力会上富良野支部によります上富良野駐屯地現状規模堅持、さらなる拡充を求める要望を防衛省及び関係国会議員に行つて

きたところであります。

次に、令和2年度のふるさと応援モニター事業の実績についてであります。件数で1万8,171件、金額にして約3億676万円の御寄附があったところであります。モニター商品代金や配送料、取り扱い委託料など、必要経費の約1億7,890万円を差し引いた金額は約1億2,786万円となり、今後の事業に備えた基金への積み立てを行うとともに、事務事業の円滑な遂行に向け、適切に歳出化を図ってまいります。今後におきましても、本事業を通じ、上富良野ブランドの知名度、魅力向上を図っていくとともに、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、地域おこし起業人事業についてありますが、総務省の地域活性化起業人交流プログラムを活用し、株式会社ジパングと4月1日付けで協定を結び、同社より猪狩淳一氏が4月15日に着任いたしました。今後、「泥流地帯」の映画制作に向けた取り組みはもとより、本町の地域振興、活性化に向けて御活躍を期待しているところであります。

次に、十勝岳ジオパーク構想の取り組みについてであります。4月7日に十勝岳ジオパーク推進協議会総会を開催し、本年度の活動方針として、日本ジオパークネットワークへの認定申請を行うことを決定し、4月23日に申請書を提出、5月29日にwebでの開催となったプレゼンテーション及び質疑応答を行ったところであります。申請書提出とプレゼンテーションの結果、現地審査を実施する地域として決定をいただいたところから、今夏に予定される現地調査に向け、なお一層の活動推進と準備に努めてまいります。

次に、町税等の収納状況についてであります。新型コロナウイルス感染症による支援対策として、徴収猶予の特例制度等を適用するとともに、納税相談や滞納者に対する督促、差し押さえ等を行い、徴収に努めてまいりました。これらにより、令和2年度の収納率は、滞納繰越分を含め、町税で前年比1.5%減の97.7%、国保税で0.5%減の98.1%と、一定の水準を確保できたところであり、滞納繰越金は町税で2,423万8,000円、国保税で542万5,000円となっております。今後も納期内納税の啓発と収納率の向上に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。医療従事者については4月23日から、高齢者については、先行接種として高齢者施設入所者等を5月10日から開始し、対象希望者の接種を終えたところであります。また、6月11日からは一般高齢者の皆様にも接種を開始したところで

あり、7月21日の接種完了をめぐり、町立病院はもとより、町内二つの民間医療機関にも御協力を賜り、とり進めているところであります。なお、64歳以下の方々へのワクチン接種につきましては、その後、7月26日から開始できるよう、国、道へのワクチン提供を求めるとともに、準備を進めてまいります。

次に、農作物の生育状況についてであります。今春は雪どけが順調に進んだものの、5月は雨天が続く、耕起作業を初め播種、移植など、春作業がややおくれたことから、畑作物につきましては生育に数日程度のおくれが見られるところでありますが、水稲につきましては平年並みに進んでいるところであります。引き続き今後の生育状況を注視しつつ、農業関係機関相互の連携を図り、農業者の皆様とともに豊穰の秋を迎えられるよう努めてまいります。

次に、建設産業安全大会についてであります。建設工場の繁忙期を迎えるに当たって、4月27日に建設業協会と商工会、工業部会の共催により、感染症対策として、参加者を例年の半数程度の建設事業従事者約80名とし、公民館を会場に開催されました。大会では、交通事故や労働災害の防止を参加者全員で確認し、無事故を誓ったところであります。

次に、治水・砂防関係についてであります。4月20日に北海道治水・砂防海岸事業促進同盟及び北海道防災協会の通常総会に出席し、砂防事業の拡充及び促進に向けた活動の推進を確認したところであります。

次に、町立病院に併設し、運営しております介護医療院についてであります。さらに医療ニーズの高い高齢者の増加が見込まれることから、空床となっている一般病床を介護医療院に転換することでニーズに応えるとともに、病院全体の病床稼働率の向上を図り、経営改善につなげるよう、6月1日から一般病床5床を減少し39床に、介護医療院4床を増床し、32床に変更を図り、運営をしているところであります。

次に、上富良野高校への入学状況についてであります。今春の新入学者数は、地元の中学卒業生15名を含む31名となり、全校生徒数は76名となったところであります。

また、特色ある学校づくりの一環として、昨年度から導入した学校給食については、全校生徒76名中60名の生徒が利用されており、高い評価をいただいているところであります。

今後とも入学者の確保に向け、魅力ある学校づくりの支援に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う対応につ

いてありますが、5月16日から北海道が国による緊急事態宣言の対象地域として発令されたことから、直ちに対策本部会議を開催し、5月17日より町内の公共施設について利用を休止させていただいたところでありますが、6月20日での宣言解除を受けて、利用時における感染防止策の徹底について御協力をお願いしながら、利用を再開したところであります。

また、6月13日、建設水道課職員1名の新型コロナウイルス感染を確認したことから、同日中に役場庁舎全体の消毒作業を行うとともに、同課全職員の検査をすることとしたため、翌14日より同課業務を一時閉鎖したところであります。

検査の結果、新たに職員1名の感染が確認されましたが、それ以外の全職員は陰性が確認できたところから、16日より同課業務を再開したところであります。

町民の皆様には御心配と御不便をおかけすることとなり、お詫び申し上げますとともに、全職員に対しまして、改めて感染症対策の徹底についても指示したところであります。

次に、コロナ禍における生活支援、地域経済支援対策に関する主な支援策の状況であります。まず、国民健康保険税及び介護保険料の減免につきましては、5月末現在、今年度の減免申請の受け付けはありません。また、固定資産税の減免につきましては、事業収入が減少した中小企業にかかる令和3年度分の事業用の家屋償却資産に対して実施しているところであります。

次に、緊急経済対策の関係では、去年4月に創設し、融資の取り扱い期間を本年9月末までに延長しました町独自のつなぎ融資については、今年度に入り、新たに2件増加し、5月末現在、融資総件数は52件、融資総額で1億3,420万円となっております。

次に、感染症の長期化により、厳しい経営状況が続いている町内中小企業者に対し行いました経営継続奨励助成事業第2期については、4月末日に交付手続きが終了し、申請件数138件、交付額2,940万円となったところであります。

次に、第2回臨時会において御議決いただいた中小企業再構築支援事業につきましては、5月17日から事業周知及び申請の受け付けを開始し、現在まで多くの御相談を受けており、今後は速やかな事業計画の認定などに努めてまいります。

また、当初、5月中旬からの実施を予定しておりました道民対象の誘客支援事業、宿泊キャンペーンにつきましては、北海道が緊急事態宣言の発令地域となったことから、事業開始を見合わせておりまし

たが、宣言解除を受けて、観光協会と早期開始に向けて検討してまいります。

同じく第2回臨時議会において御議決いただいた町独自の新生児特別定額給付金事業につきましては、4月28日時点で既に出生届けをされていた世帯に対し、申請案内を行うとともに、以降は窓口での手続きの際に申請案内を行っており、6月22日現在、8人分の支給を完了しているところであります。

次に、学校現場におきましては、衛生管理マニュアルに基づく感染予防対策を徹底するとともに、運動会や体育大会の延期、また、部活動については、全国、全道大会につながる活動以外の自粛を行うなど、対応したところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。本年度、入札執行した建設工事は、6月10日現在、件数で8件、事業費総額で1億3,543万2,000円となっております。

また、本年度発注予定の建設工事は40件で、その情報については4月1日付で公表したところであります。

なお、お手元に「令和3年度建設工事発注状況」を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、行政報告を終わります。

---

#### ◎日程第5 報告第1号

○議長（村上和子君） 日程第5 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 監査・例月現金出納検査について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページを御覧ください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、令和3年4月22日に町立病院の棚卸しを監査の対象とし、令和2年度末にかかる貯蔵品調書等関係諸帳簿を閲覧するとともに、貯蔵品の実地検査を行いました。

検査の結果、棚卸しは、おおむね適正に執行され

ていると認められました。

次に、2ページをごらんください。

車両検査について、令和3年6月4日に公用車両82台の整備及び管理の状況を監査の対象とし、実地検査を行いました。

検査の結果、公用車両の整備及び管理の状況は、おおむね良好であると認められました。

次に、3ページから16ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行しましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

令和2年度会計の令和3年2月分から4月分及び令和3年度会計の令和3年4月分について、検査の概要及び検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、令和2年度分を17ページに、令和3年度分を18ページに添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、監査・例月現金出納検査結果の御報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告についてを終わります。

---

#### ◎日程第6 報告第2号

○議長（村上和子君） 日程第6 報告第2号委員会所管事務調査報告について、報告を求めます。

初めに、総務産建常任委員長、中瀬実君。

○総務産建常任委員長（中瀬 実君） ただいま上程いただきました報告第2号について、朗読により報告させていただきます。

令和3年6月23日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

総務産建常任委員会委員長、中瀬実。

記。

総務産建常任委員会事務調査報告書。

人口減少対策について。

本委員会は、令和元年第4回定例会において、閉会中の継続調査として申し出した人口減少対策につ

いて、令和3年6月15日まで、令和2年、6回、令和3年、6回にわたり委員会を開催し、調査いたしましたので、その結果について、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

現状と課題についての詳細は、既に御高覧いただいていること、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略と総合計画により、御承知のことと存じますので、その概要を報告いたします。

1ページを御覧ください。

1の調査テーマについてであります。人口減少対策は、全国市町村の共通課題として、脆弱な地域の財政状況、若者の流出、所得と雇用の不足、子ども・子育て支援、少子化対策など、様々な諸対策が講じられ、広範な事務事業で取り組まれているため、本委員会は関係人口にテーマを絞って調査を行いました。

続いて、1ページから7ページまでの、2の本町の現状と課題、3の現状の取り組みであります。報告書のとおり、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）では、本町では平成27年に1万826人であった人口が、令和27年には5,849人まで減少することが見込まれておりますが、第2期上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略で様々な取り組みを行い、令和6年度までの目標値を20から30歳の社会減少数、自衛隊営内居住を除くを10人、交流人口、観光入込客数70万人、年間出生数80人、人口の社会減少数63人とし、令和27年に7,300人程度を確保すると計画されております。

また、雇用増の取り組みとして、上富良野町企業振興措置条例、上富良野町新規開業特産品開発支援事業補助金等交付金要領、担い手サポート奨励金交付要領などのまち独自の施策により、地域活性化のため、地元産業の創生、担い手確保、企業誘致などに鋭意努力され、取り組まれておりますが、課題として、仕事が少ない、業種の選択肢が少ないことが新卒者の就職や移住、定住を阻む大きな要因と推察でき、人口減少対策を改善する数値効果は大きくあらわれていない現状であります。

表9の年齢別人口の推移からも、地元の就職先が少ないことが影響し、新卒者や自衛隊退官者などが町外に流出していることが推察され、生産人口の減少と少子高齢化の進展が人口構成比からも大きな課題と分析いたしました。

表1から表9までの国勢調査、人口予測値、目標値、自然動態、社会動態、雇用施策の実績などにつきましては、御参考にしていただければと存じます。

次に、7ページを御覧ください。

4の新たな取り組みとして、表3の状況からも、人口減少対策は自然増と社会増の施策を同時並行かつ相乗的に取り組み、持続的可能な地域社会を形成し、活力ある上富良野町を維持する施策が着実に実行され、その効果があらわれることを期待しますが、令和7年からのコロナ禍における生活様式や都市部の働き方の変化に柔軟に対応するためと思われる新たな社会増の取り組みとして、関係人口に着目して調査を進めましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、先進市町村行政調査ができなかったことから、総務省、国土交通省のホームページで公開されている調査報告書や、上川管内の近隣町村の先進事例の取り組みを調査いたしました。

1、関係人口について以降は、本委員会が調査した内容でありますので、朗読により報告させていただきます。

1、関係人口とは。

関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光で一時的に地域に訪問する「交流人口」でもない、地域や地域の人たちとの継続的かつ多様に関わる人たちのことを指し、平成29年ころから広まった概念であります。

2、関係人口に期待するものとして、地方においては、人口減少や少子高齢化により、地域づくりの担い手不足が共通した課題であり、先進事例では、変化を生み出す若者などの人材が地域づくりの担い手になることが期待されております。

関係人口創出・拡大事業について。

総務省では、平成30年度に「関係人口創出事業」、平成31年度に「関係人口創出拡大事業」を実施して、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供する市町村を支援しており、その採択された地方公共団体の取り組みが分類されており、その分類に本町の実態をはめてみました。

アの関係深化型（ゆかり型）から、イ、関係深化型（ふるさと納税型）、ウ、関係創出型、エ、裾野拡大型、オ、裾野拡大（外国人）型の5分類であり、総務省モデル事業での関係人口のキーワードも掲載いたしましたので、御参考としていただければと思います。

テレワークについて。

テレワークについては、本年3月に契約された「北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事」が令和4年3月31日までに完了する予定であり、上富良野町全域の通信環境が改善されることから、大きな可能性のある取り組みであります。

これからは企業を誘致することだけでなく、人を誘致するという視点にパラダイムシフトしていくこ

とが重要であり、時間と場所に縛られず仕事をする  
ことができるテレワークが今までの取り組みを打開  
する大きな可能性を秘めております。

テレワークは、これまで地方の移住促進の観点から  
活用されたことは少なく、企業においては、工場  
ラインや現業職以外での幅広い業種や対象者を育  
児・介護に必要なものに限定して活用されてい  
たが、コロナ禍においては、特に都市部の企業に  
おいて広く実践され初めております。

このコロナ禍においては、3密、感染を避けるた  
め、「居住は田舎で、仕事はテレワークで」とい  
った仕事に対する環境変化の兆しも見えており、こ  
ういったテレワークのニーズと、地方の課題である雇  
用の創出、社員の移住の受け入れといったニーズと  
マッチする可能性が高まっています。

企業のテレワークへのニーズは、地方における優  
秀な人材確保、育児・介護離職による人材流出の防  
止、災害時の業務継続性、地域におけるビジネス  
チャンス拡大、低コストで試行的な導入が可能なサ  
テライトオフィスやテレワークセンターなど、その  
活用への機運が高まっております。

テレワーク、サテライトオフィス・テレワークセ  
ンターの波及効果。

都市部からの人の移動に加え、地方型サテライト  
オフィスやテレワークセンターは、地方に拠点を設  
けることで、地方における新たなビジネスチャン  
スや事業拡大が期待されています。

遊休施設を改修することにより、施設の有効利用  
と、さらには都市部で働いていた社員が地方移住す  
ることで、自然に囲まれた環境で家族と暮らし、働  
くことで、ワークライフバランスが保たれ、労働生  
産性の向上も見込まれる。

サテライトオフィスを開設することにより、下記  
に掲げる地元での雇用創出効果や地場産業の活性化  
が見込まれます。

また、移住による地域のコミュニティの活性化も  
期待できます。

効果としては、直接の地元雇用の増加。

外食などのサービス産業への経済効果と活性化、  
個店の雇用の増。

住居費用等（家賃、光熱水費）等の経済効果。

移住人口の増加が挙げられます。

サテライトオフィス・テレワークセンターの先進  
事例。

地方への移住促進という新たな観点から、テレ  
ワークの活用を示した先進事例の徳島県神山町で  
は、サテライトオフィス開設事業者向けの補助金、  
オフィス改修費用の補助金、移住者向けの住宅の耐  
震改修工事費等の補助金等を用意して、進出企業や

移住への支援を充実しており、また、企業の誘致に  
当たっては、利用主体である進出企業や希望者の把  
握が必要であります。

上川管内においては、美瑛町が民家を改修したテ  
レワーク用住宅を有料で賃貸する事業を本年度から  
開始し、家電一式を自由に使用でき、光熱費は無  
料、家賃1か月6万1,000円、3か月まで滞在  
可能、さらには、月3万円の地域通貨を助成し、既  
に3組の利用者が決定しております。

昨年8月から3月までの8か月間、まちの中心部  
の公共施設ビ・エールの一部を都市部のモニターに  
無償で提供する実証実験を行い、本年度の本格実施  
となっております。

また、東川町においては、事業費4億円をかけて  
テレワーク用オフィス住宅を4棟建設し、世界的建  
築課、隈研吾氏の北海道事務所が来年4月には開設  
され、旭川家具の展示施設「デザインミュージアム」  
の建設構想にも協力されることとなっております。

総論、まとめであります。

本町は平成28年2月に人口減少の課題を整理  
し、人口に関して目指すべき将来の方向性の掲示と  
将来の人口像を展望する「上富良野町人口ビジョ  
ン」を策定、さらに5年経過の令和2年2月、「第  
2期上富良野町人口ビジョン」を策定いたしました。

また、その人口ビジョンの将来展望を踏まえ、同  
時期に「上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦  
略（平成28年2月）」、「第2期上富良野町ま  
ち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年2月）」  
を策定し、令和6年度までの目標値を、「20～3  
0歳の社会減少数10人」、「交流人口70万  
人」、「年間出生数80人」、「人口の社会減少数  
63人」としています。

さらに、平成31年3月には、最重要課題を「ま  
ち一体となった人口減少の対策」とした第6次上富  
良野町総合計画「かみふ未来ビジョン」を策定し、  
「町民がずっと住み続けたいくなる・町外の人々が本  
町に移り住みたいくなる・本町で子どもを産み育て  
たいくなる・健やかで長生きできる」まちづくりを進  
めるために、6分野30項目の様々な施策の組み  
組を一体的に進め、総合的なレベルアップを図るこ  
ととしています。

人口減少対策で自然動態を増加させることにつ  
いては、総合戦略や総合計画に掲げる町民への世代  
ごとに合わせて施策を着実に実行しても、出会い・結  
婚・出産・子育てなどは町民個人が主体であるた  
め、一朝一夕に人口増加の効果があらわれない全  
国的な課題であります。

しかし、一方の社会動態を増加させることは、「仕事」を中心に様々な施策を多面的に展開することで一定の成果が期待できる可能性を秘めており、先ほど説明いたしました「関係人口」の具体的な取り組みとして、本委員会が調査報告した「サテライトオフィス・テレワークセンター」について、まちがハード面の条件整備を行うこと、さらには、テレワークを希望する企業や個人事業者を誘致できれば、既存政策である工場等の企業誘致や町内中小事業者に対する行政支援の人口減少対策の効果に加え、テレワークをきっかけとした移住人口の増加や、地元の雇用確保などに顕在化した効果があらわれるものと期待しております。

このサテライトオフィス・テレワークセンターの導入に当たっては、まちとして道内外の企業や個人事業者ニーズの把握をはじめ、十勝岳山麓の雄大な自然に囲まれた環境の「四季彩のまち・健康づくり推進のまち・子育て支援にすぐれたまち上富良野」に社員が移住することは、企業にとって都市部の仕事をそのまま継続できるというテレワーク本来の特性を最大限に引き出せること、さらには、自衛隊駐屯地が本町の強みであり、全国へ異動された自衛官は関係人口の関係深化型（ゆかり型）に当てはまるため、上富良野町への郷土愛や愛着を持った自衛官を募る仕組みを設けるなど、首長自らの積極的なトップセールスを軸に展開することが必要であります。

人口減少対策を克服する新たな取り組みとして、本委員会が調査し、提言した、関係人口を増加させるテレワークの条件整備について、課題であった町内の通信環境が令和4年3月31日までに「北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事」が完了し、改善されることから、総合戦略に掲げた関係人口の具体的な取り組みとして検討されて、一日も早い実行を望むものであります。

いずれにいたしても、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に推進し、既存施策と新たな施策を効果的に展開することで、「仕事」を生み出して、町内経済の好循環を実現させることが、町民の生活基盤の安定と、さらには未婚化、晩婚化、少子化の対策にもつながることから、国立社会保障・人口問題研究所が公表した令和27年度までに5,849人と推計されている本町の人口減少を少しでも緩和させ、たとえ人口が減少しても、今まで築き上げた本町の魅力や活力が失われることなく、自律的で持続可能な上富良野町として継続するよう、総合計画と総合戦略に掲げた人口減少対策の取り組みを実行されたいということで、総論としてまとめしております。

以上、総務産建常任委員会の所管事務として調査しました人口減少対策についての報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようでございますので、次に、厚生文教常任委員長、中澤良隆君。

○厚生文教常任委員長（中澤良隆君） 引き続き、報告第2号、厚生文教常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

厚生文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申し出した次の調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

令和3年6月14日。

上富良野町議会議長、村上和子様。

厚生文教常任委員会委員長、中澤良隆。

記。

調査事件名。

- 1、図書館の運営について。
- 2、がん予防と罹患者対策について。

調査の経過。

本委員会は、令和元年第4回定例会において、閉会中の継続調査事件名を「図書館の運営について」と「がん予防と罹患者対策について」に決定し、別紙2「厚生文教常任委員会における審議の経過」のとおり、令和元年度6回、令和2年度11回、令和3年度4回、計21回にわたり委員会を開催し、調査を行った。

従来であれば、調査事件に対し、先進地調査を実施し、先進事例を参考に充実した調査を行うべきであるが、コロナ禍において調査実施が困難な状況にあったため、行政担当所管から現状や課題等の説明を受けるとともに、委員相互の意見交換等を中心に調査を行った。

その結果を次のとおり報告する。

- 1、図書館の運営について。

（1）図書館の現状と他市町村図書館との比較について。別紙1を御参照ください。なお、現状でありますので、他市町村と比べたところ、米印のところを中心に報告をさせていただきたいと思います。

それでは、2ページをお開きください。

図書館の運営状況であります。2ページの米印、運営状況は、他市町村図書館とほぼ同様の運営が行われている。ただし、開館時間においては、上富良野町は午前9時30分から午後6時となっているが、富良野市、美瑛町、中富良野町は、週に1

回、閉館時間を延長し、サービス向上を図っている。

ウ、蔵書数の内訳。米印を御覧ください。

町民1人当たりの蔵書数は、上富良野町は4.6冊で最低となっている。一方、児童用図書の場合は、上富良野町が37.6%で最高となっている。

エ、閲覧貸出状況。

米印を御覧いただきます。

閲覧者を人口で比較すると、美瑛町の3分の1程度で、利用者が少ない傾向にある。

オ、登録者。

米印。

登録者数はほぼ平均にあるが、東神楽町は人口の約9割以上が登録されている。

次に、クの職員の配置状況（令和2年度）であります。

米印を御覧ください。

職員配置については、専任職員が1名で、図書館司書補が配置されているが、図書館司書の有資格者は配置されていない。

次に、3ページ。

（2）課題と問題点です。

現在の図書館施設は、昭和46年、福祉センターとして新築されたもので、本年の11月には満50年を迎える。

また、当初の施設目的からも大きく変化し、老朽化や狭隘化から、図書館機能としては不十分な状況にあると言わざるを得ない。

施設の狭隘化等の理由により、所有する蔵書数は、近隣市町村の図書館との比較においても最低限の水準にあり、また、蔵書の構成においても、児童書に偏重し、一般書や専門書が少ない課題を抱えている。

一方、学校図書館支援事業を図書館職員が支援し、大きな効果を発揮していることについては評価するものであるが、本来は学校図書館自体の独立と職員配置が望ましいと考えることから、学校図書館への専門教職員の配置と運営充実が強く望まれるところである。

利用実態の面では、人口の約2倍の1万9,299人という年間閲覧者数となっているが、美瑛町の図書館は人口の約5倍に当たる5万1,743人の閲覧者数となっており、利用者数は美瑛町に比べ圧倒的に少ない。

次に、職員の配置状況であるが、令和2年度末までは正職員の図書司書補が1名、兼任職員2名、会計年度任用職員4名が配置されていたが、令和3年4月からは、図書館司書及び図書館司書補の有資格者が未配置となった。さらに図書館長は社会教育総

合センターに常駐する教育振興課長が兼務している状況にある。

図書館運営の中心となる専任の館長と図書館司書等の有資格者の配置については早急に解決しなければならない課題と考える。

（3）まとめ。

上富良野町図書館「ふれんど」の運営は、施設の老朽化や狭隘化の課題を抱えながらも、限られた施設環境の中、創意工夫のもと、図書館サービスの向上に積極的に取り組んでいることについては高く評価するものである。

しかしながら、施設面について大きな課題がある中で、1日平均64.8人の利用者がいるという事実は、多くの町民が図書館施設の充実を求めていると思路することから、早急に図書館の将来整備計画を立て、町民の期待に応えることを強く望むものである。

また、図書館のサービス面では、移動図書活動・読書スタンプ事業・すくすく絵本事業などに取り組むとともに、図書館まつりなどを開催し、充実したサービスにより、読書離れ対策を講じていることは高く評価するものである。

一方、図書館の評価は、かつては貸出数や閲覧者数が主体であったが、今日は町民の居場所づくりや情報発信が求められてきていることを考慮し、癒やしの空間確保を図りながら、さらなる情報発信など、サービスの向上と充実を目指されたい。

さきの課題と問題点に示したが、図書館経営は、職員体制の充実が必須要件と考えることから、専任図書館長の配置と、特に図書館司書等の有資格者を配置することは、さらなる貸し出し、レファレンス・サービス、予約サービスなどの基本機能のほか、その他の図書館活動の向上にも大きく貢献するものと考えことから、専門職員の配置を積極的に進め、本町の図書館活動の進展を図ることを期待する。

以上、「図書館の運営について」の報告とする。

次に、5ページを御覧いただきたいと思います。

2、がん予防と罹患者対策について。

（1）がん予防について。

我が国において、がんは昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人が罹患すると推計され、がんは国民の生命と健康にとって重大な問題である。

このことを受け、平成18年のがん対策の一層の充実を図るため、がん対策基本法が成立し、平成19年から施行された。

同年、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第1期の「がん対策推進基本計画」を策定し



た。

また、平成24年度からの第2期計画においては、小児がん、がん教育及び就労支援などの社会的な問題にも積極的に取り組んできている。

その後、平成29年度から平成34年度までの計画では、がん患者を含めた国民ががんを知り、がんの克服を目指すことを目標とし、取り組みを進めてきている。

上富良野町では、国のがん対策基本法に基づき作成した「がん対策推進基本計画」を受け、様々ながん対策を進めてきている。

また、国では、平成12年度、「健康日本21」運動に取り組み、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的とした「一次予防」に重点が置かれたことを受け、平成15年には健康増進計画「健康かみふらの21」を策定し、特に生活習慣病予防に視点を置いた取り組みやがん対策を推進し、平成25年には「健康かみふらの21（第2次）」を策定し、その中で、がんの早期発見、重症化予防、発症予防に取り組んできている。

アからは上富良野町の現状になっていますので、朗読については省略をさせていただきますので、後ほど御高覧賜りたいと思います。

それでは、7ページ中段の（3）課題と問題点。

がん予防と罹患者対策については、健康増進計画「健康かみふらの21」を策定し、がんの早期発見、重症化予防、発症予防に取り組んでいる。国が定める五つのがん検診について、無料クーポン券の配布や、がん検診経年表を活用した保健指導などを実施し、様々な受診率向上の施策に取り組んできており、上富良野町の五つのがん検診受診率は、北海道の受診率、国の受診率より全て高い結果となっているが、国が定める50%という目標受診率にはどれも至っていない。

また、多くがまちのがん検診ではなく、職域等での検診を受診していることから、職域を含めた町民全体のがん検診受診実態を正確に把握することは困難な状況にある。

一方、上富良野町の喫煙率は年々減少傾向にあるが、いまだ男女ともに全国喫煙率より高いのが現状であり、喫煙率の低下策に力を注がなければならない。

がん教育について、健康学習会でがんに関する学習テーマを設定しているが、受講者が皆無であることは、住民周知等が不十分であったと思われる。また、がん教育講演も平成28年に行われて以降、5年以上開催されていない。

次に、罹患者対策については、国では新たな課題として患者それぞれの状況に応じたがん医療や支援

が十分になされていないことや、また、希少がん、難治性がん、小児がん、AYA世代のがんへの対策を課題と捉えている。

今後、我がまちにおいても、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことができる社会の構築を目指し、福祉的支援、教育的支援等を充実させていかなければならない。

現在は、がんに罹患した人の相談は保健師が一般の健康相談として行っているが、就労相談や治療に関する相談などの専門窓口はない。

また、富良野圏域には、緩和ケアの拠点病院や施設もない状況である。

（4）まとめ。

上富良野町の五つのがん検診受診率は、国、北海道の受診率より高い結果となっている点は高く評価するものである。今後は、国が定める50%という目標受診率の達成に向けて、無料クーポン券の配布年齢の拡充や、受診機会の促進のための新たな施策、受診意識向上のための広報やアンケート等の手法も駆使し、受診率向上に取り組まれない。

8ページを御覧ください。

さらに、今後は事業主の理解を得て、多くの町民の検診受診状況の把握を行い、平成26年2月に宣言した「健康づくり推進の町」宣言の理念に基づき、職域での受診率向上を促すとともに、行政との連携強化を図り、町民のがん予防、がん検診の充実を図られたい。

また、喫煙については、様々ながんのリスク因子に加え、循環器疾患や糖尿病といった生活習慣病、さらには健康寿命延伸にも悪影響があることを考慮し、さらなる禁煙運動等の取り組みを進められたい。

がん教育については、学童期から学ぶ機会をつくとともに、一般町民へのがん講演会の開催などにより、町民一人一人のがん予防に対する意識向上を高め、がんを克服する社会の実現に努められたい。

また、これからはがん予防の充実を推進するだけでなく、がんに罹患しても安心して暮らせる社会の構築が求められる。がん患者とその家族に対する相談窓口や就労支援、患者サークルの結成など、医療や福祉資源を活用し、町民視点に立ったがん患者の施策を進められたい。

がん予防と罹患者対策を進めるためには、現在の保健指導、福祉対策体制の充実が必要である。がん治療は日進月歩で発展し、がん10年生存率も約60%と進展してきている。

何よりもがんは早期発見、早期治療であり、そのためのがん検診は重要であることから、受診率を着実に高めていくことが必要である。

また、がん患者が尊厳を保持しながら安心して暮らせる社会を実現するため、関係機関の連携が求められる。まちを中心に、医療や福祉関係者、事業主などが一体となってがんとの共生を推進し、健康のまちづくりの実現を目指されたい。

以上、「がん予防と罹患者対策」についての報告といたします。

なお、9ページについては、朗読は説明を省略したいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって報告第2号委員会所管事務調査報告についてを終わります。

#### ◎日程第7 報告第3号

#### ◎日程第8 報告第4号

○議長（村上和子君） 日程第7 報告第3号専決処分報告について（上富良野町税条例の一部を改正する条例）、日程第8 報告第4号専決処分報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から報告を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程いただきました報告第3号専決処分の報告について（上富良野町税条例の一部を改正する条例）、報告第4号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

国の令和3年度税制改正関連法案の成立が令和3年3月末になることから、3月定例町議会におきまして、上富良野町税条例及び上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項として議決をいただきました。

今年度の税制改正関連法案は、令和3年3月26日可決成立し、3月31日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されることに伴い、3月31日に上富良野町税条例の一部を改正する条例及び上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分をいたしましたので御報告申し上げます。

まず、報告第3号専決処分の報告について。

上富良野町税条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

令和3年度の税制改正におきましては、家計の暮

らしと民間需要を下支えするため、固定資産税の評価がえへの対応及び住宅ローン控除の延長など、所要の改正を行うものであり、その主な改正点を御説明申し上げます。

まず1点目、固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、3年に一度の評価がえに伴い、税額が増加する土地につきまして、令和3年度に限り、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものであります。

2点目、軽自動車税につきましては、一つ目といたしまして、自動車の取得時に、燃費基準に応じた税率で課税される環境性能割について、軽減対象車の割合を現行水準としつつ、新たな2030年度燃費基準のもとで税率区分を見直すものであります。

二つ目としまして、環境性能割の臨時的軽減の延長として、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した者を対象とするということで、この措置による減収につきましては、全額国費で補填されます。

三つ目といたしまして、自動車の所有者に毎年課税される種別割の税率を燃費性能等により軽減するグリーン化特例について、重点化等を行った上で、令和5年3月31日まで2年間延長するものであります。

3点目といたしまして、個人住民税につきましては、住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例の延長等の対象者につきましても、各都市において所得税額から控除しきれない額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するものであります。この措置による減収につきましては、全額国費で補填されます。

4点目、納税環境の整備につきましては、地方税共通納税システムの対象税目につきまして、固定資産税、軽自動車税の種別割を追加しまして、地方税のオンライン手続のためのシステムであります。Lタックスを通じた電子納付を令和5年度から可能とするものであります。

5点目、地方税法等の法令改正に伴い、その所要の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第3号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。上富良野町税条例の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和3年3月31日。

上富良野町長 斉藤繁。

1ページを御覧願います。

上富良野町税条例の一部を改正する条例。

上富良野町税条例の一部改正。

第1条 上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます。条文を追って、その主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願います。

第24条は、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取り扱いの見直しを政令改正に合わせて改正するものであります。

第34条の7は、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しを国税の改正に合わせて改正するものであります。

第36条の3の2は、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出にかかる税務署長の承認の廃止を法律改正に合わせて改正するものであります。

第36条の3の3、課税限度額等における国外居住親族の取り扱いの見直し及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出にかかる税務署長の承認の廃止を法律改正に合わせて改正するものであります。

53条の8、退職所得申告書の定義にかかる規定の整備を法律改正に合わせて改正するものであります。

53条の9、退職所得申告書の電子提出にかかる税務署長の承認の廃止について、法律改正に合わせて規定を整備するものであります。

81条の4、読みかえ規定を対象に追加するよう、法律改正に合わせて改正するものであります。

附則第5条、これにつきましては、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取り扱い見直しについて、法律改正に合わせて規定を整備するものであります。

2ページをお開き願います。

附則第6条、セルフメディケーション税制の延長について、法律改正に合わせて規定を整備するもの

であります。

附則第10条の2、附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、3ページを御覧願います。附則第13条、附則第15条につきましては、法律改正にあわせて改正するものであります。

附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長するよう、法律改正にあわせて改正するものであります。

附則第15条の2の2、読みかえ規定を対象に追加するよう、法律改正にあわせて改正するものであります。

附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち50%軽減及び25%軽減対象を営業用乗用車に限定した上で特例の期限を2年間延長するよう、法律改正にあわせて改正するものであります。

4ページをお開き願います。

附則第16条の2、これにつきましては、項ずれの反映を法律改正にあわせて改正するものであります。

附則第25条、こちらにつきましては、住宅借入金等特別税控除の拡充、延長について、法律改正にあわせて改正するものであります。

続きまして、第2条による改正につきましては、令和2年改正条例第2条は、法律改正にあわせて規定の整備、項ずれに伴う改正であります。

附則、第1条は、施行期日にて定めるもので、令和3年4月1日から施行するものです。ただし、施行期日を別に定めている項目につきましては、当該各号に定める日から施行するよう定める規定となっております。

第2条は、町民税に関する経過措置について定めるものであります。

5ページを御覧願います。

第3条は、固定資産税に関する経過措置について定めるものであります。

第4条、軽自動車税に関する経過措置について定めるものであります。

次に、報告第4号、専決処分の報告について。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

令和3年度の税制改正において、長期譲渡所得に関わる課税の特例として、個人で所有期間が5年を超え、上物を含めて譲渡価格500万円以下等の要件を満たす都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合に、譲渡所得から100万円を控除することができるよう、法律改正にあわせて改正するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第4号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和3年3月31日。

上富良野町長、斉藤繁。

次のページを御覧願います。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項を削る。

附則第4項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則。

施行期日。

第1項。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

経過措置。

第2項。

この条例による改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上をもちまして、報告第3号専決処分の報告について、上富良野町税条例の一部を改正する条例、報告第4号専決処分の報告について、上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての報告といたします。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これより、報告第3号及び報告第4号について、一括して御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって報告第3号専決処分の報告について、上富良

野町税条例の一部を改正する条例及び報告第4号専決処分の報告について、上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は10時45分といたします。

---

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

---

○議長（村上和子君） 会議を再開いたします。

### ◎日程第9 報告第5号

○議長（村上和子君） 日程第9 報告第5号専決処分の報告について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）の報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました報告第5号専決処分の報告について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）御説明申し上げます。

本年3月、第1回定例会において議決いただきました北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約については、当町を含めた道内12自治体による協議会により、国の補助事業を活用して実施するものであり、令和2年度、補助事業という性質上、当初契約については、令和3年3月31日までを契約期間としたところであります。

しかしながら、今回の当該補助事業の規模については、全道、全国的に行われる事業であり、その工事を令和3年度に引き続き行うためには、国への変更申請及び承認後の変更契約の締結が必要となりますが、その承認については、定例会閉会后となる見通しとなり、また、本事業については、協議会として進めており、協議会構成自治体が速やかに手続きを進める必要があることから、第1回定例会において町長の専決処分事項として議決をいただきました。この間、協議会構成自治体での契約議決を経て、3月16日に本契約が締結された後、国補助金の繰り越し承認を経て、3月30日付で契約変更を締結する見込みとなったことから、令和3年3月30日付で専決処分を行い、直ちに協議会への報告を行ったところであります。

以下、議案を朗読し、御説明といたします。

報告第5号を御覧ください。

報告第5号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告

する。

記。

処分事項、北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について。

変更事項、契約工期。

変更前、契約の日から令和3年3月31日。

変更後、契約の日から令和4年3月31日。

令和3年3月30日。

上富良野町長、斉藤繁。

以上で、報告第5号専決処分の報告について、北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更についての説明といたします。御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第5号専決処分の報告について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）を終わります。

#### ◎日程第10 報告第6号

○議長（村上和子君） 日程第10 報告第6号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）の報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました報告第6号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）につきまして御説明申し上げます。

本件の発生状況につきましては、令和2年12月27日、午前5時頃、公共土木施設維持管理業務の委託業者であります、高橋建設株式会社の従業員が、官貸車小型ロータリー除雪車で町道東5丁目通の歩道を除雪中に、病院前に設置してあります円柱のサインポールに接触し、破損させたものであります。なお、官貸車の運転手にけがはありませんでした。原因といたしましては、歩道の除雪中に雪が舞ったことで一時的に視界不良になり、サインポールとの間隔を誤って接触し、破損させたことであ

り、当方の過失割合を10割、賠償金額を25万5,000円とし、3月17日に示談が成立したことから、専決処分を行ったところであります。委託業者に対しましては、運転について注意喚起したところであり、今後はさらなる安全運転を心がけ、再発防止に努めてまいります。このたびの交通事故が発生したことにつきまして、深くお詫びを申し上げます。

それでは、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第6号を御覧ください。

報告第6号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

以下、損害賠償の相手方及び和解の内容については、記載のとおりであります。

以上で、報告第6号専決処分の報告について、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについての説明といたします。

御了承賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

8番 荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 今、読み上げはなかったのですが、専決処分書の欄で、専決処分の日付が令和2年3月17日になっていますが、先般、全員協議会では、事象発生が令和2年12月27日ということで、令和3年ではないのかなということで、確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま8番の荒生議員の御質問にお答えします。

大変申し訳ございませんでした。令和3年の誤りでございます。大変申し訳ございません。

○議長（村上和子君） 8番、よろしいですか。

○8番（荒生博一君） 暫時休憩。

○議長（村上和子君） では、暫時休憩といたします。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第6号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を終わります。

#### ◎日程第11 報告第7号

○議長（村上和子君） 日程第11 報告第7号令和2年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました報告第7号令和2年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、その概要を御説明申し上げます。

それでは、繰越計算書を御覧願います。

まず、1行目、5行目及び13行目の新型コロナウイルスワクチン接種事業については、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図るため、国が主導的役割を担って進めることとされ、市町村が担当する住民への予防接種準備費用等については、本年1月18日に専決処分するとともに、住民の方への接種に要する費用については、本年3月、第1回定例会において、令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第19号）として追加上程し、所要の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。

令和2年度の決算期を迎え、限度額を設定した総額8,399万8,000円のうち、事業完了が翌年度となる8,047万1,000円を令和3年度会計へ繰り越したものであります。

次に、2行目の高度無線環境整備推進事業については、昨年の新型コロナウイルス下におきまして、全国的な光ケーブル未整備地区の解消に向けた支援策が行われることとなり、当町においても公設民営方式による農村部の整備を決定したところでありますが、その完了が年度を超えることから、昨年9月、第3回定例会において、所要の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。

令和2年度の決算期を迎え、限度額を設定した4億6,200万円のうち、事業完了が翌年度となる4億2,350万円を令和3年度会計へ繰り越したものであります。

次に、3行目の行政集約電波塔整備事業については、令和4年11月までに更新が必要となる防災行政無線整備事業に関連し、その基地局アンテナの設

置場所の整備が必要となり、その実施設計に早期に着手するため、その所要の補正及び繰越明許費について、本年2月17日に専決処分したところであります。令和2年度の決算期を迎え、限度額を設定した574万2,000円を令和3年度会計へ繰り越したものであります。

次に、4行目の戸籍情報システム改修については、デジタル手続法による住民基本台帳法等の一部改正により、まちの住民基本台帳システム及び戸籍システムの改修が必要となることから、昨年12月、第4回定例会において所要の補正の議決をいただいていたところであり、当初、年度内完了を見込んでいたところでありますが、その改修等に時間を要し、当該事業の完了が年度を超えることとなることから、本年3月、第1回定例会において、繰越明許費の議決をいただいたところであります。令和2年度の決算期を迎え、限度額を設定した638万円を令和3年度会計へ繰り越したものであります。

次に、6行目の道営草地畜産基盤整備事業、7行目の島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業、8行目の上富良野地区道営農村地域防災減災事業及び9行目の経営体育成基盤整備事業については、国の補正予算に伴い、本年3月、第1回定例会において所要の補正及び繰越明許費の議決をいただいていたところであります。令和2年度の決算期を迎え、限度額を設定した当該4事業の総額7,805万円を令和3年度会計へ繰り越したものであります。

次に、10行目の中小企業経営継続奨励助成事業については、国の第3次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加されたことから、早期に臨時交付金を活用した地域経済への支援策を講ずるため、この間の町内中小企業者の疲労度を考慮し、今後の事業継続を促す支援策として、対象期間を昨年12月から本年2月までとし、その申請期限を本年4月30日までとしたことから、その所要の補正及び繰越明許費について、本年2月17日に専決処分したところであります。令和2年度の決算期を迎え、限度額を設定した4,000万円のうち、事業完了が翌年度となる1,960万円を令和3年度会計へ繰り越したものであります。

次に、11行目及び12行目の学校保健特別対策事業については、国の第3次補正予算において、学校における感染症対策に必要な資機材の整備、教職員に対する研修に要する経費、児童・生徒の学びの保障のための教材の購入への支援策が行われることとなり、その事業完了が年度を超えることから、その所要の補正及び繰越明許費について、本年2月1

7日に専決処分したところであります。令和2年度の決算期を迎え、限度額を設定した総額360万円を令和3年度会計へ繰り越したものであります。

以上、13事業の合計で6億1,734万3,000円を、地方自治法第213条第1項の規定により、令和3年度会計に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その内容を報告するものであります。

なお、事業ごとの財源内訳で、国庫支出金など未収入特定財源については、事業完了時期に応じて受け入れ手続を行ってまいります。

また、事前の委員会、全員協議会での説明資料では、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰越処理の関係上、翌年度へ繰り越すべき財源に1,000円未満の端数が生ずることから、会計別収支総括表との対比上、円単位での資料で説明をさせていただいておりましたが、今回の繰越計算書につきましては、従来同様、1,000円単位での表示としておりますので、御了承願います。

以上をもちまして、報告第7号令和2年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第7号令和2年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

## ◎日程第12 報告第8号

○議長（村上和子君） 日程第12 報告第8号法人の経営状況の報告について、報告を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） ただいま上程いただきました報告第8号法人の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、提出させていただいた株式会社上富良野振興公社の経営状況に関する調書に沿って、その概要を御説明申し上げます。

それでは、経営状況に関する書類を御覧ください。

1ページをお開きください。

初めに、令和2年度の事業報告書ですが、ここでは、株主総会、臨時株主総会、取締役会、監査役会の開催状況及び審議項目等について記載をしております。

2ページをお開きください。

2ページと3ページにつきましては、令和2年度における部門別報告書となっております。振興公社が指定管理者としてまちから受託し、管理運営しております4施設について、それぞれの実績概要を記載しております。

最初に、2ページの吹上温泉保養センター白銀荘についてであります。入館者数は6万349人、前年対比76.1%、利用収益は4,873万7,396円で、前年対比67.7%の実績となりました。

新型コロナウイルスの影響から、休館や利用制限、イベントの中止などが大きく売りに影響し、初めて大幅な赤字が想定されたことから、まちから1,000万円の委託料の追加をいただいたところでございます。

次に、日の出公園オートキャンプ場ですが、総入場者数は1万1,351人で、前年対比57.2%、有料入場者数では9,052人で、前年対比57.5%、利用収益では1,597万3,718円で、前年対比72.8%の実績となりました。

新型コロナウイルス感染症対策のため、4月から5月の1か月間休止したことや、外国人の利用客がゼロとなったことなどから、大きく売りを落とす結果となりました。

3ページを御覧ください。

次に、町営スキー場ですが、リフト券の総売上枚数は2,969枚で、前年対比138.2%となり、利用収益では120万8,405円で、前年対比160%の実績となりました。

昨年度と比較して降雪量が多く、運行日数が増えましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などから利用者は大きく伸びず、リフト券売上枚数及び収益は計対比で微増にとどまりました。

最後に、日の出公園ですが、公園の使用料収入による利用収益は8万9,501円で、前年対比57.7%の実績となりました。こちらも新型コロナウイルス感染症の影響などにより、夏期シーズンの展望台での営業が見送られたことなどから、自動販売機設置使用料等の収入に限られたことによります。

4ページ以降は令和2年度の決算報告書であります。

5ページを御覧ください。

最初に、貸借対照表について申し上げます。

資産の部、流動資産合計は2,729万4,336円で、現金・貯金の2,590万1,271円、商品の139万3,065円が主なものとなっております。

固定資産合計は68万7,504円で、有形固定資産65万7,504円と出資金3万円であり、資

産の部の合計は2,798万1,840円となっております。

次に、負債の部ですが、流動負債合計は468万524円で、その内訳は、未払い、預かり金等であります。

資産の部から負債の部を差し引いた純資産の部は、株主資本が2,330万1,316円で、その内訳は、上富良野町、ふらの農業協同組合、旭川信用金庫、上富良野町商工会の出資による資本金1,000万円と、利益剰余金の1,330万1,316円となっております。

次に、6ページをお開きください。

損益計算書について申し上げます。

最初に、営業収益に当たります売上高についてありますが、利用収益と売店収益を合わせた売上高合計は6,600万9,020円となっております。

次に、営業費用に当たります売上原価につきましては、期首商品棚卸高と当期商品仕入高を合わせた851万8,931円から期末商品棚卸高139万3,065円を差し引いた712万5,866円となり、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益金額は5,888万3,150円となりますが、販売費及び一般管理費合計の1億72万4,201円を差し引いた営業損失金額は4,184万1,047円となったところであります。

営業外収益といたしましては、まちからの管理委託料に当たる受託収入の3,910万2,369円をはじめ、受取利息、受取配当金、雑収入を合わせ4,176万4,100円となっております。

以上のことから、営業損失金額4,184万1,047円に、営業外収益4,176万4,100円を加えた経常損失金額は7万6,947円となり、法人税等の56万600円を差し引きまして、当期純損失金額は63万7,547円となったところであります。

7ページから19ページにかけましては、ただいま説明いたしました部門別報告書及び貸借対照表並びに損益計算書の作成資料として、販売費及び一般管理費の内訳書及び施設ごとの損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、株主資本等変動計算書のほか、各施設の月別利用集計を掲載しておりますので、参考として御覧いただきたいと思っております。

次に、20ページをお開きください。

令和3年度の事業計画及び予算についてですが、新型コロナウイルスによる影響が続いている状況の中、新年度を迎えたところでありますが、既に白銀荘におきましては、5月から6月にかけまして宿泊の受け入れ停止などの営業縮小を行い、オートキャンプ場におきましても、同様の期間、利用を

停止した経過にあります。

今後は、変異株の流行やワクチン接種の進捗など、新型コロナウイルスの影響がどこまで及ぶのかが見通せない中ではありますが、感染症対策を徹底しながら、施設等の快適な環境づくりや親切丁寧な対応に心がけてまいります。

一方では、適正な売り上げを見込み、経費の効率化や節減を図るとともに、売り上げの大きな減少に伴い、運転資金の管理に細心の注意を払いながら、コロナ禍に対応した経営に努めることを事業経営方針として取り組んでいくこととしております。

個別の取り組みといたしましては、日の出公園オートキャンプ場において、最近、関心の高まっているたき火の解禁、白銀荘においては、改修したサウナのロウリュのPRなど、集客力の向上、売り上げの確保を図ることとしています。

次の21ページと22ページにつきましては、施設ごとの利用者見込み数並びに収入見込みを記載しております。

最初に、21ページの白銀荘についてですが、計画入館者数を宿泊客7,480人に、回数券利用者を含めた日帰り客5万6,920人を合わせた6万4,400人とし、売上高は5,675万9,000円を見込んでおります。

22ページをお開きください。

次に、日の出公園オートキャンプ場ですが、計画有料入場者数を1万960人として、売上高は1,965万6,000円を見込んでおります。

次に、町営スキー場ですが、利用券売上げ総枚数を2,850枚として、売上高は119万3,000円を見込んでおります。

また、日の出公園につきましては、公園使用料として15万5,000円の売り上げを見込んだところであります。

次に、23ページを御覧ください。

令和3年度予定損益計算書ですが、本年度におきましても、新型コロナウイルスの影響を考慮し、営業損失を4,022万2,000円見込んだところであります。

例年、この営業損失につきましては、まちからの施設管理に関する協定に基づく受託収入によって賄われているところですが、白銀荘及び日の出公園オートキャンプ場につきましては、本年度予定の受託料では賄い切れないものとして、公社全体で1,000万円の損失を見込んだところでございます。

新型コロナウイルスの終息と来場者等の回復に期待をしながら収益の確保に努めていくこととしておりますが、最終的に損失が生じた場合、もしくは生じることが予見された時点においては、まちと協議



を行うとともに、積立金の取り崩し等による補填を行い、施設運営を図っていくこととしております。

以降、24ページには、全部門合計の販売費及び一般管理費の内訳書、25ページから32ページには、運営施設ごとの予定損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書を記載しております。

また、最後の33ページには、振興公社の株主名簿、役員名簿を掲載しておりますので、参考として御覧いただきたいと存じます。

以上、報告第8号法人の経営状況報告について、株式会社上富良野振興公社の経営状況の報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって報告第8号法人の経営状況の報告についてを終わります。

### ◎日程第13 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第13 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） まずは、通常業務の傍ら、特に住民健診を控えているこの時期に、初めての経験となる新型コロナウイルスワクチン接種に対応されている医療従事者、職員の皆様に対し、町民を代表して心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、傍聴されている方に質問内容を分かりやすくするために、全体の文章量が多くなっており、逆に分かりにくくなる可能性もありますが、御容赦願いたいと思います。

それでは、私はさきに通告いたしました4項目につき、町長に御質問いたします。

最初に、日の出公園魅力再生計画についてでございます。

令和2年第1回定例会の町政執行方針における前町長の駐車場の整備は、日の出公園魅力再生計画に基づいているという趣旨の発言から1年3か月が過ぎましたが、そのとき私が抱いた、内部計画である魅力再生計画を、課を超え、横断的に連携し、広く町民にお示しできるような計画へとブラッシュアップすることは理事者の最低限の責務であり、多くの町民に駐車場用地の取得を心底御納得していただくためには欠かせないことであるとの考えに今も変わりはありません。先月、この点につき、建設水道課

長に伺いましたら、今年度中にはリニューアルした魅力再生計画を策定し、来年度には動き出せるよう準備を始めているとのことで、ひとまず安堵しております。

また、この計画は、都市計画マスタープランに基づき、上富良野景観づくり計画と観光振興計画とリンクする計画として再構築するとの説明もいただきました。

そこで、まだ準備段階ということではありますが、新たな魅力再生計画について、3点、町長にお伺いいたします。

（1）計画の目的について。

計画策定の中心的役割は建設水道課が担うそうですが、このことは都市公園法に基づく制度の最低機会であることは理解できます。しかし、日の出公園は歴史的にも観光公園として認知度が高く、このたび駐車場を整備し、周辺自治体にひけをとらない観光拠点として輝きを取り戻させ、誘客促進を図るのであれば、計画策定のイニシアティブをとるのは、新たな魅力再生計画にリンクする観光振興計画、そして各種イベントの担当課である企画商工観光課がふさわしいのではないのでしょうか。再生される魅力とは何か、魅力を再生する目的は何か、魅力を訴えるターゲットは誰なのかをお伺いいたします。そして、仮にこれらの答えが誘客、地域振興に帰結したとしても、なお建設水道課を主として策定を進めるのであれば、その理由とあわせ、本計画の根幹についてお伺いいたします。

（2）日の出公園までのアプローチ整備についてでございます。

旭川方面から日の出公園までの主要動線である東1線道路や北27号西道路は、ふだんから上富良野町内東側地区と旭川方面をつなぐルートとして交通量が多く、また、散歩道として利用する方も多くおられます。にもかかわらず、道路幅が狭く、歩道がないため、これまでも議会等において安全性と利便性の向上に関して議論の機会があったそうですが、昭和59年の東1線道路車道歩道整備工事で、大規模な整備は実施されていないと担当職員から伺っております。

さて、時代は移り変わり、今は携帯電話や車載のナビゲーションシステムを用いて目的地を検索する方が大勢を占めております。実際に日の出公園を目的地として検証しましたが、旭川方面からは、何度試してもA Iは最短ルートの北27号西道路を示します。旧国道から北27号西道路に誘導する看板の視認性が低いことも含め、現状、日の出公園までのアプローチは適正な状態とは言えないのではないのでしょうか。道路や看板など、公園の外部施設整備も

公園の魅力再生には必要不可欠であると考えますが、今回策定される計画に敷地外施設の整備が盛り込まれる可能性について、御所見をお伺いいたします。

(3) 今後の四季彩祭りのあり方についてでございます。

日の出公園ににぎわいをもたらすイベントの中でも最大規模の花と炎の四季彩祭りは、2年前の四季彩祭り終了後に、運営委員会の中心的存在である商工会が人手不足などの理由により協力体制を維持できないと表明され、今年2月の運営委員会において、今後は町がイニシアティブをとることに正式決定したと聞いております。今年も昨年同様、新型コロナウイルス感染症の影響で代替イベントが開催されますが、感染症収束後の四季彩祭りのあり方を企画商工観光課長に伺いましたら、名称も目的も見直すとのことでありました。炎の象徴であった行灯の廃止で名称変更を余儀なくされ、また、既存の祭りの形態が住民ニーズに合致していない可能性が高いことがその理由であり、今後は町主導で誘客に力点を置いたイベントを企画、開催することで、観光振興、地域経済の活性化を促すことを目指すとの説明を受けました。

確かに祭りの存在意義そのものが問われる時代を迎えているのかもしれませんが、しかし、前身である北海ホップ祭りが1978年に初めて開催され、1982年にラベンダー祭りに改称、2004年からは十勝岳祭りと統合し、我が町を代表するイベントとして町の知名度を高めるとともに、誘客促進、町民交流を図り、秀峰十勝岳の安全と五穀豊穰、地域の振興、活性化を目的とした、長く町民に親しまれてきた祭事が、その歴史に静かに幕をおろしたのか否か、どう解釈してよいのか困惑しております。改めて我がまち最大の祭事に関するこのたびの決定事項の詳細と決定プロセスをお伺いします。あわせて、駐車場を起爆剤としたアフターコロナのイベントのビジョンについてもお伺いいたします。

2番目に、ウィズコロナを意識した今後の観光振興についてお伺いいたします。

我がまちのセールスポイントである観光産業は、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響で観光事業が激減し、町内の観光事業者は極めて厳しい状況に追い込まれており、この間、まちは都度、緊急経済対策を講じてきました。ですが、コロナ禍において各事業者を引き続き消費者が安心して利用できる環境整備と同時に、離職防止、新規人材採用のためにも、安心して働ける職場環境整備など、ウイルスと共存しながらビジネスを展開していくことを意味するウィズコロナに対応していかなければなり

ません。

そのような中、先月から始まったワクチン接種により、今後、人の流れが徐々に回復する段階に移っていくことが期待されるものの、アフターコロナが遠い先であることはもはや自明の理であり、やはり我がまちにおいても今しばらくはウィズコロナを意識した戦略を立てなければならない状況にあります。

そして、既に周辺自治体、他の道内観光地との激しい誘客競争、観光需要の争奪戦は始まっており、今が勝負の分かれ目ではないでしょうか。アドベンチャートラベルや、昨年9月の一般質問にて触れたワーケーションなどの滞在型観光、トレンドである商品の高付加価値化など、新たな観光のあり方を見据えた取り組みを着実に、かつ迅速に進めていくことが求められております。

町長は、この中で厳しい状況に置かれている町内観光の現状をどのように分析、把握し、どのようなアイデアを持って、今後、観光業者の救済に取り組んでいくお考えなのか、御所見をお伺いします。

3番目に、道の駅についてでございます。

1993年、道内最初の道の駅、三笠開業より約30年がたちました。その後、2000年までに76か所、2001年から2010年までは34か所、2011年から2020年までは18か所、そして今年、士別に道内129か所目となる、ヒツジのまち、サムライ士別がオープンいたしました。

道の駅は、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域人々のための情報発信機能、そして道の駅を核として、その地域が連携する地域の連携機能の三つの機能を基本機能としているほか、約8割の道の駅が中山間地域に設置されていることから、地域の重要な生活拠点、地域経済、雇用維持の拠点として重要な役割を担っていることは申すまでもありません。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響は全国の道の駅にも及んでおり、団体観光客や外国人観光客の入り込みが激減する中、国土交通省では、道の駅第3ステージの提言に示された地方創生、観光を加速する拠点、ネットワーク化で活力ある地域デザインにも貢献の実現を目指し、必要な施策の具体化検討やフォローアップを推進するため、今月3日に道の駅第3ステージ推進委員会が開催されたばかりであります。

また、士別市の道の駅では、調査、設計、既存建物の解体、土地の取得等に約3億円、本体工事に約4億3,500万円、総事業費は約7億3,500万円で、そのうち国の補助金を差し引いても、市の財源から約4億円の費用を投じております。さらに、

道の駅は第三セクターが所有、運営しておりますが、運営費は施設内の公共部分に対する市の負担金や、ふるさと納税、観光振興、移住、定住など、市からの業務委託費等で賄っていく予定であると、先日、駅長から伺っております。改めて道の駅の設置は大きな財政負担が生じることに加え、コロナ禍でニューノーマルに対応した進化を求められるという、大変ハードルの高いプロジェクトであることを痛感したところであります。

前町長に対し、これまで複数の同僚議員から道の駅に関する質問が幾度となく投げかけられましたが、冬期間のコスト等の懸念もあり、観光拠点、交流拠点施設の整備を道の駅ありきで進めることに終始慎重な姿勢を貫かれました。

一方、町長は、本年第1回定例会の町政執行方針に対する同僚議員の質問に、道の駅が必要との思いに変わりはないと答弁されており、時期は未定であっても、マニフェストに道の駅の設置を掲げられ、これまでの間、アンテナを高く張り、温めてきた構想は相当具体的なものであると推察いたします。上富良野町の魅力を最大限生かした、今に、未来にふさわしい持続可能な道の駅の姿について、现阶段で町長がお持ちのビジョンをお伺いいたします。

4番目に、子宮頸がんワクチン接種についてでございます。新型コロナウイルスワクチン接種ではございません。紛らわしくて大変申し訳ありません。子宮頸がんワクチン接種について御質問いたします。

子宮頸がんワクチン接種は、平成25年度から定期接種として、小学校6年生から高校1年生を対象に接種が始まりましたが、そのうち副反応が疑われる事象が問題視され、平成25年6月の専門家会議で因果関係について検証した結果、厚労省は接種部位以外の体の広い範囲で持続する疼痛の副反応症例等について、十分に情報提供できない状況にあることから、接種希望者の接種機会を確保しつつ、適切な情報提供ができるまでの間は積極的な勧奨を一時的に差し控えるべきとし、その日を境に、平成25年には全国的に70%を超えていた接種率が、現在では1%以下まで落ち込み、我がまちにおいても、平成26年度から令和2年度までの7年間で接種された方はわずか1名、ここ5年間で接種された方は1人もおられず、まさに事実上の接種中止状態となっております。

厚労省によると、HPVワクチンは子宮頸がんの全体の50%から70%の原因とされる2種類のヒトパピロウイルスなどに持続感染等の予防効果を持つワクチンで、これまで16型と18型の感染

や、がんになる手前の異常を90%以上予防したと報告されております。また、接種が進んでいる一部の国では、まだ研究の段階ではありますが、子宮頸がんそのものを予防する効果を示すデータも出てきているようです。

HPVワクチン接種に関しては、様々な立場の方がおられること、接種との因果関係が否定できない症状に苦しんでおられる方や、その御家族のことを思い、今なおHPVワクチンを口に出すのはばかられる空気が蔓延していることは重々承知しております。しかし、今この瞬間にも、通称マザーキラーとも呼ばれる子宮頸がん罹患され、若くして命を失う方や、お亡くなりにならないまでも、がんの告知を境に人生が一変してしまう方がおられるという現実から目を背けてはならないと考えまして、以下2点について、町長にお伺いいたします。

(1) 情報提供に関するスタンスについて。

積極的勧奨一時差し控えから8年、ここにきて厚労省がこれまで積み上げてきた調査、研究をもとに、専門家会議において一つの方針を決定しました。それは、公費によって接種できるワクチンの一つとしてHPVワクチンがあること、ワクチンの有効性、安全性に関する情報等や、接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報をお届けするため、リーフレット等の情報資材を接種対象者及びその保護者に個別にお送りするというものであります。この点につき、我がまちのスタンスをお伺いいたします。

(2) より正しい理解を得ていただくための取り組みについて。

定期接種が始まって間もないころ、女子児童生徒と保護者を対象に学校で説明会が開催されていた当時と今では大きく状況が変わっております。

今回、複数の保護者にHPVワクチン接種に関する所見をお伺いしました。ワクチン名を聞くだけで拒絶反応を起こす方が相当数おられるのは想定内でしたが、驚くべきは、その存在すら知らない方も一定数おられるということです。

いずれにせよ、8年という時間の中で忘れ去られつつあるHPVワクチン接種は、今後、その認知度の低さゆえに、受ける権利どころか、受けない権利すら与えられない状況になる可能性があります。HPVワクチン接種に関し、ネット上では今も様々な情報が飛び交っており、その識別は困難を極めます。だからこそ、リスクを正確に伝え、医療関係者や行政との信頼関係の中で、接種するか接種しないかを選択していただくワクチン接種本来の姿を取り戻すために、今後、情報提供資材を配付するのであれば、再度、教育委員会と手を携えて、全ての保護

者に対し、対面での丁寧な説明が必要であると考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、日の出公園魅力再生計画に関する3点の御質問にお答えいたします。

一般的に、公園施設は暮らしに身近な公共空間として、住民の憩い、安らぎ、そして交流の場としての利用はもとより、災害時の避難場所や雪捨て場としての利用など、多面的な機能が求められております。特に日の出公園は、本町に10か所ある都市公園の中でも、古くからスキー場が整備されるほか、オートキャンプ場の整備、また、ラベンダー栽培発祥の地として、本町の観光拠点としての顔、さらには四季を通じた様々なイベントの開催場所としても活用されております。

そこで、1点目の日の出公園魅力再生計画の目的についてであります。本計画は、平成29年度に建設水道課が事務局になり、企画商工観光課、観光協会、商工会、振興公社やフラワーマスター等の各関係機関の方々とプロジェクトチームを構成して協議を行い、日の出公園が多くの方々から親しまれ、御利用いただいている公園として、その魅力を高めていくために考えられる様々な点を整理し、その事業化に向けて、行政内部における今後の参考としていくためにまとめたものであります。

御質問にあります計画策定の担当課につきましては、日の出公園は都市計画に基づく総合公園であることから、建設水道課が中心となって計画策定を行うことが妥当であると考えております。

また、現在、同計画や第6次総合計画計画等に基づき、駐車場の整備を進めているところであり、長年の課題の一つが解決の目途が立ったことから、日の出公園の持つ価値をさらに発展させ、住民や観光客の方々にさらに親しみの持てる公園として、継続的に整備を進めていくための検討材料としていくために、同計画の見直しを指示したところであります。

計画の取りまとめにおきましては、企画商工観光課、教育委員会、観光協会、商工会、指定管理者等の関係機関の方々と協議を行い、利用される皆様に喜んでいただけるよう、近況の課題等を整理し、将来の観光振興、ひいては地域振興にも結びつくような計画にしたいと考えております。

次に、2点目の日の出公園までのアプローチ整備についてであります。東1線道路と北27号道路については、議員御指摘のとおり、昭和58年ごろ

に整備を行い、それ以降については大規模な整備は実施しておりません。これまでも北27号道路の整備については、一般質問で答弁させていただいておりますが、道道と北27号交差点から東1線交差点までの整備につきましては、西1線踏切の改良や、それに伴う西1線道路との交差点改良などの課題があったことから、歩道設置などの整備に至っていない現状にあります。

御質問の、日の出公園魅力再生計画見直しの取りまとめにおける敷地外の施設整備につきましては、日の出公園までの誘導などについては検討したいと思っておりますが、道路の整備につきましては、JRなどの関係機関との協議や、用地及び補償等の課題があり、極めて難しい課題であると考えており、今後は関係者との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の四季彩祭りのあり方についてであります。まず、見直しの経緯につきましては、令和元年の四季彩祭り実施後の運営委員会において、四季彩祭りの趣旨があいまい、人手不足、事務局の移管などについて課題が出され、その後、実行委員会や事務局会議により、課題解決の方法について検討が重ねられてきました。その結果、本年2月の運営委員会において、これまで事務局を担っていた商工会ではその役割を担うことは難しいとのことから、イベント全体を抜本的に見直し、事務局を役場に移すことが確認されたところであります。

現在は、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響から、暫定的なイベントを実施するよう準備を進めておりますが、運営委員会も感染対策のため、各団体の事務局が集まった事務局会議のレベルで進められており、全体会議を開催できない状況にあります。これまでのような大規模なイベントを一度に開催することが困難であるという判断がなされていることから、今後においては、今年度予定しているライトアップと花火を核として、どのようなイベントにしていくのがよいか、関係機関と協議を重ねながら、持続可能なイベントとなるよう検討を進めてまいりたいと考えております。どうか御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目のウィズコロナを意識した今後の観光振興についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現在、観光業を中心として、飲食店など、大変厳しい状況にあるものと理解しているところであり、国や道の支援に加え、経済対策などを講じているところであります。

この間、ウィズコロナの新たな事業展開などを様々に模索し、実施されている事業者も少なくあり

ません。観光は人が動いて成り立つ産業であり、コロナ禍にあっても、接触や密を回避し、消毒等の感染対策を講じながら、議員御発言にもありますリスクの低いアウトドアやワーケーションのニーズに対応するなど、観光協会等と連携しながら、こういった取り組みを後押ししてまいりたいと考えております。観光事業者自らがそれぞれの知恵と発想を持って、ウィズコロナ、アフターコロナの観光を展開していくことを応援していくことがまちの役割だと認識しており、そのための基盤となるような事業や、現在実施中の中小企業事業再構築支援事業なども、より使い勝手のよい制度に見直し、拡充するよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の道の駅についてであります。産業の活性化は、私が訴えた七つの公約の一つであり、農業、観光業、商工業が連携した上富良野らしい産業の活性化は大変重要な課題と認識しており、道の駅の整備による地場産品の販売促進や観光情報発信等を進めてまいりたいと考えているところであります。

これまで、前町長も同様の課題認識のもと、産業振興、町民交流、情報発信、防災拠点、特産品販売などの機能を有した複合拠点施設を整備すべく、第6次総合計画や、まち・ひと・しごと総合戦略に複合的機能を有する拠点づくりを位置づけ、取り組みを進められていたものと認識しております。

私のビジョンはとの御質問であります。上富良野らしい産業の活性化や情報提供を支えるための施設であることが何よりも重要であり、町内の経済団体の方々も課題は共有されているものと思っております。道の駅の整備やその後の運営等において、経済団体の方が主体的に役割を担っていただけるような進め方をどのように築いていくのかということが極めて大切であると理解しているところであります。

ビジネスとしての収益という観点では、行政ではノウハウを持ち合わせていないことから、これまでのように行政が計画を練って、様々な関係者によって構成された協議会に下ろしていくというやり方では、総論賛成各論反対になってしまうのではないかという懸念もございます。本町が持ち合わせている可能性を可能性で終わらせることのないよう、核となる概念、方向性は、農業、商工業、観光業の実践者が主体的に構築できるよう、私の熱い思いもしっかりとお伝えしながら、そういった機運の醸成に努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、4項目目の子宮頸がんワクチンの接種についての2点の御質問であります。関連がござい

ますので、あわせてお答えさせていただきます。

子宮頸がんワクチン接種は、平成22年1月に子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に基づき、まちにおいても中学1年生から高校1年生を対象者とし、個別案内により接種を開始したところであります。

国は平成25年4月に任意接種から定期接種に変更したところでありますが、6月には、国から積極的勧奨を差し控えるよう通知があり、まちにおいても直ちにワクチン接種の個別案内による受診勧奨については差し控えたところであります。積極的勧奨を差し控えた理由としましては、当時、ワクチン接種に伴う副反応症例等について、十分な状況提供ができなかったものと伺っております。

令和2年10月に、国から子宮頸がんワクチンの定期接種への対応について、当面の間、市町村長は接種の積極的な勧奨とならないよう十分留意し、希望者が定期接種を受けることができるよう、対象者への周知を行うよう通知され、情報提供に当たっては、接種を受けましょう、接種をおすすめしますなどの個別送付による積極的な勧奨と受けとめられないよう、周知に関する留意点について、都道府県を通じて勧告されたところであります。

まちとしましては、子宮頸がんワクチン接種については、毎年健康増進カレンダーにおいて、赤ちゃんから二十歳までの予防接種の定期接種として一覧表に掲載し、周知しているところであり、接種対象者に対しましては、まちから個別案内は積極的な勧奨を控えるとの判断から実施していないところであります。

議員御質問のとおり、接種対象者と保護者に対する必要な情報提供のあり方につきましては、国、北海道からの通知に基づき、適切に対応してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。ちょっと早いです。どうでしょうか。午後からにいたしますか。

それでは、昼食休憩といたしたいと思います。

再質問から、午後からよろしくどうぞお願いいたします。

再開は13時から。

---

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

---

○議長（村上和子君） それでは、午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

再質問から始めたいと思います。

9番、佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） それでは、日の出公園魅力再生計画について、最初に（1）に関して再度質問させていただきます。

再生される魅力とは何かという質問にお答えいただいているような気がしておりますけれども、既存の魅力と、新たに発掘する魅力をあわせ、今後、模索していくということで理解をしたところであります。

また、建設水道課が主になって進めることも既定路線ということでしたが、この点、ちょっとお伺いしますが、公園を管理する立場である建設水道課が主になると、例えば事業を提案する立場の関係機関がアスレチックを設置したらどうだとか、サマーグレンデを設置したらどうだとか、マルシェをやってみたらどうだとか、ポケフタがあるのだからポケモンゴロの聖地にしてみたらどうだとか、展望台のあいっているお店をチャレンジショップにしてみたらどうだとか、私のアイデアでは今もう完全に枯渇したのですけれども、そのようなアイデアが出たときに、相反するのではないかという懸念があります。要は管理する側の建設水道課ですから、やはり予算の問題だったりとか、人手が足りないとかという理由で、そういったアイデアが反映されにくくなって、どこか守りに入った計画になるのではないかなという懸念がありますけれども、この点につき、町長の御所見をお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、魅力とは何かということで、改めて申し上げますと、魅力というのは、日の出公園、皆さん御承知のとおり、都市公園のほかに、多面的にスキー場であったり、多面的なことがありますし、眺望もその一つでありますし、ラベンダーの花畑もそうです、イベント会場としての魅力もあるかと思えます。イベント会場といいますのは、夏のほかに、北の大文字、雪祭り、まちが直接やっているものではないかもしれませんが、カミヒルとかトレランなど、それぞれイベント会場になっていたり、あとはキャンプ場ですとか、あとは皆さんの憩いの場だったり、そういう多面的な魅力が、魅力とは何かと言われるとたくさんある、多面的にあるというふうに押さえております。

二つ目の、建設水道課がこの計画のイニシアティブをとることについての懸念ですが、例えば先ほど議員が言われたとおり、展望台のところにか事業を起す、そういう話があった場合は、もちろん公園管理者である建設水道課も協議の中に入りますが、それぞれそういう話題があった場合には、

関係する振興公社であったり、企画商工観光課であったり、必ずそういうところと協議して物事は決めていきますし、もちろん建設水道課は都市公園の管理のほうから意見は言うことができますが、それが全てではなく、協議して物事は決まっていくというふうに私は認識しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番、佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 私の懸念は、杞憂とまではいかないまでも、町長もしっかり考えておられるということで理解をいたしました。ただ、町長が本気で、先ほど御答弁でもありましたが、観光振興、地域振興に結びつく計画にしたいという強い思いがあるのであれば、職員の方々も通常業務もありませんし、思い切って計画の策定を民間に外注するという手もあると思います。あわせて、パブリックコメント制度を用いることで、計画により説得力が増すと考えますけれども、この点、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

計画につきまして、民間に委託ですとか、パブコメ等々の御意見ですが、そもそもこの計画というのが、一応計画と名前がついていますが、あくまでも内部の計画でございまして、関係する部署、振興公社等、一部第三セクターなども含めて、観光協会、その辺も含めての、魅力をどうしていったらいいのかという計画で、内部の計画で、何年後に何をつくるとか、きっちりとした、いわゆる実施計画みたいな計画ではなくて、魅力を再生するにはどういう要素が必要なのだろうなというみんなの意見を出し合って、ああしたらいい、こうしたらいい、例えば広場をもっと活用する方法はないのかとか、そういう計画ですので、特に外部に発注して、コンサルとかに発注したり、そういうふうな計画は今のところないです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番、佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 確認いたしますけれども、内部計画というのは、要は町民としては気軽に目に触れること、前は閲覧することができないというような意味合いなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

内部計画ですので、特に秘密にはするつもりはご

ざいませので、希望される方には特に配付して問題は無いと考えておりますが、パブリックコメントのように、通常の法律で決まっているような計画とは、ああいうように大々的に町民の意見を求めたり、そういうことの計画とは若干ニュアンスが、ここでいう計画のニュアンスは違うのかなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番、佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） では、続いて（2）のアプローチ整備について伺いたします。

御答弁いただきましたように、旧国道まで歩道、車道が整備されるのが理想的でありますけれども、JRの踏切、また橋等があって、なかなかハードルが高いというような御答弁でございました。ただ、私はゼロか100かではなくて、例えば道道のラーメン屋さんと言っていいのでしょうかね、ラーメン屋さんからパークゴルフ場まで、あそこの間だけでもいいのではないかなというふうに思っております。東2線道路のコンビニからオートキャンプ場の入り口までのあの道路を見ると、非常にきちっと整備されていて、それと比べると東1線道路が、言葉は悪いですけど、ちょっとみずばらしくて、来場者に歓迎の意が伝わりづらいのかなと。そういうところが結局来場者の心象としてはどういうふうに写るかはデータをとったわけではないですけども、今言ったように、ラーメン屋さんからパークゴルフ場まで、あの間、きちっと整備するとなると、若干ハードルが下がるのかなと思うのですが、その点、見解をお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

もちろんゼロか100かという議論ではなくて、できることは進めていければなと私も思っておりますが、あそこはもちろんアプローチという、観光から見た、観光からの視点だけではなくて、もちろん町道でもありますので、町道全体の整備の兼ね合いも緊急性など、緊急性、危険性、そういうものを勘案して、全体の町道の中で、どのように整備していくのかというのは今後検討していくに値するのかなと。ただ、観光道路で、だから特に優先だとか、そういうことではなくて、町道全体の観点から、町全体、東1線だけでなく、どこを優先したらいいのかということは今後検討して、毎年町道を整備していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番、佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 今、町長の御答弁でもございましたが、町道としての側面と、観光道路としての側面という、なかなかむしろ二重になっている道路というのは優先順位が高めにつく必要があるのではないかなと、これは私の個人的な見解ですけども、当然、そういった順序があるというのは理解しているところでございますので、ぜひとも優先的に整備されることを強く望むところでございます。

続いて、3番目の四季彩祭りについて伺いたします。

私の質問に対する、ちょっとはっきりとした御回答いただけなかった部分として、花と炎の四季彩祭りというのが第42回でとどまっております。中止になって、今年も中止で、第42回花と炎の四季彩祭りですとどまっておりますので、今後、先ほど最初の私の質問でも申したように、花と炎の四季彩祭りという名称は使わないということによろしいでしょうか、確認のために伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

花と炎の四季彩祭りという言葉は今後使わないということで、通算回数ということでよろしいですか、御質問の。通算回数も、今年については使わず、ラベンダーフェスタ2021というふうにいたしまして、特に今までのイベントでも、通算、北海ホップ祭りのときからずっと見ていますと、名称を変えたときに、一番最初は1回からなので、名称を変えたときに1回に戻った場合のケースと、名称を変えても続けて1回、2回、3回からスタートした場合もありまして、特に第1回何々祭りというふうには、私は特にこだわっていませんし、夏のイベントのカレンダーをひもとけば、通算回数というのは現在まで41回開催されているというのが皆さん御理解できるのかなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番、佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 要はラベンダー祭りと十勝岳火祭りが合わさって花と炎の四季彩祭りになったという歴史的経緯があるというのは私の最初の質問で申し述べたとおりでございます。今度、火祭りの要素がなくなったときに、ラベンダー祭りが残って、今後、コロナが収束して、また人が集まるようなイベントができるよとなったときに、第42回ラベンダー祭りから再開されるという可能性があるのかどうか、伺いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

お祭りは実行委員会体制でやっておりますので、その辺のネーミングとか通算の数え方などについては実行委員会で検討されるのかなと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番、佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 私がなぜこの部分にこだわるかといいますと、やはり駐車場整備の目的は、イベント時、特に四季彩祭りに来場される車両の収容が主であったはずだと思うのです。四季彩祭りの今後についてのただいまの説明だと、当時の提案理由に変化が生じているのではないかと私なりに感じております。この間、変化要素があったのであれば、議会に対して丁寧な説明が必要だったのではないかと考えておりますけれども、この点、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

四季彩祭りの名称変更に伴い、変化要素があったのではないかと御質問かと思いますが、特に変化要素はないと認識しております。名前は変わりますが、中身は変わらないといいますか、駐車場の必要性といいますか、人が来るようなイベントになることを願っております。ただ、ただいま、去年、今年につきましては、コロナ禍でそういうイベントは、皆さんが集まって鑑賞するようなイベントは考えていませんが、もしコロナ禍がおさまれば、ネーミングはともかく、また夏の祭り、上富良野の一大夏祭りとして復活して、観光客の皆さん、地元の皆さんが日の出公園に多くの方が来てくれることを願っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番、佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 2月の運営会議でおおむね決定していたのであれば、3月の予算特別委員会で説明できたのではないかなというふうに感じております。

6月10日の上富良野広報を見ても、これは私の印象ですが、商工会に責任を押しつけているような、そんな印象は否めないのではないかなと。これはそもそもまちの基幹的な祭りだという認識に僕は立っていたのですけれども、そういったお祭りであるのに、広報誌を見て、今、町長がおっしゃったようなことを広く町民の方々が認識されているとは

ちょっと到底思えないのですけれども、要はまちとしてこの説明責任を果たされているという認識でおられるということでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

まちが商工会に責任を押しつけているのではないかと、そういうことは全くございません。確かに商工会のほうから、高齢化が進んで、もう事務局は担えませんので役場のほうでという、そういうお話はあったのですが、特にだからといって行政が商工会に責任を押しつけたとか、そういうことはないと認識しております。あくまでも実行委員会体制で今までやってきましたので、町も含めていろいろな関係団体と実行委員会体制でやってきました。まちとしては、今回、事務局を受けることになりましたが、十分責任は果たしているものと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番、佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 商工会に押しつけているという私の発言は、町長の今の御発言からすると、ちょっと行き過ぎた発言であったかなというふうに思いますので、お詫びして訂正いたしますけれども、この駐車場用地の取得と魅力再生計画というのは非常に強く関わりを持っているところから、こういう質問をさせていただいております。確かに駐車場の取得は前町長の政権下での議決事項でありますけれども、今年度当初予算に駐車場整備費1,440万円を組み込まれたのは、ほかでもない斉藤町長でございます。ただ、私は町長の強い覚悟というものを同時に感じております。道道吹上上富良野線の拡張工事を機に、十勝岳への入り口として、また、まちのランドマークとして、日の出公園の位置づけをさらに高めようという、そういう町長の強い覚悟を感じたというところでございます。

しかしながら、ただいまの質疑応答を経て、魅力再生計画の策定ビジョンには大きな不安を感じております。正直申し上げて、形だけの計画なら必要ないのではないかなというふうに思います。同時に、職員の方々の労力の無駄使いにもなります。町民に胸を張ってお示しできるような計画、誰が見てもわくわくするような計画の策定を強く望みます。最後にこの件につき、改めて町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。



この魅力再生計画が、もちろん職員の方にエネルギーを使ってもらっております。そして、でき上がった計画が本当に日の出公園の魅力につながって、私も先ほど議員が駐車場の関係とリンクしてお話しされましたが、駐車場はもう取得して、後に引くことはできないわけで、やはりこれを活用していくというのが、有効に最大限活用していくというのが町長としての責務であると、このように感じておりますので、あくまでも内部の計画ではありますが、この計画、魅力の再生計画をもとに、すばらしいにぎわいを日の出公園に再生して、もちろん町民の方々にも、そして町外の方、観光客の方にも喜んでいただける、上富のシンボルとしての公園、そういうものを目指していきたいと、決して無駄にするつもりはないと、このように申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番、佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） ただいま町長の思いはしっかりと受けとめさせていただきます。

駐車場用地の取得に関しては、少なからず町民に動揺を与えております。その動揺をおさめる唯一の道が、私はこの魅力再生計画であるという強い思いを持っておりますので、そのことをお伝えして、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問に関しては、今後も地域おこし企業人事業等をフルに活用し、他の自治体の先を行くような取り組みを期待しております。

また、3番目の道の駅の質問に関しては、明日、同僚議員からも同様の質問がございますので、私からの再質問は差し控えさせていただきます。

最後に、子宮頸がんワクチン接種について再度御質問させていただきます。

情報として、今年の3月、女子大学生が中心となって、国会議員とともに接種の積極的勧奨の再開や、対象年齢のときに保護者の判断で接種を受けられなかった女性たちが、自身の判断で接種を希望した際、さかのぼって公費負担で接種できる。これ、実費だと3回で約5万円かかりますけれども、公費負担で接種できるキャッチアップ制度の確立などの要望書を約3万人の署名とともに田村厚労大臣に提出したとの報道がございました。

これはどういうことかということ、要は対象年齢時には、小学校6年生から高校1年生ですので、自分自身で判断できず、親が判断しておりましたが、その後、様々な情報を得る中で、自身の判断で接種の必要性を感じた多くの女性たちがいるという事実でございます。

一方で、先ほども申し上げましたように、副反応とおぼしき症状に苦しんでいる方も実際におられ、被害者の会は一貫して接種の積極的勧奨の再開に反対の意思を表明されておられます。

私は、こうなると、双方が被害者なのではないかなというふうに考えております。そして、何とか双方を救う道はないのかなと考えたときに、やはりHPVワクチン接種から目を背けず、しっかりと向き合うことしかないと考えております。そのことで、将来、失われずに済む命が増え、一方で副反応が疑われる症状の原因が分かるようになるかもしれません。接種のメリットとデメリットを正しく丁寧に伝えることが大切なのであって、あとは各御家庭の判断ですから、任意接種ですので、結果、接種率がゼロ%でもいいと思います。何よりも我がまちの大切な子供たちの明るい未来を、我々政治家が身を呈してでも守るという覚悟が必要だと思います。町長にも接種対象の娘さんがおられるとお聞きしております。父親として様々な思いが交錯するかと思います。最後に、行政として町民がHPVワクチン接種としっかりと向き合う機会を設けるべきとの私の主張に対する町長の御所見を再度お伺いし、私の質問を終わります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がんワクチンの接種についての御質問、非常に私の、先ほど議員の質問にもありましたとおり、対象年齢の子供がおりますので、知識としてはもちろんありました。ただ、町としてどうしようとした場合、やはりこれは国とか、国、道の通知のとおり、ワクチン接種ですので、これに従って、もちろん対象者に対する通知につきましても、国、道を通じて通知が来ておりますので、これに従って、町はPRを現在行っているところでございます。実際に何についてそれが書かれているのか、積極的に個別発送を用いて積極的な接種の勧奨にならないようにという文言に気をつけながら、町としては予防接種カレンダーに子宮頸がんワクチンのことについてもきっちりと載せておりますし、まちの保健福祉課のホームページにおいても、これら接種の場所とか、対象者、接種の間隔、回数、実施医療機関、持ち物、問い合わせ先、それと厚生労働省へのリンクなどをまちのホームページでも紹介しておりますので、積極的な接種勧奨にならないようなPRには通知を守って努めているところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

○9番（佐藤大輔君） はい。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、9番、佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

次に、1番元井晴奈君の発言を許します。

○1番（元井晴奈君） 今週から緊急事態宣言が解除となりましたが、なかなかコロナ収束の先は見えず、不安と我慢の生活がもう少し続くのではと感じているところであります。

その中でも、ワクチン接種は進んでおり、これが一筋の光となり、明るい未来につながっていくことを願うばかりです。

他の自治体では、ワクチン接種において、インターネットの予約ができない、予約の電話が繋がらないといったトラブルが発生しているようですが、本町は独自の、高齢者は予約不要の日時場所指定方式、上富良野方式と呼んでいいこの形で接種を行い、そういった予約トラブルなく、スムーズに接種が進んでいる点は非常に高く評価し、この場を借りて感謝申し上げます。

さて、私は、さきに通告してあります町立病院のオーダーリングシステム及び電子カルテ導入について、町長にお考えをお伺いさせていただきます。

町立病院は令和7年に新病院改築予定で計画が進んでおり、現在は基本設計に向けて、町民の代表である病院運営審議会などと協議を進めているところと思います。町立病院改築基本計画では、将来、オーダーリングシステムや電子カルテの導入を検討と記載されており、新病院改築時のオーダーリングシステム導入についての記載はありません。オーダーリングシステムや電子カルテの必要性と認識について、町長に4点お伺いいたします。

1、オーダーリングシステムや電子カルテの導入について、今までに検討された経過はあるのか、検討は病院運営審議会で行われたのか。あわせて、病院改築時、令和7年6月に導入しないと判断した、その時期についてもお伺いいたします。

2、町長はオーダーリングシステムや電子カルテ導入のそれぞれのメリット、デメリットはどのように捉えているのか、お伺いいたします。

3、将来、オーダーリングシステムや電子カルテを導入すると、コスト面では年間維持費を含めてどの程度の予算を想定しているのか、お伺いいたします。

4、オーダーリングシステムや電子カルテの導入についての導入時期の目途と、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の町立病院のオーダーリングシステム及び電子カルテ導入に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、オーダーリングシステム等の導入についての検討経過についてであります。まず、平成23年に既存の医事コンピュータ更新に伴い、医師や関係部署の職員から構成する医療情報システム導入検討委員会を設置し、その導入について検討したところであります。その検討の中で、医事コンピュータ会社より、オーダーリングシステムの導入にかかる当時としての見積額は、概算事業費約7,000万円、年間補修費約500万円の提示を受けました。一方、診療体制についても検討を行い、午前中、午前の外来患者数が60人を超える場合もあることから、オーダーリングシステムの導入に伴い、入力業務等により医師の負担が多くなることが予想されたことから、費用対効果等を総合的に判断し、導入については見送る判断としたところであります。

また、令和元年には、現病院の改築整備計画に伴いまして、他病院を視察研修するなど、検討を重ねた結果、新病院建設以降にオーダーリングシステムなどの導入の必要性はあるものの、病院改築時と同時の導入については、前回検討時と同様、コスト面からの比較、現在の診療体制、医師体制での医師などへの負担増加が懸念されることから、困難と判断したところであります。

病院運営審議会におきましては、まず令和3年1月の審議会において、当面の導入は見送るものの、オーダーリングシステムの将来導入を視野に入れた上富良野町立病院基本計画について御承認いただき、さらに同年3月の審議会においては、住民の方々からのオーダーリングシステムなどの導入に関するパブリックコメントに対します町の考え方についても御承認いただいたところであります。

次に、2点目と3点目のオーダーリングシステムと電子カルテ導入のそれぞれのメリット、デメリットと、コスト面の年間維持費を含めた質問であります。関連がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

メリットについては、医師や医療技師、看護師等の情報の共有化や、病院間の連携等が図られるなど、医療の質の向上が可能となり、人為的過誤や失敗を未然に防げる効果がある一方、デメリットについては、初期投資や維持費などの固定経費、そしてシステムやコンピュータの更新につきましても、5年から6年の間に更新が必要なため、導入、運用に伴う費用が多くなることや、入力業務等による医師などの業務負担増が懸念されるところであります。

また、導入費用などにつきましては、町立病院の規模で、オーダーリングと電子カルテも含めた導入費用で約1億3,000万円、年間の保守費は1,11

5万円と試算されております。

最後に、4点目の導入時期の用途についての御質問ですが、建設時に合わせての導入については、先ほど説明させていただいたとおり、困難と判断させていただきましたが、将来的なオーダリングシステムなどの導入の必要性につきましては、基本計画にも示しておりますので、建設時には院内LAN整備等に対応できるようとり進めていく予定としているところであります。

具体的な導入時期につきましては、先ほど来、申し述べている、費用面による費用対効果、導入に伴う医師などの診療体制などを十分検討した中で判断してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） まず1点目の、導入の検討の経過についてお聞きします。

御答弁によると、見送ると最初に判断したのは10年前の平成23年で、令和元年は、その平成23年の判断ありきで踏襲しているだけのように感じましたが、改築時の導入について困難とした時期は令和元年ということによろしいでしょうか、確認、お願いします。

○議長（村上和子君） 病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま1番元井議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員、今御発言のとおり、平成23年度に検討をいたしまして、その間、令和元年度まで、コスト面の状況、あるいは医師体制の状況に変化がございませんでした。それで、令和元年度、改めてほかの病院等を視察した結果、23年度から状況が変わらないということで、その時点で建設物導入時と同時の導入は見送った経過でございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） ということは、この点に関しては、平成23年から令和元年と、時代は変化しております。元号も変わっております。斉藤町長も前町長の考えと同じで、引き継ぐと、踏襲していると受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

はい、踏襲していると考えてもらって構いません。

以上です。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 時代は変化しております。

学校や教育の場でも1人1台のタブレット、また、商工業でも電子決裁など、電子化はこの分野でも進んでいます。それでも令和7年、新しい病院の中で、まだコスト面と医師への負担増の懸念から、紙媒体の昭和方式を続けるということと理解してよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

質問、導入のコスト面が、やはり後のメリット、デメリットのところ、コスト面のところでもお話、先ほど述べましたが、コスト面が非常にネックとなっております。ITC化が確かに進んでおります。小学校にも1人1台の端末が配られてはおりますが、病院は御存じのとおり一つの経営の企業体でございますので、コスト面を全く無視することはできなくて、この辺が大きな問題で、何も紙は確かに旧来どおりのやり方なのかもしれませんが、どうしてもコスト面、そして現在の診療体制、医師への負担、この辺が解決できないと導入はできないだろうと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 二つ目にもかかりますけれども、オーダリング、電子カルテのメリット、デメリットの点で、メリットで医療の質の向上、ミスや失敗を防げる効果と御答弁いただきました。オーダリングシステム、電子カルテというと、町民にとっての直接的なメリットというのはなかなかイメージしにくいところのシステムなので、イメージしにくいところではあると思います。そこで、メリットを可視化するために、薬局で調査を行いました。町立病院では現在、院外処方箋は手書きの処方箋です。前回と全く同じ薬であれば、コンピュータで一度打ち込まれたものをコピーして、変更のあるところだけ手書きで書き加えたり訂正したりされています。初診、初めての人は全て手書きです。その手書き処方箋を薬局に持って行って薬をもらうという流れです。処方箋は、上富良野の町内3か所にある調剤薬局に持っていかなければならないということではなく、全国どこの調剤薬局に持っていてもよいと決められています。また、医師法で、処方箋の記載事項は定められております。薬局で先月1か月間、町立病院の手書き処方箋について調査を行ったところ、39%が手書きゆえに記載漏れや解読不能のため、医師に問い合わせなければならぬ処方箋でした。つまり、その問い合わせを行っている間は薬を用意できないので、患者さん、町民にとっては待

ち時間がふえているということになります。39%です。10人に4人は、手書きゆえに待ち時間が長くなっているのが現状で、これは患者サービスが確実に低下していると考えます。これはオーダーリングシステム導入により解消されるというメリットがあると考えますが、オーダーリングシステムは、そういった病院外でも派生して大きなメリットがありますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

確かにメリットございます。今、元井議員が言われたとおり、間違いを未然に防いだり、待ち時間が短くなったりするのは間違いなく事実なのですが、上富の町立病院がオーダーリングシステムとか電子カルテがないよという、いかにもそれだけ上富の町立病院だけの印象を受けてしまうのですが、実は医療機関、民間も含めて、オーダーリングシステムの導入がどうなのかというのは、多分、民間の診療所などは入れてなくて手書きだと思ふのです。やはりコストパフォーマンスといいますか、相当負担になる。それが起因となって導入していないのではないかと推測しております。町立病院は、そういう民間の病院と違って、確かに公立の病院ですので、それと一緒に全く町民を無視して住民サービスを無視するわけにはいかないのですが、やはり何度もお答えしているのですが、相当に初期費用が1億何ぼもかかるというのは相当重い負担になろうかと思ふます。五、六年で更新していく、年間維持経費が1,000万円ほどかかると。ただ、将来的には、もちろん公立病院ですので、病病連携、こういうふうな基幹病院との連携が必要に、マストになってきた場合には、導入しなければならないのかなと、そういうタイミングといいますか、あと、国の助成とか、何かそういうものが必要なだろうなど。今の状況では入れられないのですが、将来的に状況が変われば、財政面も含めて、そういう導入時期が来るのではないかなと、そういうふうな認識でおります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 先ほどの問い合わせの件で、1回の問い合わせでかかる時間が平均3分から5分でした。その間、薬局側もですが、町立病院の受付事務も看護師も医師も、その時間、問い合わせの対応に時間がとられているということで、たかが3分、5分ですが、それが1日に10回あったら50分です。患者、町民だけでなく、医師、看護師、病院の事務の問い合わせ対応という無駄な時間が

オーダーリングシステム導入により解消されると思ふます。問い合わせに関係なく、町民から病院の待ち時間が長い、平気でお昼をまたぐ、予約時間もへったくれも何もないといった声を日々多く聞いております。それでもシステム導入の費用対効果は低いと判断するのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの1回目の答弁でもお答えして、先ほどちょっと私のほうが言い忘れたのですが、医師の負担というのが、これも同じぐらい重要な課題で、当然、若い先生、大学病院とか大きな病院で勤めた経験のある医師の方は、オーダーリングシステムとか電子カルテには慣れておまして、難なく対応してくれるのかなと思ふていますが、そういう経験のないお医者さんがオーダーリングシステムを一からマスターしていくとなると、さらにお医者さんに負担もかかるのはもちろんなのですが、患者さんのほうにも時間的なロス、遅延等が発生して、結果的にあまり病院にとっても町民にとっても、今入れることについてはあまりいいメリットといいますか、そういうことがないのかなと思ふております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 今の医師負担のところ、デメリットのほうですけれども、億を超える費用、コスト面のところは理解しましたが、入力業務など、医師やスタッフの業務負担が増えるというところがなかなかよく分からないのですけれども、そもそもこういったコンピュータですとか電子システムというのは、業務負担を軽減するためのものだと思ふていたのですけれども、そのあたりの認識がちょっと町長とは違うのかなと感じましたが、もう一度、業務負担が増えるということをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

業務負担が増えるというのは、不慣れな、初めて使う方とか、そういう方に関してはさらに時間がかかるおそれがあると。慣れている方が使えば別に何ということはないのですが、パソコンなども同じで、エクセルを分かっている人が使えば何とものなのですが、慣れていない人が使うと時間がかかる、そういう意味で先ほど申し上げまして、全般的な一般的に電子カルテやオーダーリングシステムを入れると業務量が負担するという意味ではなくて、現状で

入れた場合という限定的なことであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 人間誰しもが、新しいものに変ったら、それを使えるようになるまで、使いこなすのに一定の時間はかかることは理解しています。例えばガラケーからスマートフォンに変えたら誰もが最初は使えるようになるまでは負担が増えるというのは想像できます。それが慣れずにずっと続くということでしょうか。導入初期の移行期の負担増を除いても業務負担は続くという考えなのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

将来的にこの状態が続くのかといえ、若い先生が何年かして、若い先生が上富の町立病院で慣れた先生が来れば、将来的にそういう先生が増えていけば、自然と解消していくものかなと思っておりますし、経費を無視はできないというのが、初期投資とランニングコストは、それを度外視してどうのこうのとオーダーリングシステムを入れて業務をスピーディに、町民の利便をもっとというのは最ものですけれども、必ず病院であるがゆえにコストは絶対無視できないと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） まず総務省で出している通信利用動向調査の結果、令和元年、北海道のインターネット利用率は88.4%、うち61.1%がスマートフォン、次いで48.8%がパソコン、20.4%がタブレットを使ってインターネットを利用しているという、8割以上の方がそういった機器を使用しているという結果が出ております。それでも入力など、医師の負担が増えるというのがなかなか理解できないのですけれども、オーダーリングシステムが導入されている、電子化が進んでいるというのは、町長も先ほどから言っておりますが、若い先生と言っていますが、今後のそういった医師や看護師確保にも影響があるのではないかと考えますが、そのあたりの影響はどのようにお考えでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

オーダーリングシステム、電子化については、大病院、旭川の大病院とかにはもちろん導入されていますが、何がメリットかという、そういう大きい病

院には非常にメリットが大きいというのは、診療科がたくさんあって、ドクターも外来でいっぱい出ている、そして入院病棟が1階から5階、6階、7階まであって、そこにナースステージが東西いっぱいあるところから、オーダーリングということで、検査のオーダーがどんどんオーダーリングシステムで、レントゲンであり、何々検査であり、入ってくるわけです。従来であれば電話で対応していたかもしれませんが、そういう大病院では、このオーダーリングシステムを逆に入れないとならないぐらい、入れることによるメリットはかなり大きいかなと思っております。

ただ、町立病院に関して言えば、非常に検査室、現在の新しい病院もそうなのですが、階層も1階と2階、介護医療院ももし将来的なものも入れても3階、検査室と診療室との距離も大病院ほど遠くはなくて、大病院ほどメリットはないのかなと。それに比して、比べて、コストはやはり依然として高い。ただ、そういうことがあるので、やはり先ほども述べたとおり、病病連携の必要性とか、そういう何か将来的に入れなければならないという事象が、何か出来事が起きたときでないと、なかなか入れるタイミングというのは見つけ出していけないかなと思っております。そのためには、やはり先ほども一番最初に申しましたが、そのための整備だけは、後から工事することは全く不経済なことでありますので、先に整備だけはしておきます。導入が必要になったときはオーダーリングシステム、電子カルテを導入しますということで、そのような計画になっておりますことを御理解賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 3点目の費用についてですけれども、オーダーリングシステム、電子カルテ、合わせて1億何ぼという試算とのことですが、オーダーリングシステムだけの導入でも、コスト面でそんなに大きな大差はないということでしょうか。

○議長（村上和子君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま元井議員の最初の部分、導入のコストの面ですが、オーダーリングシステム、ちょっと詳しい内訳はもらっていないのですけれども、オーダーリングシステムを入れても、基本的にはいろいろ端末等々、サーバー等々もハード面については必要ですので、そんなに大きく減るということはないと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1番(元井晴奈君) 段階的に先にオーダーリングシステムだけ導入するという事は考えていないのか、ちょっと確認します。

○議長(村上和子君) 病院事務長。

○町立病院事務長(北川徳幸君) ただいま元井議員の御質問にお答えいたしたいと思ひます。

基本的には、オーダーリングシステムと電子カルテがセットとなっております。ただ、各病院の形態によっては、オーダーリングだけ先に入れるようなケースもございます。ただ、ちょっと若干先ほど来の御質問で、医師の負担という部分なのですが、若干説明させていただきますと、現在、午前中うちの医師が大体40人から50人、今診療している状況でございます。1人当たり大体10分足らずで診療している状況で、その中で、紙によって看護師にオーダーを指示したり、紙カルテに書いて、随時10分以内でこなしている状況ですので、それを全部医師が負担するとなると、かえって診療時間が延びて、医師の負担もかかりますし、患者さんの待ち時間も多くなるというふうな判断で、今現在の医師体制だったら、なかなか電カル等の導入は難しいというようなことでございます。

以上でございます。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番(元井晴奈君) 今の医師の負担というところで、北海道の先ほどインターネットなど機器の利用率が88.4%ということで、今の体制だと、その残りのところに該当するから、ちょっと負担が増えて難しいよという感じなのかなと勝手に想像しますが、コスト面での費用対効果と先ほどから何度も言っておりますけれども、病院は健康な人が行くところではなくて、何かしら病を持った人とかがほとんどです。そういった方々の待ち時間が長いというのは、かなり負担になるのではというのが想像できると思ひます。この部分のオーダーリングシステム導入以外での改善策等はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長(村上和子君) 病院事務長。

○町立病院事務長(北川徳幸君) ただいま元井議員の待ち時間の改善策という御質問ですが、なかなか今、現行体制の施設等々では難しいなと思ひますが、今、計画しております新しい病院については、もっと動線を、紙でも動線が早くなるような動線で今計画して、少しでも短い待ち時間になるよう、現段階では計画していますので、御理解いただきたいと思ひますし、あわせて、そういうコスト面、あるいは医師体制が整った時点で、電カル等の導入を目指して、より待ち時間等々を短くしたいと考えてお

りますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番(元井晴奈君) 段階的にオーダーリングシステムだけでも導入というのは継続した検討が必要だと私は考えます。オーダーリングシステムは、医師、医療技師、看護師などで情報共有による医療の質の向上のみならず、そういった待ち時間の軽減など、患者サービスの向上のためには重要なシステムというふうに私は考えています。しかし、その導入時期については、早急に、改築時にはオーダーリングシステムだけでも段階的に導入すべきと考えます。新しくこれから建つ新病院は、感染症対策がなされ、玄関や診察室を分けて、感染防止の配慮が見受けられますが、その中で、紙媒体の検査指示書やカルテを持ち歩いたら、感染対策という観点では盲点になりかねないと感じますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長(村上和子君) 病院事務長。

○町立病院事務長(北川徳幸君) ただいま元井議員の紙媒体による移動の感染対策ということなのですが、その部分については、十分そこら辺の感染対策を院内で今も徹底していますし、導入まではさらにその感染対策を徹底して運営していきたいと考えております。

○議長(村上和子君) よろしいですか。再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番(元井晴奈君) 最後に、具体的な導入時期の目途ですけれども、10年後までに、あるいは20年後など、将来というのがどの程度の将来なのか、先ほど病病連携など導入の必要になったときと御答弁ありましたけれども、目途をもう少し具体的に、将来の目途を御答弁願ひます。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(齊藤 繁君) 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

明確に何年後と言いたいところですが、なかなか誰も本当に何年後とか分からないのが現実で、本当に先ほど申しましたとおり、状況次第といひますか、病病連携とか、病病連携等が必須になった場合、そういう事象をもって目途というしかなくて、何年後とか具体的な数字で申し上げることはなかなか難しいと思ひしております。

以上です。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番(元井晴奈君) 最後になので、患者さんの、町民の病院での待ち時間について、病

院の事務員がカルテの紙媒体を探して運ぶスピードと、データがコンピュータで飛んでいくスピードの違いで分かるように、時間はオーダーリングのほうが格段に早いと思います。町民の待ち時間は、システム導入により改善されることが想像できます。

コロナ禍で感じたことは、院内の滞在時間が短ければ、その分、院内感染の危険は減少し、患者負担も軽減となると思いますが、最後に、コロナ禍を受けて、感染対策の観点等から、導入時期を早めるといふ検討を行う考えはないのか、確認して、質問を終わりたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

先ほど来、元井議員から言われているとおり、メリット、スピードが早くなる、感染のリスクも、紙のカルテの分だけ少なくなるというのは、私も重々に承知しております。ただ、本当に私も先ほど来から申し上げているとおり、コストは無視できないと、これも思っております。背反二立する問題です。メリットとデメリット、相当重いものが突きつけられているのですが、本当にコストは無視できなくて、貴重なまちの財源を、病院は本当に大切な皆さんの町民の健康を守る施設なのですが、そこにお金が潤沢に、財政が潤沢であれば、本当にオーダーリングシステムもそういうことも十分検討するのか、もしくは病院が黒字であれば、誰もそういうことはあまり大きな問題にならないのかと思っておりますが、やはりこういう財政が逼迫した状況で、しかも相当なコストの負担が病院にかかるという財政的な問題、コストの問題は、先ほどから申し上げているとおり、無視できないと思っておりますので、なかなかこの状況が変わらない限り、先ほども申し上げましたとおり、財政的な状況が変わらない限り、もしくは病病連携の話にまたなりますが、そういう外の環境が変わらない限り、なかなか早期に導入というのは難しいのかなとは感じております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 令和8年から病院の財政は黒字に進むというシミュレーションが出ておりますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思っております。答弁は要りません。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、1番元井晴奈君の一般質問を終了いたします。

次に、11番小林啓太君の発言を許します。

○11番（小林啓太君） 私は、さきに通告してい

たジオパーク事業推進について、1項目4点の質問を町長に対していたします。

現在、悲願のジオパーク認定に向けて、残すところは現地調査のみということで、現場ではいよいよその機運も高まってきていると感じます。

今回、私の質問の趣旨は、その盛り上がり水をさそうとするものではなく、あくまで事業に取り組むまちのスタンスを斉藤町長にいま一度御説明いただき、正しい理解の上でこれから事業を運営していくことを期待するものであります。

私自身、今回、このジオパーク事業や日本ジオパークネットワークなどについて、深く知るにつれて、その根本にある思想はなかなか抽象度が高く、全体像を理解する難しさを感じました。

また、日本ジオパーク認定というシンボルを獲得することに過度な期待をかけることは、今後の事業運営のひずみにもなりかねないという懸念をしています。なので、今回の質疑応答を聞けば、まちは何を目指し、どういうことをしようとしているのが誰にでも分かるような内容になることを心がけるところであります。

それでは、以下4点に関して、町長の考えをお伺いします。

1、ジオパーク事業推進の意義に関して。

上富良野町にとって、ジオパーク事業を推進する意義は、町長はどのように考えているか。また、その考えは町民と十分に共有できていると考えるか。

2、日本ジオパーク認定に関して。

日本ジオパークネットワーク正規会員認定を受けることにはどのような価値があるかと考えるか。

3、認定後の事業展開に関して。

ジオパーク認定を受けたあかつきには、その後、具体的にどの程度の予算規模で、どのような事業を展開する考えか。そして、それによって具体的にはどのような成果をどの程度期待しているのか。また、それぞれの事業を運用する主体は誰を想定しているか。

4、再認定に関して。

仮に今回認定を受けたら、4年後に再認定申請という機会があるのですが、4年後の再認定を考える際に、どのような成果や指標を参考に再認定の申請を行うべきかを判断するお考えか。

以上、1項目4点に関してお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員のジオパーク推進に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の意義についてであります。ジオパークの取り組みは、地域の特徴的な地質、地形の価値を

正しく認識し、それを保全し、教育に生かし、さらに経済活動につなげて、持続的な地域の発展を目指すものであります。

もともとこの地域で生まれ育った私たちには、なかなか地域や郷土の魅力に気づかないことも多く、地形や地質、その成り立ちから地域を見直し、すばらしさを理解してこそ、ここに住んでよかったと実感できるのではないかと考えております。それらを気づかせることも、ジオパークに取り組む目的の一つであり、そういった郷土愛が地域の活性化につながるものと信じております。

また、子供たちにジオパーク学習を通じて郷土愛を育むことは、将来、またこのまちに住みたい、働きたいという気持ちを持たせることにもつながるものと考えております。

さらに、こういった郷土への思いが広がっていかねければ、この地域の魅力を真に発信することはできないと考えており、地域の魅力を発信し、多くの方々を訪れていただけるようにしていくためには、地域自らが地域のことをよく知っていかなければならないと考えております。

これらのことを進めていく方法として、ジオパークというプログラムは大変有効なものとして認識しているところであります。

次に、2点目の日本ジオパークネットワークへの加盟認定の意義についてであります。御理解いただきたい点は、保全すべきジオサイトの価値を認定するものではなく、日本ジオパークネットワークとしてともに活動するに値する活動であるか、団体であるかを認定するというところであります。したがって、ネットワークに加盟するということは、お互いに情報を共有し、相互に助け合いながらジオパーク活動を推進するということです。単にネームバリューを得たいがために申請しても認められるものではありません。

また、ジオパークはユネスコに認定されたプログラムであり、国際的なつながりや貢献にもつながるものと理解しており、ネットワークに加盟することにより、単独の地域ではなし得ないことに対する助言や支援、情報の共有など、様々なメリットがあるものと考えております。

次に、3点目の、認定後の事業展開についてであります。現在、準会員ながら取り組んでいるジオパーク活動は、認定後も変わらず進めていかなければならない取り組みだと理解しております。認定を受けるということは、ゴールではなく、さらに活動を充実、拡大していくことを考えており、これまで取り組んできたことをしっかりと進めていくことが大切だと考えております。

また、4月に日本ジオパークネットワークに提出した申請書で年次の計画を示したところであり、当面、現行程度の1,400万円ほどの事業費を持って協議会を運営していくことが両町の合意のもと、承認されております。

これらの経費の多くは、直接的な保全、教育、人材育成、調査研究、地域普及、ネットワーク活動等に用いられ、ツアーや商品販売などは地域の事業者が十勝岳ジオパークという取り組みをうまく利用しながら構築していただかなくてはなりません。どのような形で地域の事業者の方々がこのプログラムを利用し、経済活動につなげていくのか、しっかりと啓発を行っていくよう、協議会に求めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の再認定についてであります。今は新規加入申請を行った段階でありまして、まだ認定も決定していない中でありますことから、具体的なことは申し上げられませんが、4年後の再認定申請を受けられるよう努力してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） まず、1項目目のジオパーク事業推進の意義に関して再質問いたします。

私個人の認識では、ジオパーク事業の推進とは、日本ジオパークネットワークに加盟認定を受けるプロセスで、地域の自然資源を生かした地域振興の諸課題にも積極的に取り組み、持続的な発展を目指すものであると理解しています。その中でも特に重要視されるテーマが教育、防災、観光などの産業振興の三つであるのかなど。

そこで、町長の御答弁では、郷土愛というキーワードが多く出てきたので、町長自身の考えとしては、教育的価値がジオパーク事業を推進する意義の中でも重要であると捉えているということでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

特に先ほど議員のほうからありました、教育、防災、観光などなど、いろいろあるのですが、特に私は教材ということ、特にこういった人口も1万人程度のまちですので、このまちを愛して、将来も住んでもらいたい、戻ってきてもらいたい、そういう郷土愛を、特にほかのものよりもかなりという、そういうイメージではないのですが、ほかの防災とかも非常に重要なのですが、その中でも教育は大事にしていきたいなど、このように考えております。

以上です。



○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） まさに今の町長の御答弁で、町長がこのジオパーク事業を通して地域に住む子供たちの郷土愛を育みたいという思いは伝わりました。

ただ、この点はもう少し深掘りさせていただきたいのですが、郷土愛が住む場所の決定に大きく影響するというのは想像に難しくありません。ただ、ジオパーク学習というのは、どちらかというと学術的な学びであり、それが郷土愛につながるということが、ちょっと私自身はイメージがしづらいのですが、町長が考える郷土愛につながるジオパーク学習とは具体的にどのような体験を目指しているのか、もしくは何か具体例などがあればお聞かせ願えればと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

郷土愛がすぐ将来の住む場所の決定につながるかどうか分からない、全くそのとおりです。郷土愛を持っていても、東京に就職するかもしれません、札幌に行くかもしれませんが、特にこのジオパークの問題だけではなくて、盛んに昨今、関係人口などという言葉も言われているとおり、もちろん住んでもらう、Uターンしてきて人口増につながれば、それはそれに越したことはない、一番ハッピーなことなのかもしれませんが、それらも含めて、観光で来てもらう、今言った関係人口なども含めて、もともと上富良野の出身の人であれば、郷土愛、これを大切に、将来の、上富良野を離れても、離れることは残念なことなのですが、関係人口、ふるさととして郷土愛、そういうものを育てていければなと思っています。

具体的なジオというのは、本当にアカデミックな、学術的なことです。専門員の人でも学術的な専門的な研究の分野の方なのですが、やはりそれをジオパークの活動、かなり具体化して、観光で来られる方もそうですが、地元に住んでいる方にどんどんPRしていくのですが、具体化して分かりやすいようにジオツアーなども通じて、どんどんわかりやすく、小学生であれば小学生が分かるような言葉で学習に取り入れていくということなのですが、具体的に言えば、泥流の地層が、大正泥流が流れた地層が草分地区にあたりして、そういう見学をしたり、十勝岳ジオツアーのように、十勝岳の安静、旧噴火口などをハイキングしながら、小学生の語彙で、十分理解できるような語彙で説明して、興味を持たせていくという、そういうやり方が今後必要に

なっていくのだなど。観光客の、大人の方であれば、そのレベル、学術的な言葉をベラベラ並べても、幾ら大人でも理解なかなかしづらと思いますので、その年齢、客層にあった言葉でどんどんPRしていかなければならないのかなど、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 11番小林議員のほうから事例のお話がありましたので、ちょっと現場のほうのお話をさせていただきます。

先ほど町長申し上げましたように、大変専門的な分野がベースになっているのがこのジオパークの取り組みでございますけれども、我々もそんなに頭悪くはないので、小学生相手にそんな大学生の講義をしようなどということは到底思っておりません。それと同時に、社会人相手に大人の授業をしようとも思っておりません。おおむね小学校5年生が理解できることを大人の方にもお話ししなさいというのがジオパークの話し方で、それは伝えやすくするためです。そういったことから、町長が言ったような具体的に分かりやすい対象の方に応じた事業というようなことをやっています。

事例といたしましては、アカデミックと言いましたけれども、ジオパークは地形や地質だけのことでなくて、歴史だとか、地域の食べ物だとか、そういったことも全部ジオパークの取り組みの中に入っていますので、例えば我がまちの社会科の副読本の中にはそういったものが入っていて、最後にジオパークという取り組みを通じてこういったことを進めていますよということもちゃんと書いてあるのですけれども、社会科の副読本にあるようなものはほぼほぼジオパーク学習の中身だということで御理解をいただきたいなと思っております。

それと、いろいろと今多く入っているのは、小学校の部分に入っていますけれども、十勝岳や何かに連れていく中で、そういった山や自分の住んでいるまちの成り立ちのほかに、それからそういったところで住んでいる動植物ですとか、それから農家の話とか、そういったものもいろいろ織り交ぜながら、できるだけ偏らないような事業を現在のところも展開しているということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 確認になってしまうのですが、現在、町長と企画商工観光課長にお答えいただいたような内容は、つまり郷土愛を育むためのジ

オパーク学習というのは、座学だけではなく、五感を刺激するような体験をすることというの講義を含めてジオパーク学習といい、その五感というのが、この地域に根差した経験であるということが郷土愛につながるというような考えでよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

まさにそのとおりで、座学だけではなく、五感、見たり聞いたり食べたり、そういうこと、五感を通じた学習です。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） では次に、私自身、上富良野町が日本ジオパークの認定を目指しているのを初めて聞いたとき、世界遺産のようなシンボルを獲得して観光客が増えることを目指しているのかなど簡単に感じていました。また、現在でも多くの町民にとってもそのような理解でとどまっているのではないかと推察しますが、観光振興のためだけに取り組んでいるわけではなく、むしろそれはメインではないという事実に関しては、広く町民と共有できていると考えるか、この点、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

ジオパークの活動について、どちらかというと観光のほうに目がいっているのではないかと、むしろそれは附帯的なもので、メインとしているものではないわけではないのですが、メインはやっぱり先ほど言った教育、防災、観光も一応入っているのですが、観光客を呼んで、皆さんでジオツアーなどで来てもらって、収益を上げてもらうということも、収益を上げることが目的ではないのですが、やはり持続、それをするによって、持続が可能といえますか、将来にわたって長く続けていく活動としては、そういう観光の面も事業としてやっていく面も必要で、それが町民としっかり理解されているかどうかというのは、なかなかビジネスのことだけが先走って、こういう大事な郷土愛とか教育、防災というものがちょっと置き去りになっているのかもしれませんが、今後、しっかり努力して、本来の趣旨というものを町民の方に御理解いただくように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 実際に町民に努力して共有していきたいというお話でしたが、具体的にはどのような手段をもって共有していこうとお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

なかなか共有といっても、口で理論を説法しても、なかなかそういうことではなくて、むしろビジネス、観光ももちろん大切なのですが、活動の中で、教育の活動ももちろんしますし、防災の活動ももちろんするのですが、そういうものをうまくPRして、観光だけではないのだなというものを、最終的には観光だけではない、教育、防災、そういうものを含めてジオパークなのだということ、言葉ではなく、いろいろな事業展開を通じて町民の方に、もちろん言葉でもそうなのですが、言葉以外にも、そういう事業展開を含めて理解を進めていくということが大切なのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今回、さきに申し上げたように、やはりなかなかジオパークという概念は抽象的で捉えづらく、伝えていくのも非常に困難かとは思いますが、楽しんで町民の方も参加できるような企画、ちょうど今思いついたのですが、例えば町長と一緒に山を登っているいろいろ語らうような、そんなような企画などがあつたら広い年代も参加しやすいのではないかと、今、ふと話を聞いていて感じましたので、お伝えしておきます。

このジオパーク事業推進の意義に関して、最後に1点、今回、これは美瑛町と共同で行っていく事業であるということが非常に大きなポイントであるかと思いますが、美瑛町、もしくは上富良野以外の自治体と組んで事業を行っていくということに関してはどのような意義があると町長自身はお考えでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

美瑛町と一緒に2町でジオパークを進めていく意義といいますのは、やはり山は一つでありますし、隣まちであります。同じ隣まちでも、新得も一応隣まちですが、実際の新得のまちというのは、境界は十勝岳でくっついていますが、実際の新得のまちというのはずっと十勝のほうで、実際、交流があるの

は十勝岳を中心に、交流があるのは上富良野と美瑛、災害も大正の噴火のときの泥流が流れたのも上富良野と美瑛で、防災もこの間、ずっと2町で共同で協議会も立ち上げてやっております。十勝岳を中心として2町が取り組むというのは、ジオパークだけではなく、防災もそうでもありますので、特に変わったことというよりは、むしろ自然なことなのかなど。山、ジオということに関して言えば、ごく自然なこと、あり得ることだなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） この点に関しては、ジオパーク事業に関わらず、他の自治体と一緒に何か事業を行うというのは非常にいい経験値になることだと思うので、引き続き取り組まれることを期待しております。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

日本ジオパーク認定に関してという、日本ジオパークネットワーク的関与を受けることにはどのような価値があるかという部分ですが、まず1点、日本ジオパークネットワークに関する理解について質問いたします。日本ジオパーク認定に関して、私自身、もともとお借りしていたのですが、町長の御答弁でもあるように、現在、まちが目指しているのは、日本ジオパークネットワークへの加盟認定であり、さきの御説明にもあった日本ジオパークが掲げる理念に共有し、名乗りを上げた自治体や団体がともに活動していく、いわば共同体のようなものであり、単に上富良野町と美瑛町にまたがって存在する自然資源の評価認定のようなものではないという、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

全くそのとおりで、この上富良野と美瑛にまたがる十勝岳という地質学的といいますか、そういうものの価値ではなくて、やはりそれを共有して、活動する団体である、それに値する団体であるということが認定の趣旨であります。おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 町長の答弁では、ネットワークに加盟することにより、単独ではなし得ないことに対する助言や支援、情報の共有など、様々なメリットがあるとありましたが、具体的にはどの

ような事業を行う際に、どんな助言や支援、情報の共有を行っていくかというような、何か分かりやすい例などがあればお伺いできればと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） ジオパークネットワークに加盟して情報共有して、どういう活動、助言があったりするかというのは、ジオパークに認定されているところが全国に数々ありまして、そういうところと交流を持つということになりまして、そこで行っている活動が、こういうものがある、ああいうものを行っているということが非常に参考になりまして、そういうものを共有できるネットワークなのかなど。具体的な例というのは、ちょっと今、課長のほうから、持ち合わせておりますので、具体的な例はちょっと上げさせてもらいます。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、アカデミックな団体ですので、一番の連携というのは学術的な連携でございます。それぞれのジオパークに専門員がいる、それから大学とのつながりや研究機関とのつながりも強いということで、例えば三段山の地滑りなども、今回、北大の先生が来るわと言ったときに、うちの専門員に言ったら、あ、あの先生ね、知っているわみたいなの、そんな感じですね。そういったこともどんどんどんどんつながっていくというのがネットワークの強みでございます。したがって、そういう学術的なつながりがあるということは、同じ火山を持っている有珠ですとか阿蘇ですとか、そういったところとも一緒につながって、同じ火山のことに関してもいろいろと研究ができるということから、防災のほうにもつながっていくというようなことが大変言われています。前回の熊本で地震があったときなどは、そういった地震関連の学者さんがジオパークのネットワークを使って現地入りして、いろいろと救助活動をするわけではないのですけれども、そういった調査研究などの協力もしていると、そういった実質的なものもでございます。それから、我々事務局レベルでいけば、当然、活動事例、住民の皆さんとこんな楽しいことをやっているよ、こういう実験をしたら子供たちが食いついてきたよというような情報交換、そういったことでお互いを高め合うということだと思います。

それから、これについては、町長の最初の答弁にもありましたけれども、世界につながっているものもございます。ですから、最終的にはSDGSの17の最終的な目標に向かって進むことがジオパークの取り組むことの一つでございますので、そういつ

たものについても相互連携をできるということが、まず仲間入りするためには大変有効なものなのだなというふうに考えているところでございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今の説明、大変よく理解できました。ちょっと僕が事前に考えていたのとはむしろちょっと違って、学術的なほうの連携がメインなのだなというのを今の説明で理解しました。逆にこれをもうちょっと町民レベルの生活に根づいたネットワークの有効活用という意味では、例えばネットワーク内の他地域の学校などと教育的な交流や、そういうものを行っていくような考えはあるかどうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 言葉足らずで申し訳ありません。当然、学校、先ほどから申しませけれども、教育というのはものすごく多くて、例えば全国大会ですとか、JPGUと言いまして、地質学会の中、地球惑星科学連合という学会の中のポスター発表などにおいても、当然、小学生から中学生、高校生といったものの発表ブースなどを通じて、いろいろとそれをきっかけに学校同士で同じような調査研究をやりとりしたりとかという、そういうネットワーク自体も生まれています。それから、先ほど言いましたように、同じような種類の地質的な共通点のあるジオパークの学校だとか高校との交流などというの生まれていますので、まさに小林議員のおっしゃるような取り組み、交流というのは大変ネットワークの中で重要なものなのかなというように考えておりますので、我々としてもぜひそういったものは機会を見つけてやっていきたいなというようなことも、確かに議員のおっしゃるとおり進めなければならないというふうに考えております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 私がネットワーク内の他地域の学校などとの交流が生まれるとすばらしいなと感じた一つのきっかけというのは、町内、東中小学校が、昨年、修学旅行、どこに行くかを検討する際に、せっかくだからジオと絡めて修学旅行に行こうという先生の提案から、事前学習を含め、実際、洞爺湖のほうの、要はネットワーク内の地域に行って、そこで現地のジオガイドの方にガイドを受けてという経験がすごく、実際、子供も喜んだし、いい学びになったという報告を先生から伺い、東中小としてはジオに関する関心が非常に高まって、今でもそれは継続しているという話を聞いて、まさに僕はこれは教育的価値の好事例なのかなということを感じ

ました。それをさらに産業的、経済的に影響を波及させていくということまで考えると、例えば修学旅行の誘致などに逆にこちらから出向くなどのことも考えられると思うのですが、町長自らそういったトップセールスに出向くようなお考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

まさに小林議員が言われたとおり、修学旅行にジオパークに来てもらう、もちろん生徒さんだけでなく、学校関係で言えば、学校の先生の研修、先生が集まったときの研修先ですとか、そういうことも考えられます。そういう機会があれば、私、自ら足を運んでPRすることはもちろんやぶさかではなく、むしろ積極的にしていかなければならないのかなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ぜひ町長のトップセールスで上富良野町内にジオパークネットワーク内の小学校がたくさん修学旅行に来られることを願ってやみません。

では、3点目の認定後の事業展開に関しての再質問に移らせていただきます。

上富良野が行うジオパーク事業の推進に関して、認定という一つの象徴、つまりシンボルのようなものがあると、活動が可視化されやすい効果があったり、団結力が生まれるなどの効果も期待できるのかなと考えています。また、何人かの関係者の方へ聞き取りで出てきたのが、認定を受けたからといって活動は大きく変わらないと思うということでした。これはまさにこの活動は認定がゴールではなく、継続的な活動の延長線上に認定があるということであると理解いたしました。

そこで、まず事業費に関してお伺いします。先ほど町長は、当面、現行程度の1,400万円程度の事業費をもって協議会を運営していくことが美瑛町との合意のもと、承認されているとありましたが、この金額は両町での折半による1年当たりの運営費、つまり上富良野町の持ち分は700万円程度という理解でよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 11番小林議員の御質問にお答えします。

全体事業費が1,400万円ということですので、運営費においては折半ということなので、おお

むね700万円という御理解で正しいかと思いません。

○議長(村上和子君) よろしいですか。再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番(小林啓太君) この金額については、役場職員等の人件費は勘定されていないという認識で大丈夫でしょうか。また、役場職員の人的資源は専門員1名以外にどの程度計算に入れているのかをお伺いいたします。

○議長(村上和子君) 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長(佐藤雅喜君) 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

この700万円につきましては、丸っきりの協議会の運営費でございまして、人件費につきましては入っていないというのが実際でございます。

それから、現在のところですが、ジオパークの協議会のほうに、我々のほうから専門員1名、それから職員1名が専任で、2名体制で正職員の2名がジオパークの推進協議会の事務局に行っているということで御理解いただきたいと思えます。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番(小林啓太君) つまり、今後このジオパーク事業に関して運営していく上でかかる費用というのは、年間700万円と、あとは2人の職員の人件費ということで理解しました。

先ほどもお話にあった、地域の事業者が、このジオパークというシンボルを経済活動に生かす事例としてはどのようなものがあるのか、何か具体例などがあればお教えてください。

○議長(村上和子君) 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長(佐藤雅喜君) 11番小林議員の御質問にお答えします。

まさにツアーというようなものが一番の事例で、もう既に何件か、小規模ではありますが、受けております。ヌッカクシ火口を案内する朝のツアーなどにおきましては、我々のほうで認定しましたジオガイドさんが2名から3名ついて、旅行会社からの依頼を受けて、きちんとガイド料をいただいてそのガイドをするというようなこともあります。それから、教育旅行のお話も小林議員からございましたけれども、コロナの前になりますけれども、全道の社会科の先生の夏休みの研修、そういったものの受け入れを40名ほどしたりとか、そういった実際にジオパークをやることによりまして、そういったことを目的にツアーでいらっしゃっている方もじわじわというふうに出てきているということで実際でございます。

それから、現在、ホームページのほうを御覧いただくと、6コースほど、もう御案内を始めておまして、現在は家族単位、小グループタイプ単位での御相談でした受け取れないのですけれども、そういったことでガイドさんができたことから、徐々にツアーなどの募集も、ホームページ上にとどまっていますけれども、やっているという実態でございます。

以上です。

○議長(村上和子君) よろしいですか。

11番小林啓太君。

○11番(小林啓太君) ではそれぞれ事業の組み立てに関してなのですが、前町長は議会の中の質問に対して、ボトムアップで事業を組み立てる、つまり町民からこんなことがやりたいという声が上がってきたのに対して、方策を立てるというようなことだったかなと理解するのですが、斉藤町長に関しても、さきの御答弁では、どちらかというトップダウンで活動を広げるというよりは、広く意見を募って、それをまちや協議会がサポートするというスタンスであるのかなと感じましたが、その点、町長にお伺いいたします。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

ボトムアップで広く町民の方の意見を伺いますか、やりたいことを協議会として応援していくというスタンス、ボトムアップで事業を進めていくというのが基本スタンスになっていくのではないかと思います。

以上です。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番(小林啓太君) 先ほど来から話に出てきているように、このジオパークという概念がなかなか捉えづらいものであるというのを私は感じているのですが、ジオパークというシンボルの使い方や概念が広く浸透する前は、むしろトップダウンで事業を展開するほうが効率的、効果的な運用ができるのではないかと考えますが、その点、町長はどうお考えか、お伺いいたします。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

トップダウンでやったほうが効果があるのではないかと、申請に関しては確かにそういう面もあるかもしれませんが、両町の町長が合意をしないと、この申請も始まらなかったわけですから、申請に関しては、両町長がともに手と手をとって合意をして、さ

あやろうということで、ある意味、トップダウンだったのかもしれませんが、それもやはり下からの運動があって、最終的に決断したのが両町長、押されて、よしやろうということで決断したのが両町長だと思います。トップダウンで決めていかなければならないことも今後あるのかもしれませんが、やはり多くは協議会の皆さんの活動あつてのジオパークだと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、たればの話にはなりますが、認定がされた際には、現在の上富良野町の推進室の組織体制には何か変更があるのか、つまりこのまちの縦割りだと、今回、このジオパークという事業は、まさに教育であったり、防災であったり、企画商工の分野であったり、様々な分野にわたる事業だと理解していますが、例えば担当する課にそれぞれジオパークの担当をつけるなど、何かそのような組織体系に何か変更を加えるお考えがあるかどうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

確かに分野としましては、教育分野、産業分野、いろいろありまして、事務局はあるのですが、その担当が、現在、上富良野では企画商工観光課、美瑛では教育委員会、社会教育のほうを担当することになっていて、それぞれ捉え方といいますか、可能性といいますか、関係するところをどこにするかというのは、そのまち、まちで違うのかなと。うちとしましては、これまでも企画商工観光課が上富良野の事務局の対応をしてきましたので、当面、これを美瑛と同じように教育委員会、もしくはどこかの違う課とか、そういう考えはなくて、認定後もこのまま企画商工観光課、何か大きな事象がない限りは、イフの話はあれなのですけれども、特に現在では持ち合わせていません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 組織には大きな変更はないということでしたが、この事業の全体像を見た中で、さらに活性化させて議論していく上では、それぞれの課の中でもジオパークというのを扱う、専任ではないですが、ジオパークのことはこの人に聞けばいいというような担当がいると、より活動としても盛り上がりを見せたりとか、全体としてこの事業を捉えていけることができるのかなと思います。

再度、それぞれの課とかにジオパーク担当のような方をつけるお考えがないかどうかお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

先ほど来、申し上げているとおり、現在の企画商工観光課でイニシアティブをとって、上富良野町においては進めていこうと思っておりますが、小林議員おっしゃるとおり、関連する部門、具体的に言いますと、上富良野であれば郷土館であるとか開拓記念館などは関連する部門で、その担当は教育委員会、社会教育です。特に現在のところ、その担当のところに事業推進員みたいな名称で置く考えはないのですが、もちろん今までもそうだったのですが、企画商工観光課も事業推進室を中心に、情報連携というのは今までと変わらず密にして、今後も進めていく、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、4点目の質問に関する再質問に移らせていただきます。

4点目の、再認定に関してという質問です。先ほどもお伝えしたように、もし、今回、認定が受けられれば、4年後にまたさらにその認定を更新できるかの更新申請のようなものがあると理解しております。私は今回、この点が一番重要であると考えています。その再認定を考える際に、どのような成果や指標を参考に再認定を目指すべき、受けるべきかどうかを判断する、そもそもこの判断基準がないと自分たちの仕事が評価できないと考えております。もしこれが企業であれば、明確な事業計画がないところに投資をするようなものであると捉えております。もちろんボランティアを行ってくれる方々に責任を負わせるという、そういうような考えではありませんが、あくまで財布を握っている管理者は冷静に事業の投資対効果を判断するべきであると考えております。町長は答弁で、今は新規加入申請を行った段階であり、まだ認定も決定もしていないので、具体的なことは申し上げられないと言われていたのですが、1点確認で、現時点で4年間の中で達成しようとしている具体的な成果や目標はあるのかないのか、こちらをお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

数値的な目標は現在のところ持ち合わせておりません。ただ、ただといいますか、本当に現在のところ考えて、4年後の再申請については考えていないというのが正直なところ、申請のこととか、まだ申

請もされていない段階で、申請のことで全力を尽くして、受かったあかつきにどうしようとか、そういうことは正直、本当に申し上げられないというよりは、まだ考えていないと言ったほうが正しいかもしれないです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 熊本県の天草市というところは、10年間継続したジオパーク認定に関して、昨年をもって再認定の申請を行わないと決断し、話題になりました。記事によると、10年間で約1億1,000万円を投じたが、交流人口の増加などのメリットがなかったと市長が発言されており、この件に関して、天草市の当時のジオパーク推進室におられた方に確認を行いました。すると、再認定申請をするかどうか検討を始めたきっかけは、再認定申請時に受けた条件つき認定であったということでした。条件つき認定とは、課題はあるが、それを2年後には解決するという条件で認定を受けるといふものです。そして、天草市においてその課題とは、2市1町での連携についてということでした。もともと天草市1市で始めたジオパーク活動でしたが、運営する中で、隣接する1市1町で行うことになり、結果としてそこで連携不足を指摘されて、条件つき認定になったという御説明でした。実際に2市1町の間でも活動に温度差があったようで、もはや自分たちの自治体だけで課題を解決することが難しいと判断されたのかなと私自身は推察しました。そして、現在、天草市は、当時のジオパーク活動の名前は変更したものの、市独自の取り組みとして、ジオパーク活動時代に築いたものは生かしつつ、自然資源を生かした地域振興の取り組みを行っているということでした。

そこで、ちょっと話を上富良野に戻しますが、認定によって活動に大きく変更はないかもしれませんが、少なからず活動には影響が出ると考えます。ただ、実際に認定されていない段階でどのような変化が起こるか分からない、一たんやってみないと分からないということも当然理解するところであります。それはもしかしたら期待もしていなかった大きなメリットが享受できたということかもしれませんし、逆にジオパーク活動とは一定の効果は認められるものの、日本ジオパークネットワークをうまく活用しきれない、または認定の基準とまちの方向性が合わないなどの課題が出てくるなどの可能性も考えられます。

話が長くなってしまいましたが、この点を踏まえて町長にお伺いします。

認定に向けた最終局面である今、このようなことを議論することは好ましくないと思われるかもしれませんが、認定がゴールではなく、活動線上にあるのであれば、むしろ早急に議論すべきことではないかと考えます。仮に認定を受けてからであっても、4年以内に目指すべき姿を話し合い、適正に評価する体制を構築すべきと考えますが、この点に関して町長の考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

まさに小林議員はよく分かっていらっしゃるなど思っております。最初の町長の答弁にもありましたけれども、ゴールではなく、これから地域認定申請が受かって、それはゴールでなくて、これからも引き続き今までの活動をさらに続け、それから充実していくことが大切ですよということを町長のほうで答弁させていただきました。基本的には、再認定を受けるか受けないかというものは、ベースとしては判断するものではないです。天草が言ったのは、再認定を受けないと言ったのではなくて、やめますと言ったのです。要するにそれは4年後の話ではなくて、いつでも日本ジオパークネットワークから抜けさせてくださいということはありません。それは、やはり価値観をどこに置くかだと思いますけれども、先ほど町長から答弁しましたように、結果としてツアーや何かで地域活性化、経済を回すということも大変重要なことでありますけれども、ベースになるのが子供たちの学習であったり、地域の人が地域を愛することだったりということで行くと、なかなか数字に出てこないものだと思います。天草の新聞記事で交流人口が増えなかった、経済的にうまくいかなかった、隣のまちと仲悪くなってしまったということがいろいろ書いてあったと思うのですけれども、そういったことが、いろいろ状況は変わるとは思いますけれども、ベースとしてあるのは、あくまでも地域をよくすることに尽きるわけですから、そこで今あるベースの取り組みが大きく認定を受けたから、どこかの製紙工場のように、いきなり観光客がふえて、すぐ飽きて人がいなくなるというようなことを目指しているわけではないということ御理解いただきたい。ですから、4年後になって、受ける、受けないということではなくて、天草の言っている話は、もう無理だからやめますという話であったということで、ちょっと一線引いておいていただきたいと思うということが1点です。

基本的には、今まで積み重ねたものをどんどん充実させていくことで、地域の方がきちんとうまいこ

とジオパークというシステムを、プログラムを利用していただけるようになることが目的といたします。交流人口が10人増えたとか、何千万円もうかったとかということではないのかなど。ですから、大変ちょっとわかりづらい言葉かもしれませんが、再認定というのは受けるか受けないか判断するものであって、当然、今、新規の認定申請をしているわけですから、町長の決意としては、未来永劫ジオパークはやるのだと。車の運転免許と同じで、更新時期が来たら1回試験を受けなければならないのだという程度のことなのだとこのことをしっかり理解していないと、最初の認定ありきに立ち返ってしまうということを御理解いただきたいなと思っております。

以上でございます。

**○議長（村上和子君）** よろしいですか。

11番小林啓太君。

**○11番（小林啓太君）** 今のお話で、そもそも再認定申請をするべきかどうかなど、そういう判断するといった性格のものではないということは、今、一定理解をしました。僕は、この天草市の話を深く聞いたときに、幾つか感じたことがあったのですが、やはりそもそも期待と、実際、ジオパークネットワークが提供してくれるものというのに齟齬があったということがまず一つ大きな問題としてあるのではないかなということでした。その点は、これまでの議論の中でも、上富良野に関しては、その齟齬はかなりなくなってきたのかなという意味で、安心はしております。

ただ1点、ちょっとこの今回の事例を見たので、ある意味、天草市というのは、日本ジオパークという枠組みをうまく使って、要は一たんまち、市民たちを結束することには一定の成果を得て、言葉はおかしいかもしれないですけども、日本ジオパークネットワークを卒業することで独自の路線で進むことを選んだというようなことなのかなと私は理解しております。なので、まさにこれまで行ってきて、これからも行っていくジオパーク的な教育活動であったり地域振興に関しては引き続き行われていくものなのかなと思っておりますが、ただ、ではその上で、ジオパークというシンボルが必要なかどうかというのは適宜やはり判断していく必要があると私自身は考えております。

この点、最後に町長が日本ジオパークネットワークへの認定を目指す意気込みとともに、最後に町長のお考えをお伺いできればと思います。

**○議長（村上和子君）** 町長、答弁。

**○町長（斉藤 繁君）** 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

天草の事例もお出しになって御説明いただきありがとうございます。私としては、これまでやってきた活動、美瑛町と2町でジオパークの申請を目指して、町民ボトムアップ、町民からの、町民の皆さんの活動から支えられてこれまでやってきた、このゴールではないのですけれども、スタート地点といえますか、ジオパークに何としてでも、今年、申請もしました。もちろん御存じのとおりしまして、認定されることを心から願っておりますし、このジオパークネットワークをうまく活用して、先ほど来、小林議員も申しておりますとおり、教育、防災、観光、産業を、うまく町民一丸となって盛り上げて、まちの活性化、もちろん美瑛町と手を取り合って、防災なんかはそうなのですが、観光もそうでしょう、美瑛とかなり隣接したまちですので、2町で協力してやっていける部分も多いと思います。何より上富良野町内がジオパークを通じて元気に活性化することを願って、今年の間もなく現地調査に入りますが、ぜひといえますか、心より今年認定されて、ジオパークネットワークに加盟することを本当に心より願っておりますし、これをきっかけにといえますか、スタートとして、上富良野がますます皆さんが元気になって、活性化していくことの一つのツールといえますか、これを契機に活性化していくことを、その先頭に立って、私が先頭に立って頑張っていくということを宣言といえますか、お誓いしたいと思います。このような回答で終わらせていただきます。

以上です。

**○議長（村上和子君）** 以上をもちまして、11番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開は3時20分といたします。

---

午後 3時08分 休憩

午後 3時20分 再開

---

**○議長（村上和子君）** それでは、一般質問を再開いたします。

それでは、次に、6番中澤良隆君の発言を許します。

**○6番（中澤良隆君）** 私は、2項目について町長に質問をさせていただきます。

1項目目、高齢運転者の安全運転支援と免許証返納後の足確保策について。

2019年4月、東京都豊島区で高齢者が運転する車が歩行者らを次々とはね、3歳の子と母親が死亡、10人が負傷するという痛ましい事故が発生しました。今、裁判中であり、この事故の発生を機



に、高齢運転者による交通事故が全国的な社会問題となってきました。

高齢運転者による事故の原因は、主にブレーキとアクセルの踏み間違いが際立っているとされており、その対策として、高齢運転者による交通事故を抑制するため、ペダルの踏み間違い時の加速抑制装置を自動車に後づけする費用を助成している自治体があります。

我がまちにおいても、高齢運転者の事故発生を抑制するために、安全運転支援の助成制度を創設する必要があると考えます。

一方、免許証返納後の足の確保についても大きな課題が横たわっています。高齢運転者の免許自主返納者が増えない要因は、車にかわる足の確保が難しいことによると考えています。

我がまちでは、予約型乗り合いタクシーと十勝岳線の町営バス運行しかない状況にあります。

団塊の世代が全員75歳以上になる2025年問題も数年先です。今から気軽に、そして安価で利用できる移動手段確保の対策を講じる必要があると考えます。

以下、4点、町長の考えを伺います。

1点目、高齢運転者による事故発生状況と、免許証自主返納の状況は。

2、高齢運転者による交通事故についての町長の認識は。

3、高齢運転者の免許証自主返納者に対するサポート制度や優遇策創設の考えは。

4、高齢者や地域住民等の足確保について、新たな地域交通システム施策の考えは。

2項目目ですが、日の出公園の再生整備の方向性について。

多くの町民が強い関心を抱いている日の出公園駐車場拡張整備の工事が佳境を迎えています。完成まで間近となってきました。町民の貴重な財源を投じての駐車場拡張整備を意義ある事業にしなければならないと私は考えています。そのためには、日の出公園自体を今以上に魅力ある公園に整備、再生していかなければならないと考えます。駐車場は付帯の施設であり、本体はあくまでも日の出公園自体であります。日の出公園の魅力を向上させるため、町長は今後、日の出公園の魅力づくりをどのように推進していく考えか、以下、2点、お伺いします。

1、日の出公園の位置づけをどのように捉えているか。また、日の出公園の魅力づくりの主体は何か。

2、日の出公園魅力再生計画の具体的進捗状況と、再生整備の方向性と予定は。

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番中澤議員の、高齢運転者の安全運転支援と免許証返納後の足の確保策に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、高齢運転者による交通事故発生状況ですが、令和2年の北海道内における高齢者の交通死亡事故者数につきましては、全死者数144人のうち68人で、割合は47%を占めています。富良野警察署管内におきましては、死者数2人のうち1人となっています。人身事故につきましては、24件のうち10件で、割合は42%を占めております。本町の人身事故の負傷者につきましては、5人のうち2人が高齢者となっております。

令和2年の北海道内における運転免許証自主返納者数は2万600人、富良野警察署管内におきましては92人、うち、本町は19人となっております。

次に、2点目の、高齢運転者による交通事故につきましては、増加傾向にあるものと認識しており、死亡交通事故の約半数は高齢者によるもので、人身事故や物損事故につきましても同様な状況にあり、これは認知機能や身体機能の衰えによるものと推察いたしております。

3点目の、高齢運転者の免許証自主返納者に対するサポート制度につきましては、北海道が令和2年10月から、北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度を創設して、高齢運転者の方が自主返納しやすい環境づくりに御協力いただける198の協賛事業者の皆様から様々なサービスが提供されているところであります。

返納により自動車の運転ができなくなることによる利便性の低下などがございますが、もともと免許を持たない住民との公平性の観点から、現時点において町独自の制度につきましては考えていないところであり、また、高齢運転者の事故発生を抑制するための安全運転支援の助成制度につきましても、既に令和2年3月から、国においてサポカー補助金の制度を創設して、新車、中古車の購入時、また、後付け装置の購入に対して補助金を交付していることから、町独自の制度につきましては考えていないところであります。

4点目の、新たな地域交通システム施策についてであります。現在、本町の現況は、JR、バスなどの公共交通機関及びタクシー事業者による運送事業のほか、町において高齢者等の日常生活における移動手段の確保として、予約型乗り合いタクシー事業を実施しております。当該事業を受託していただいている町内のタクシー事業者からは、人材の確保など、様々な課題もあると伺っており、事業拡充に

についても難しい現状にあります。今後、どのような仕組みが本町にとって持続可能な地域公共交通システムのあるべき姿なのかを引き続き検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の日の出公園の再生整備の方向性に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、日の出公園の位置づけと魅力づくりの主体についてであります。さきの佐藤議員の御質問でもお答えさせていただいておりますが、日の出公園は都市計画に基づく総合公園であり、地域住民が憩い、利用する機能と、観光スポットとしての機能を有する公園であると認識しており、季節に応じて様々な利用に対応していく必要があると考えております。

御質問にあります魅力づくりの主体についてありますが、多様な機能を果たしている関係から、夏期間のラベンダー観光やイベントに関する企画商工観光課、冬期間のスキー場に関する教育振興課、通年の管理や整備に関する建設水道課が関係各課として、さらに指定管理者など、多くの関係機関が関わっており、最終的に整備管理を行う建設水道課を要として、関係部署、機関の連携のもとに魅力づくりを進めていくことが大切であると考えているところであります。

次に、2点目の日の出公園魅力再生計画の具体的な進捗状況と、再生整備の方向性等についてありますが、日の出公園魅力再生計画は、同公園の魅力を高めていくために考えられる様々な点を整理し、その事業化に向けて行政内部における検討材料としていくためにまとめたものであり、平成29年以降、これまでにトイレの洋式化、バンガローの建設、キャンプ場を含めた既存施設の改修を実施してきたところであり、本年度も駐車場の整備等を進めているところであります。

来年度以降につきましては、日の出公園の持つ価値をさらに発展させ、住民や観光客の方々に親しみの持てる公園として喜んでいただけるよう、関係各課をはじめ関係機関の方々と協議を行いながら、本年度中に同計画を見直し、今後の事業化に向けた参考としてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 私は、交通事故のない安全で快適な社会の実現は町民全ての願いであると考えております。超高齢社会に入り、最近、高齢ドライバーによる交通事故が多発している状況にあります。今御答弁いただいた中でも、高齢者の死亡事故

者数、また、人身事故の負傷者において、北海道、富良野管内では約5割を高齢ドライバーが占めている状況であると伺いました。改めて高齢ドライバーが絡む交通事故が多いことを認識させられた次第であります。

一方、運転免許証を自主的に返納し、運転をやめしてしまう高齢者の方も増加していて、令和2年度の実績で、富良野管内においては92人、うち、上富良野町は19人となっているようであります。

それでは、再質問をさせていただきます。

高齢ドライバーが絡む交通事故死者数、また、人身事故の負傷者数について、町長は多いと感じるのか、少ないと感じるのか、どのように受けとめているか、御答弁をお願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

高齢者の事故の件数、人身事故の件数につきましては、件数的には人身事故の負傷者については5人ということで、非常に思ったよりといえますが、少ない中ではあるのですが、割合としてはやはり半数、先ほど議員もおっしゃったとおり、半数近くを高齢者の方が占めているということは現実としてあって、それは結構高い割合なのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 免許証の自主返納については、上富良野町19名ということでしたが、この自主返納者に対する印象についても町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

本町で自主返納した方が19名、どのような方かは存じ上げてはませんが、数字としては、高齢化が進んでいて、人口が多分多いはずなのですが、そのわりには、やはり返納される方、どういう家庭環境の方が返納されたか分かりません。御家族が、息子さんや奥さんがいるから自分は要らないと思って返納したのかどうか、自分一人しか免許を持っていない、そういう状況でも返納されたのか、そういうバックグラウンドというのはちょっと分かりませんが、19名というのは、人口に比してやや少ないのかなという印象を受けております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 私も意外と自主返納者、少ない数字だなど。後ほどこちら辺については、また足の確保策や何かのところでお聞きをしていきたいと、そんなことを考えています。

この免許証の返納制度は、平成10年の道交法改正以降、全国様々な自治体や企業の協賛などによって、返納者への優遇などの取り組みが進められてきているようであります。

例えば北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度は、証明書を受け取った対象者に対して、協賛事業者の特典が受けられる制度であります。タクシーだとかバス料金の割引、また、スーパーでの買い物や何かに対するプレゼントなどもあるそうであります。

また、北海道でも、昨年から高齢者運転自主返納サポート制度を創設して、高齢運転者の方が自主返納しやすい環境づくりに取り組んできています。

本町では、高齢運転者による交通事故が増加傾向にあるとの答弁もありましたが、この町長の答弁では、自主返納サポート制度には取り組む考えはないということでありました。この取り組まない理由としては、免許を持っている人と持っていない人との住民との公平性が失われるというような観点で、こういう制度をつくる考えはないということをお答弁いただきました。私は、免許を持っている人とか持たない人ということではなく、いかにすると高齢者が悲惨な事故等に遭遇しないのか、また、重症化を抑制することができるのか、そして安全で快適な社会をつくるためにはどうしたらよいのかという観点から質問をさせていただいております。もう一度、この創設する考えが全くないという理由を、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

高齢者の方の事故、悲惨な事故、高齢者の方が原因となって、どなたが被害者になるか分かりません。高齢者自身が被害者になるかも分かりません。本当にそういう悲惨な事故を減らしていきたいという思いは、町民の方はそうですし、私自身もそういう事故の撲滅につきましても、なくしていきたい、死亡事故が起こらなくても、人身事故というのは現実に起きていますので、そういう事故をゼロにしたい。いろいろな方策が多分あるのかなと。もちろん優遇制度というのもその一つなのかなと思います。北海道でも実施されて、協賛事業者が198ありまして、ポイント還元とか割引制度とか、それなりの効果はあるのかなと思っております。

ただ、やはり答弁させてもらったとおり、免許を

持っていた人だけがポイント還元とか割引制度を受けられる。事故を減らしたいという願いといいますか思い、そういうものがあるのですが、それは分かるのですが、片や、やっぱり免許を持っていない人、もともと持っていなかった人が、そういうポイント制度、ポイント還元とか割引制度にあずかれないというのは、ちょっと不公平感があって、現在のところは考えていなくて、そのほかに、こういう優遇制度のほかに、何か高齢者の事故を減らす方策がないのか、それについて検討していきたいなど、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 私がちょっと理解できないところがあります。というのは、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、国においても、また道においても、これは免許を持っている人と持っていない人の不公平感はあると思います。その中でも、高齢運転者による交通事故の抑制の一つとして、運転に不安を感じる高齢運転者が自主的に返納しやすい環境づくりをつくっていく、それによって日本の国も、それから北海道も、また、我がまち上富良野からも、本当に交通事故は悲惨だと思います。そういうことがないようにしようということでこの制度を設けているのだと思います。もう一度理由についてお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

国や道の制度についても十分国もやっている、道もやっている、道もやっていることについても不公平感がありますが、あえて交通事故撲滅のためにやっているのだよということで、それも十分理解しております。ただ、本町においてそれをサービスを提供するべきかどうかということについては、現在のところ、先ほども答弁いたしました、不公平感を払拭できるのかどうかというのが非常に懸念材料であって、現在のところは考えていないというふうに答弁させていただきました。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 分かりました。

次に移らせていただきます。

令和3年6月22日、昨日であります、上富良野町は交通事故死者数ゼロが4,207日、約1年半が達成されました。また、きのうだかおとこの新聞でも見ましたが、中富良野町が2,000

日を達成したということであります。このことは、交通安全に対する町民一人一人の努力と圏域の皆さん方の交通安全に対する意識の高さ、それから、交通安全に関係される方々の努力の賜と評価をするものであります。

高齢運転者の交通事故は増加傾向にあるとのことですが、事故の原因はブレーキとアクセルの踏み間違いが際立っていると言われております。先ほど池袋の話もしましたが、これ、まだ裁判中でありますので、原因は何か分かりませんが、やっぱり踏み間違いがあつてなつたのかなというふうには考えているところであります。

そこで、加速抑制装置を後づけする費用の助成についてお伺いをいたしたいと思ひます。高齢ドライバーの交通事故抑制のため、加速抑制装置の助成は考えていないということではよろしいでしょうか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

既に先ほど述べたとおり、令和2年3月から国においてサポカー補助金の制度が創設されておりますので、町独自の制度については考えていないところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） この加速抑制装置であります、私もあまり知らなかったのですが、ちょっと調べさせてもらうと、富良野市では令和2年度から、また、中富良野町は本年度から助成するよう取り組んでいます。富良野市は令和2年度で78件の実績があつたそうであります。その目的は、生活する上で、この地方は自動車が必要な状況にもあるが、いざというときの重大事故を防止するため、取り組んできたそうであります。この件についても、国の助成制度があります。そして、それは富良野市でも中富良野町でも同じであります。

実態を申しますと、大体車種とか年式だとかメーカーによってこの費用は相当違いがあります。一般的に一番最初制度が設けられた時代、言われていたのが、大体費用は後づけで約10万円、これは一般的です。そして、国では4万円の補助が出ています。6万円の残です。そこに富良野市の例を言うと、6万円の80%まで補助がされます。で、利用者は本当に少額であります。中富良野町の新聞記事を見ていたら、数千円で、国の補助を受けながら中富良野町独自で補助するものについては数千円で補助したいというようなことを言われています。先ほ

ど言いましたけれども、大分値段が10万円から下がってきて、今は6万円ぐらいでつくということも聞いております。国の補助金と、それから町独自の補助金を活用することによって、高齢者の高齢ドライバーの交通事故が少しは減少されるものと思ひますが、そういう中で、町長はこういう事業に取り組む考えはないかどうか、再度伺ひます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

高齢者の事故抑制に対するまちの何をすべきかというのは、先ほどの免許の自主返納のポイント制度なども含めて、広くは方策は考えていくべきものかとは思っているところではあるのですが、個別にサービス、先ほどの自主返納の際にもそうなのですが、個別の具体の策を現在持ち合わせているかという、現在、それらについては、サポカー制度についても同様で、現在のところは持ち合わせていないという回答で御理解を願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 交通事故は一たん起きてしまうと本当に悲惨なことだと思ひます。これは、交通事故というのは加害者も、そして被害者も、その事故があつてから、その後は本当に人生が変わってしまいます。そういう重大なもので、これは我がまちに、また、この圏域で、富良野もやっている、中富もやっている、でも上富良野からの高齢者も富良野に行くこともあるし、中富に行くこともある。やはり広域、圏域でこういうことは取り組むということが本当に必要ではないかなと思ひますし、この交通事故、特に高齢者の方々が起こすような事故というのを抑制しなければならぬと思ひます。ぜひ前向きに取り組んでいただければなということで、次の質問に移りたいと思ひます。

4点目の、地域交通システムの構築についてであります。

超高齢社会において、地域の足の確保は大きなまちづくりの課題だと考えています。少子高齢社会、核家族化は、高齢者の閉じこもり生活を助長します。閉じこもりによるリスクは、体力、認知機能の低下などを引き起こす可能性もあります。心身の健康維持のためにも、閉じこもり状況を少なくしなければなりません。そのためには、地域の足の確保は重要な課題と受けとめています。先ほど来、質問させていただいていますが、免許証の返納だとか、それから抑制装置や何か、本当にお前、どっちを推奨

するのだと言われたらちょっと困るわけですが、やっぱりバランスよく進めていただくということが大切なのかなど、そんなことを考えております。

現在、予約型乗り合いタクシー等で地域の足確保を行っています。町長はこの2025年問題においても、今のままの地域交通システムで十分と考えているかどうかをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

4点目の地域交通システムの維持というのは、非常にこの問題は、もともと車を持っていない人も持っていた方も共通の地域交通のあり方というのは問題でして、特に郡部とか、スーパーから離れている方にとっては、もともと免許を持っていたとかいなかったに関わらず、非常に切実な問題なのだろうなというふうに認識しておりますし、先ほどの3点目の御質問になかなかちょっと歯切れが悪くて、早く4点目にいかないかなど、個人的にといいですか、3点目にまた戻って申し訳ないのですが、サポカー補助とかポイントとか、それらも含めてといますか、本来、もっと大きな観点から、もともと車を持っている人もいない人も利用できるように、持っていた人は地域交通があるのだから返納しようかと、ポイントがなくても、サポカー補助がなくてももういいよ、かわりにバスがあるから、何があるからと、もともとそういうベースにあるのが地域交通なのかなというふうに考えておまして、これらを含めて、維持していくのが地域交通、それが維持していくのが重要なことなのだろうなとは思ってまして、先ほどの答弁でもお答えさせていただきました。現在は十勝岳線のほか、予約型乗り合いタクシーしか地域交通は実際のところないのが現状でして、これを予約型乗り合いタクシーは非常に使い勝手がいい面もあるのですが、何せ先ほどの答弁でも申し上げましたが、事業者の事業の台数が限られているとか、いろいろ制約があって、人材の確保が難しいなど、事業継承と申しますか継続、将来に向けては非常にこの事業の地盤と申しますか、将来、万全なものではないなど。安心して地域交通を担っていくような状態では、人手不足などを含めてないのかなど、そういうふう感じておまして、予約型乗り合いタクシーが現在地域交通の全てである以上、これらの維持も含めて、将来、これらがなくなってしまうにはどうするのか。もし事業の継承が難しいものであるのなら、どういった方法で地域の方の足を確保していくのか、昔のようなバスがいいのか、循環バスがいいのか、それともほかのもつ

と違う方法があるのか、いろいろ検討していかなければならない問題だろうと、このように感じております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 今、御答弁をいただきましたが、町長はまだ若いからあれなのかもしれません。先ほど郡部の人たちとか、そういう話がありましたけれども、私の年ぐらいになってくると、もし免許を返上して、どこか買い物に、閉じこもりにならないように外へ出ようかと思ったら、ひざが痛いとか、足が痛い、股関節が痛い、腰が、そういうことから、本当に300メートルも500メートルも歩けない年寄りがたくさんいるということをまず認識してください。そういう中で、この地域の公共交通をどう守っていくのか。そして、今の町長の話では、予約型乗り合いタクシーや何かの事業継承が難しい。したら事業継承が難しかったらどういうような形でそういう事業を起こしていくのか、これはやっぱりまちとして考えていかなければならない大きな課題だと考えます。ぜひそういう考え方で、この2025年問題も間近です。住民にとって便利で気楽に利用できる交通体系、そういうものを速やかに構築していただいて、年寄りも、それから障害を持った方々も、みんなが安心して暮らせる、暮らしてよかったと思われる上富良野町にしたいと思いますが、町長の思いをもう一度聞かせてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

中澤議員おっしゃるとおり、加齢によって足腰が痛かったりして、歩行に困難、長い距離歩くのが難しい方、おられます。本当にそういう人の郡部に限らずまちの中にもいるのは確か、本当に確かです。そういう方の足を確保するにはどうしたらいいのか。スーパー、買い物はまちに大きなスーパーは1か所しかないのですが、皆さんそこに、スーパーであればそこに来るのではなくて、移動販売とかいろいろな手を考えたりできるのですが、病院はそういうことはできないので、病院には来なければならない、そういうようないろいろなケースによっていろいろ考えて、どういう手段でどういう場合の足を確保しなければならないのかというのも含めて、本当に皆さんが安心して上富に長く住んでいけるようにしていけるような地域の交通体系を維持するのは、本当に2025年と申したらもうすぐなので、喫緊の課題になっているのだなど、そのような

認識であります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） それでは、2 項目目の日の出公園の再生整備の方向性についてお伺いをいたします。

日の出公園駐車場拡張整備が進められ、ほぼ完成に近い状況になってきています。駐車場というのはあくまでも付帯の施設であり、日の出公園を魅力的なものに再生させ、拡張された駐車場が有効に活用されるようにしていくのが私たち議会、そして行政の責務だと考えています。

そこで、同僚議員から詳細にわたり質問がありました。そして、私とほぼ趣旨が同じような観点からの質問でありましたので、私は簡単に質問をさせていただきたいと思いますが、何点か確認をさせていただきます。

私は、現在の日の出公園は、先ほど答弁もいただいた中にもありますが、一つとして、都市公園、オートキャンプ場を含んでいる。そして二つ目として、ラベンダーの発祥の地としての観光拠点。三つ目として、スキーグレンデ等の位置づけと捉えています。町長の認識もこれと同じかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

そうです。中澤議員おっしゃるとおり、魅力というのは、先ほども他の議員の方のときに答弁させていただきましたが、多面的でございまして、都市公園としてはもちろんそうですが、ラベンダー観光、スキー場、そしてイベント会場、駐車場も含めて、カミヒルとか、例えばなのですが、トレランなどの開会式を開いたりする場所の、そういうふうな活用の仕方もありますし、あとは眺望、上富良野八景にも入っております。観光に含まれるのかもしれませんが、そういった多面的な面があるということは、中澤議員の認識とほぼ一致しているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） それでは、町長、今位置づけの問題点なのですが、位置づけの問題というのは、町民を対象にするのか、それとも町外者、いわゆる観光客を対象にするのかによって、日の出公園の魅力づくりが大きく変わると思います。町長は町民のための都市公園の整備というか魅力づくり、ま

た、ラベンダーを核にした観光拠点に力点を置こうとするのか、どこに重点を置いてこの日の出公園の魅力化に取り組もうとされているのかをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

特に町外の人のためとか町内の人のためとか意識したことはなくて、やはり意識しているのは、先ほど申し上げました多面的なことで、そこから考えていくと、都市公園であれば、多くの対象の方は町民でもありますし、ラベンダー観光のほうの面を強調すれば、町民の方も楽しめますし、多くの町外の方も訪れてもらえると、キャンプ場もしかりだと思います。というふうに、特に町内、町外と意識したことはなく、結果的に多面的な部分の都市公園、ラベンダー、そういうものを意識していけば必然と中心となってくるのは町外なのか町内なのか、そういう二次的なものが町内、町外、一次的には先ほど申し上げた多面的なもの、こういうふうに位置づけは捉えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 日の出公園の多面的な魅力づくりをしていきたいということは分かりました。

それでは、次に、日の出公園の魅力再生計画についてお伺いをしたいと思います。

6 次総合計画においては、日の出公園は観光交流の拠点とすると。オートキャンプ場や常設駐車場の充実、花のゾーンの花の整備など、利用者ニーズに応じた整備を計画するとなっています。もちろんこの利用者ニーズに応じたということで、この魅力再生計画を策定していくことになろうかと思いますが、この利用者を捉えるということがやっぱり一番大切なことになってくるのかなと私は考えています。町民の憩いの場にしていくのか、はたまた観光客やキャンパーのためにするのか、町長はどのように考えているか、確認をさせていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

利用者のニーズに応えていくというのは、本当に中澤議員おっしゃるとおり、非常に重要なこと、リサーチとかいろいろ調べていかなければ、調査することが重要かと思いますが、特に先ほども申しましたが、町外の人向けにしていくのか、町内の憩いの場にしていくのかというのは、やはりどちらでもないといいですか、どちらもといいですか、町民の憩

いの場合でもありますので、それはそれでしっかり整備していかなければなりませんし、ラベンダーとかキャンプ場、それらについては、多くは町外からの観光客と思われるので、そちらもそれはそれで重要でありますので、そちらも大切にしていかなければなりません。ですので、町内、町外、どちらに触れるのだということはなかなか言えません。両方です。総合公園で多面的な面がありますので、それぞれバランスをとりながら、一番いい方法で、一番最適な整備計画になるのかなど、そのように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） その中で、観光や何かの形態が大きく変化してきていると思います。そして、観光振興計画や何かを見てみましても、今、駐車場をイベントで何とか盛り上げたいということですが、平成29年の実績では、日の出公園を使ったイベントというのは1万5,700人ぐらいです。そして、観光振興計画では、観光の入込みは29年で63万人ぐらい来ています。たかだか0.2%ぐらいの入込み、入込みと言ったらおかしいのか、利用度しかありません。そういう中では、やはりこれからはもっと魅力づくりのとき、視点を変えたものが必要なのだというふうに私は考えています。そこら辺を振興計画で63万人を約70万人にしたいのだと、観光入込みを。そういうところから魅力づくりを進めていただければと思います。

次に、2点目の日の出公園魅力再生計画の策定のあり方についてですが、内部資料ということの位置づけは分かりました。分かりましたというか、ちょっと私の考えからは遠く離れるのですが、あくまでも自治基本条例の中では、やはり先ほど言ったジオパークの関係や何かでもありましたけれども、ボトムアップにするのかどうするのかということもありました。やっぱりこの日の出公園魅力再生計画の策定についても、私はボトムアップを優先すべきだと。そして住民の力を借りながら、そして魅力のある公園にしていくべきだと考えておりますが、町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

ジオパークの例をとって、ジオパークはボトムアップで、ジオパークは協議会という会があって、そこが皆さんのニーズを拾っていくのだなど。それとは別に、答弁にも書かせていただきましたが、全く再生計画というのは内部資料といいますか、検討

材料の類いといいますか、それに類したもの、計画とはなっていますが、内部の計画でありまして、もちろん秘密ではありません。御希望であればいいですか、皆さんにお配りするのもちろんやぶさかではないのですが、あくまでも内部で、こうしたら担当課として、担当課といいますか、もちろん建設水道のほかには教育委員会とかいろいろな関係部署がそれぞれの面、スキー場とかありまして、かかわってきますので、内部の資料として、部署として、魅力はこうあったらいいな、こういうのをやりたいなという、本当に内部資料として、一般的に計画と名前がついていますが、がちがちのといいますか、計画に載ったらこれをやるのだという、そういう意味の法定の計画ではございませんので、全く内部の検討材料ですので、また、整備に当たっては、それありきで、それ以外の住民の意見というのは全く反映されないというわけではなく、この魅力再生計画は計画で内部資料として持っていますが、皆さんの意見はしっかり聞いて、公園の魅力化は図っていきたいと思いますので、そういう位置づけなのだとおことを御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） それでは、次の質問ですが、この再生整備計画については、本年度中に策定を終えるということではよかったのかどうか。また、今、町長がちょっと触れてくれましたけれども、やっぱり計画をつくったら、それを実行していくとき、町民とどうコンセンサスを得るのか、町民の力も借りていくということが必要かと思っておりますので、再度御答弁をお願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

期間につきましては、御指摘のとおり今年度中ということで、今年度中を目途に策定する予定です。議員御指摘のとおり、全く議員のおっしゃるとおり、実際の何かをするときは、十分町民の皆さんの御意見を参考に賜って、公園の整備には努めてまいりたいと思いますので、その点はこの計画は、計画と名前はついていますが、実際の声は聞くということで、聞いて、皆さんの御意見、もちろん町民の一般の利用者だけではなくて、実際、イベントなどで利用しております振興公社とか観光協会、イベントの、それらの方の御意見も含めて、公園の魅力化、魅力アップを図っていくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、6番中  
澤良隆君の一般質問を終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時19分 散会

---

◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部  
終了しました。



上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和3年6月23日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 金子 益三

署名議員 中澤 良隆

令和3年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和3年6月24日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 町の一般行政について質問  
第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第2号））  
第 4 議案第 9 号 上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
第 5 議案第 2 号 令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）  
第 6 議案第 3 号 令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
第 7 議案第 4 号 令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
第 8 議案第 5 号 令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
第 9 議案第 6 号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）  
第10 議案第 7 号 令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
第11 議案第 8 号 令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
第12 議案第10号 財産の取得について（リフト付小型バス）  
第13 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
第14 発議案第1号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則  
第15 発議案第2号 議員派遣について  
第16 発議案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の強化・充実を求める意見について  
第17 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	中 澤 良 隆 君
7 番	米 沢 義 英 君	8 番	荒 生 博 一 君
9 番	佐 藤 大 輔 君	10 番	今 村 辰 義 君
11 番	小 林 啓 太 君	12 番	小 田 島 久 尚 君
13 番	岡 本 康 裕 君	14 番	村 上 和 子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	齊 藤 繁 君	副 町 長	石 田 昭 彦 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表 監 査 委 員	中 田 繁 利 君
農 業 委 員 会 会 長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企 画 商 工 観 光 課 長	佐 藤 雅 喜 君
町 民 生 活 課 長	星 野 耕 司 君	保 健 福 祉 課 長	鈴 木 真 弓 君
農 業 振 興 課 長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 谷 隆 樹 君	建 設 水 道 課 長	狩 野 寿 志 君
教 育 振 興 課 長	林 敬 永 君	ラベンダーハイツ所長	谷 口 裕 二 君
町 立 病 院 事 務 長	北 川 徳 幸 君		

○議会事務局出席職員

局 長	深 山 悟 君	次 長	飯 村 明 史 君
主 事	真 鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### ◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和3年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、暑い方、上着を取っていただいて結構でございますので、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

さきに御案内しました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての議案は、後ほどお配りしますので、御承知お祈りいたします。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査の申し出として、別紙配付のとおり申し出がありました。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

7番 米 沢 義 英 君

8番 荒 生 博 一 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第2 町の一般行政について、質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 私は、さきに通告をしております1項目2点について、町長の見解を求めます。

住民会組織の再編についてであります。

人口減少、少子高齢社会現象が続いている。特に農村地域の人口減少が確実に進み、農家戸数の減少は郡部における自治活動の推進に大きく影響を及ぼしております。

現状として戸数の少ない住民会においては、1人が複数の役職を兼務しなければならない状況であり、大きな負担となっております。

具体的には住民会組織がある以上、戸数の多い住民会、戸数の少ない住民会に関係なく住民会長をはじめ、町から委嘱される各種の役職が多く、また、農村部における農協関係の役職も多く、戸数の少ない住民会にとって役職をお願いするのも限界な状態であります。

私は人口減少、農家戸数の減少は、今後も継続すると考えております。このままでは、郡部における住民会組織の自治活動は停滞し、やがては崩壊することも懸念されます。再編を早急に検討する時期が来ており、組織再編は、農村部の一部の地域だけの課題ではないと考えております。

大所高所から再編成の検討が必要と思われ、町が主体となり地域の状況を把握した上で、農村部の住民会組織について再編の検討をすべきと考えております。

以下、2点、町長の考えを伺いたいと思います。

1点目、現在、郡部には12住民会がありますが、郡部住民会の現状をどのように認識されているか、また、この問題に対しどのように受け止めているかを伺います。

2点目、今後、郡部住民会の再編は喫緊の課題と思われるが、地域づくり住民会の在り方に対する調査・意見の聴取の考え方について伺いをいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番中瀬議員の住民会組織の再編に関する2点の御質問であります。関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

現在、郡部12住民会、市街地13住民会、計25住民会があり、人口戸数の減少につきましては郡部住民会だけではなく、市街地住民会においても同様な状況にあります。全ての住民会における課題と認識しております。

住民会は、平成8年に現在の25住民会に再編されたのが最後であり、当時のまま20年以上が経過しており、それ以降も人口戸数の減少が進んできており、近年は役員のみならず手不足と課題が生じていると認識しております。

今後の地域づくり、住民会組織の在り方について

は地域の意見が最も重要であるため、住民会長連合会と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ただいま町長から答弁をいただきましたけれども、答弁は具体性がなく、あまりにもショートコメントでありますので、とても理解ができる状況ではありませんので、再質問を何点かささせていただきますと思います。

我々が住んでいる農村部については、農家人口は減少している中で、どこの地域も戸数が減少しているのが現状で、全体の戸数の中で非農家の占める割合が、どこの地区も半数以上は非農家という状況の中、農家戸数は本当に減っております。これが今現在で確実に歯止めがかけられるのであれば、特に問題はない地区もあるかと思えますけれども、現状を見たときには、いわゆる後継者はいなくて、当然高齢化をして農家を離農しなければならないという、そういう方が非常に多くいるのが現状であります。

そんな中で農家をやめて、離農してそこで非農家として住んでくれるうちはまだいいと思います。ところが農家をやめて高齢化になったときに、その場所で生活することが非常に不便になるということで、その地域から町のほうへ移住をするということで、その地域その地域が本当に戸数が減ってきているということが、一番の今の問題になってきております。

ほかの地域のことを言うわけにいきませんので、たまたま私どもの江幌の地域現状をちょっとお話をさせていただきますけれども、今現在、私どもの江幌地域では戸数が13戸、そしていわゆるその中で15歳までの子供がいるのが3人、それから16歳から64歳が15人、それから65歳以上が21人、この数字を見ても高齢者が多いという割合がはっきり分かると思えますけれども、そんな中で基本的に住民会の役員は、当然、私どもの住民会、ほかも同じかと思えますけれども、三役ということで、会計・副会長・会長ということで3人います。2年ごとの任期が満了したときに、持ち上がり制になっておりますので、会計だった人が副に上がって、2年たったときには会計を補充する、そういう形をとってきております。

ところが昨年改選のときに、いわゆる持ち上がりが崩れました。それは当然、上がってもらえると思っていた方が体調不良になってできないと、そこで普通であれば順調に役員改選ができるはずだったものが、そういうふうにならなくなってきている。それが現状であります。

そしてこれからの若い人に、その役職を頼むにしても町からの委嘱される役職もかなり多い中で、郡部においてはいわゆる農協関係の役職も結構多くあります。たまたまちょっと調べただけでも町から依頼がされる部分では、地域のスポーツ推進員をはじめ公民分館長とか、主事とか、スポーツ推進員とかそういったものがあります。その中でまた3年に1回、民生委員の依頼もあります。さらには、農業委員の依頼もあります。さらには、地域の多面的な組織の役員、中山間地域直接払いの関係の役員も当然やらなければなりません。

そういうことになってくると、1人が1役やれば全然問題がありません。1人が4役・5役、そういう状況になってきております。もう役職を頼むのも限界が来ております。いわゆる私どもの、先ほど数字で申し上げましたけれども、住民会組織ではないと思っています。町内会だと思っています。町のほうでも住民会の下に町内会組織みたいのがあると思えますけれども、私どもの今の現状は住民会組織でなくて町内会組織だと思っています。

そんな中で今後この状態を続けていくと、先が見えております。ですから、今すぐにも再編を考えていただかなければならないと思っております。このことに対して、町長は率直にどういうふうにおられるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

中瀬議員おっしゃるとおり、特に郡部に関しては戸数が減っている、減ってきているという現状は私も認識しております。そんな中、行政側から見ると、住民会自治組織というのは住民自治、もちろん住民自治なのですが、役場と行政、まちづくりを共同、そういう役割がますます強くなって期待されている一方で、人口減少が進んで、その役割を物理的に担えないという矛盾に陥っているということは、現実としてあると思っております。

そんな中で住民会、戸数が減った住民会、活動が困難となってきつつあるような住民会組織は、将来的には合併なども含めて再編ですね、広域化していく方向なのかなと思っております。

ただ、住民会、自治組織ですので、行政のほうからあせそうせというふうなことは、なかなかそういうことを指導するのは困難な面もあります。ただ、そういう声があれば、実際、町としても自治組織というのは、行政を運営していく上で非常に欠かせない組織ですので、一緒に問題を解決していきたい。皆さんと一緒に解決していきたいと、そういう姿勢は常に持っておりますので、問題点があれば住

民会の代表といいますが、住民会長連合会等の場で一緒に、一緒に席で協議し合うということは、行政も含めて話し合うということのをこれは努めていこうと、このように考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 当然のことながら、考えていただかなければならないという問題であります。その中で私どもの地域でも、初めから人口が少なかったわけでもなく、当然、昭和30年代は非常に人が多く、江幌地域も80から90戸ぐらいある。地域には学校が、ここにおられる方で御存じでない方もおると思いますが、小学校・中学校もあったのです。そして学校の近くには、日用品・雑貨品を扱う店もあったのです。

さらには交通便としては、旭川電気軌道のバスが1日、三、四回走っていたのです。そういう面では今よりはインフラはあまりよくなかったけれども、生活には特段我々も支障はなかった。ところが、便利になって人が減っていく、これ矛盾しているのですよね、はっきりと、本当にいろいろなことが便利になって人が減っていく。

今回もたまたま光ファイバーとかそういった関係で、農村部もそういうインターネット使えるような状況になってきております。それから、農家については光ファイバーの利用したいいわゆるAI、スマート農業、そういうこともできるようになっては来ていますが、人はやはり必要なのです。これ以上、地域から人を減らさないようにしなければならぬ、そのためには何らかの対策を打たなければならないということだと思います。

先日、いただきました資料でありますけれども、いわゆる町政運営推進プラン、この中でも自治組織の活動や支援をうたっております。これは町も当然そういったことで支援をしますよということでの計画であります。令和3年に向けても当然、そういうことを推進していくということになっている。それを今回の私の質問に対して、町長は、このことについては住民会連合会と協議をして進めてまいりたいという答弁をいただきました。

住民会連合会に、町長はこのことを丸投げをして、協議をしていただくという考えなのか、それともいわゆる町としての考え方、それから地域の考え方をきちっと把握した上で、この連合会に協議をするという考えなのか、それを伺います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

町としても、これは丸投げとかではなくて、一緒

に解決していくような課題と認識しております。ただ、一律戸数が少なくなってきたからどうのこの、こちらから言うわけにはなかなかいかないので、戸数が減ってきて私たちの住民会は、まだまだ頑張れますよという、そういうことであれば、その住民会の意見は尊重しなければならないと思っていますし、それが無理だという声が再編も含めて考えてほしいという声が出てくるのであれば、やはり住民会長連合会等をそういう場で、町が丸投げするわけではなく、皆さんと一緒に問題を解決していきたいと、そういうスタンスでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 私は、今回、住民会組織の再編についてという一般質問をするようになった経過は、住民会の江幌の総会の中で、今、声を出して町のほうに何とかしてほしいということを行わなければ、これ再編するといったって、一朝一夕に解決できる問題ではないと思います。当然、何年かかかる、いろいろな検討をしなければならぬ、ですからもうすぐでも取りかかっていたかなければならないということもあって、「おまえ議員だから、何とか町のほうにそういった方向性で町の考えを聞けと、そして少しでも早く再編に向けて町の考えをただすようにしてくれ」ということを言われていたことが、今回の一般質問になっております。

先ほども申し上げましたけれども、昔、江幌には学校がありました。中学校・小学校ありました。そのときに静修という地域と、我々は同一体みたいな形で行動をしていました。ですから、静修地域と一時的に例えば再編して一緒にやろということも考えないわけではなかったと。ところが、静修地域もそんなに人がおりません。一時的には静修と一緒になってもちょっとの間は、何年かの間はそれを自治体として、住民会組織として成り立つかもしれません。

ところが、多分、静修も高齢化で農家戸数は減少している。そういう同じような条件の中で、一時的に活動ができるようになったとしても、やはりそうではなく全体を見渡した中で総体を考えて、そして組織を再編しなかったら、一時的なことではそれは解決できないということで、それは今、時期尚早というか、静修とのそういう再編というのはちょっと無理だなと。だから、それを全体の声として町に問いかけて、町が、我々は当然協力をしていかなければならない、江幌についての住民会も協力していかなければならない。そういった再編に向けてのかじ取りを町はしていただかなければならない。それに対して、いわゆる住民会連合会にそういうことを協

議するという事は、先ほどお聞きしましたけれども、やはり町としてのスタンス、我々地域再編してほしいという要望、うまくマッチングをしなければ、よくなるものも悪くなってしまいます。だからきちっとした町のスタンスもある程度は提示してもらって、そして住民会連合会等々に提案をしていただく、そういう方法をとれないのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

町のスタンスといいますか、住民会の再編に関するスタンスといいますのは、どこどこが一緒になれば人数的にいいとか、そういうことは特に、これは相手もあることです、町としてはやはり自治組織が健全に運営できる形が、結果が非常に重要かと思っておりますので、それに向けて住民の皆様御意見あれば一緒に、先ほども述べたとおりなのですが、一緒に協議して問題解決に当たっていきたくて、そういうスタンスでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） こういった地域の再編をするときに、一番ネックになるのは、今までの例からいけばですよ。地域の名前がなくなるというのは、ネックになっておりましたし、ほかの町村、本州も含めてですね。そういったところでも一番問題になっているのは、自分たちの今まで住んでいた地域の名前がなくなるということが非常に嫌だと、嫌だというか、それに抵抗があるということで、合併とか再編が非常にうまく進まないという事例もあります。

私どもの江幌地域、例えば静修地域、江花地域、いろいろな地域あります。それはいろいろな思いがあって、その名前を継承して地域として使っております。ですから、町がそういった再編とかいろいろな提案をするときに、地域の名前を残す方法の再編が必要だと、私は思います。

というのは、たまたまですけども、私が思っているのは、郡部の住民会の地名はそのまま、西側・東側何々の何々地区、班でもいいでしょうし、そういった形でやっていかないと、どうしてもある程度の年齢の人たちは地域の名前がなくなる、それにすぐ抵抗がある。

私どもの大先輩も言うておりました。地域の名前は簡単になくせるものではないのだ、伝統があるのだ。北海道は、ほとんど本州から移住してきますから、そういった汗と涙と苦勞にまみれた中で名前を残して、そして地域を守ってきた。だから、地域の

名前はなくすなよと、なくさないで何かいい方法で地域を再編する方法を考えるのならいいでしょうということ、先輩から聞いたことがあります。

ですから、いろいろな方法はあると思いますけれども、その方法論をある程度は町としても提案していただいて、そして進めていただけるようにしていただきたいなと思っておりますが、そこら辺は、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

地域の名前というのは非常に住んでいる人愛着、もちろん地域の歴史・アイデンティティーもありますし、非常に重要なふうに住んでいる方、思っていることは重々承知しております。町としては、特に住民会の名前、名称についてとやかく干渉することはないのだろうと。自由に残すなり、新しい名前にするなり、名称は住んでいる方が自由に決めてもらって、それはそれで構わないと思いますし、そういうのを超えて住民会の健全な再編といいますか、姿に持ってければと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） いずれにしても、これは早急に対応していただかなければならない事案だと思います。いわゆる住民会連合会、住民会の会長懇談会、町政懇談会ですか、というのは年に何回かやっておりますけれども、そういったときの提案とは別に即住民会連合会にこういった話があるのでどうでしょうか、何とか検討して協議をする機会を設けてもらえませんかといった形での取りまとめをしていただけるかどうかを伺いたい。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

町としましても自治組織というのは、行政を進める上で非常に先ほど議員の御質問の中にもありましたように、地区地区で委員を出してもらったり、いろいろお世話になっておまして、行政を進める上でも相手といいますか、パートナーとして非常に重要で、これからも重要になってきますので、そのような自治会のほうから再編を含めて困った問題があれば、随時、それは言うていただければ御相談なり、役場が独断で決めるということはないと思っておりますが、御相談に乗ってそれぞれの諸課題について最善の方法、解決策を模索していくというのが行政のほうのスタンスであると思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 4 番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) 町長もいろいろな面で大変なことが多い、行政課題が多い中で今回は特別お金がかかる問題ではないと思っておりますので、行政としていわゆる地域の活性化に向けて、地域の住民会が今までどおりの自治活動ができるようなそういうスタイルをつくって、継続してできるようにしていただきたいということのお願いであります。

ですから、基本的にはいつ頃をめどにして、今現在ですよ。町長は、今、私が質問中で即対応していただけるのかということを含めて、めどとして考えておられるかをまずお聞きしてみたいと思います。よろしく願います。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

そういう声をいただければ、すぐにでも対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長(村上和子君) 4番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) それでは、基本になるのは私どもの住民会でありますから、私どもの住民会長を先頭に町のほうへ、住民会組織の再編をお願いしたいという要望を上げさせてもらいます。

その中でいろいろと、町と今後のスケジュールを調整していただいて、そしてその中で住民会連合会で協議を持ってもらうような、そういうスケジュールをとっていただけたということによろしいですね。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 4番中瀬議員の質問にお答えいたします。

中瀬議員おっしゃるとおり、当然、相談を受けて、そこでは多分、合併とかの話になると、そこでは決まらないと思えます。一つの住民会の中で完結する問題であれば、その場で決まるようなこともあるかもしれませんが、他の住民会を巻き込むような課題・問題に関しては、おっしゃるとおり、住民会長連合会のほうに諮って、解決の方策を探っていきたいと思っております。

以上です。

○議長(村上和子君) 4番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) いろいろ無理な要望等々も申し上げましたけれども、できるだけ取り組んでいただいて、再編に向けて町長も一汗かいていただきたいと思えます。

そういうことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(村上和子君) 以上をもちまして、4番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

次に、7番米沢義英君の発言を許します。

○7番(米沢義英君) 私は、さきに通告してありました項目7点について質問させていただきます。

まず1点目には、新型コロナウイルス感染症における支援策等について伺います。

まず最初に、コロナ禍の中で日夜職務に専念されている方々に改めて敬意を表しますと同時に、病床におけるいち早い回復を願っているところであります。

今、なお、新型コロナウイルスの感染が拡大するという状況が見受けられます。第4波は、大分事態は進んでおりますが、大都市中心に北海道にも広がり、緊急事態宣言が6月20日まで延長されるという状況になっておりますが、現時点においては緊急事態宣言が一部解除され、まん延等の防止措置等に該当する自治体が出るという状況になっております。

そういう中で町においては、中小経営者の経営を支えるためのこの間、融資やデリバリー、商品券の発行や奨励などの各種の支援を行ってききましたが、この間のたび重なる緊急事態宣言などで、経済的な影響は特定の業種だけではなく、全ての中小業者・個人事業主には深刻な打撃となっているという状況があります。今後も各種支援策は、町の生活防衛にも経済を支えるためにも、どうしても必要と考えますが、この点の具体的な対策について伺いたいと思えます。

また、町内の状況を見てみますと、国の家賃補助や持続化給付金などの支援策を求める方々がおりますので、ぜひ関係機関にも要望をすべきかと考えますが、町長の見解について伺います。

二つ目には、税など公共料金等の減免や猶予について伺います。

税の支払いなどが始まっているという状況にあります。コロナ禍の中で経営の悪化、休業や失業、就労時間数が減ったなどの町民の暮らし向きが、大変さま変わりするという状況にあります。そのことを踏まえて、町独自の公共料金の減免や猶予が必要だと考えますが、次の項目について伺います。

1点目には、町税、上下水道料金など税や公共料金等の減免や免除、納付相談の対応がどうしても必要だと考えますが、減免等にうたっては町独自においてもできる政策であります。コロナは災害であります。そのことを考えれば、独自の対策としてきっちり国の制度も使いながら、実施すべきだと思います。この点について伺います。

二つ目には、新型コロナの影響で収入が減少した国保、介護、後期高齢者医療保険税・料に対して、



国の一定の支援制度が、特例制度があります。この特例減免制度がありますので、この制度を使った対応が今求められていると考えますが、この点についての対応についても伺いいたします。

次に、コロナワクチン接種について伺いいたします。

今、コロナワクチンの接種が急速に広がるという状況になっております。しかしまだ、依然して全体の接種率は十五、六%だという報道も見受けられます。そういう意味では、新型コロナウイルス封じ込めには、ワクチンの接種と併せてPCR検査が急がれます。また、医療従事者などの確保は、ワクチン接種にとってはどうしても必要であります。

次の項目について伺いいたします。

一つ目には、町においてのワクチン接種は、医療従事者、介護施設入所者、高齢者の接種が始まった状況で、国は高齢者のワクチン接種自体は、7月まで完了という形になってはいますが、この点について伺いいたします。

二つ目には、一般のワクチン接種においては、当然これから仕事されている方など様々な就労条件の中で仕事をされておりますから、それに対応したワクチン接種の在り方、これが必要だと思います。予約やまた医療体制の確保などなど、この点について受けやすい、また接種しやすい、そういう体制が必要だと思いますが、確認いたします。

3番目は、高齢者施設、学校、保育施設などで新型コロナウイルス感染が、いまだに広がるという状況も見受けられます。そういう意味では、ワクチン接種が急がれると考えております。予約のワクチン接種などのキャンセル、この対応などについても伺いいたします。

次に、子育て支援について伺いいたします。

子どもファミリー・サポート・センターでは、保育所等の送迎、病児・病後児の預かり・保護者の用事などに対応した預かり保育を行っています。それは会員相互で助け合いながら子育てする制度であり、大変喜ばれています。利用料は、平日30分350円、祝祭日は400円、交通費、食事提供は200円、また、2人目から半額、低所得者に対する補助制度もありますが、しかし、近隣町村では設定単価が低く、低所得者に限定することなく支援制度があり、利用料金が低く設定されているところもあります。この点について、町においても軽減を求める声がありますが、今後の対応について伺いいたします。

次に、加齢難聴者の補聴器購入補助について伺いいたします。

聴覚障害者とは、聞こえの不自由な人とされ、障

害者手帳の給付は70デシベル以上が対象とされており、ちなみに30デシベルは軽度の難聴、50デシベルは中度の難聴、70デシベル以上は高度の難聴、100デシベル以上は聾啞者、聾者とも言われております。町では聴覚障害者、約60人がいるとされてはいますが、しかし同時に聴覚障害者だけではなく、今、高齢化により耳の聞こえが悪くなり、仕事や社会生活に困る加齢難聴も増えてきているという現状があります。補聴器は精密機器であり、人の声に対応すれば、高価になります。難聴に早く対応することで、生活の質を落とさず、認知症予防や健康寿命の促進にもつながると言われています。加齢による難聴の補助金、補聴器補助購入に対する公的制度の創設が必要と考えますが、この点について伺いいたします。

次に、災害時のLGBT対応について伺いいたします。

今、自然災害が想定を超えるという状況の中で起こっております。また、避難所運営マニュアル、上富良野にもありますが、各自自治体で策定されています。また、近頃ではLGBTなど、性的少数者に対する災害時に配慮した防災計画や避難所運営マニュアルなども、各自自治体で策定もされてきています。

避難所に男女別のトイレや、入浴施設などがなく困るなど当事者の声を背景に、防災計画など等に記載されるという状況になっています。町の防災計画、避難所運営マニュアルは具体的な内容については、このLGBTなど性的少数者については掲載されておりません。国内でも世界でもLGBTやジェンダー平等を求める声が、普通な社会になってきているという状況を考えれば、今後、町の対応が求めると考えますが、この点について伺いいたします。

次に、災害廃棄物処理について伺いいたします。

近年では集中豪雨、台風、噴火などの自然災害の発生で、河川の氾濫、家屋の倒壊などにより災害ごみの処理が問題化してきています。各都道府県、自治体においても災害ごみ・災害廃棄物処理計画の策定が必要とされていますが、町の対応について伺いいたします。

また、富良野圏域における策定状況及び町及び富良野圏域での災害時におけるごみの想定量等についても伺いいたします。

以上の点について、町長の明確な答弁を求めるものであります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番米沢議員の7項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めのコロナ禍における支援策についての御質問にお答えいたします。

現在、経済的支援策としましては、融資として経営環境対応特別融資への支援を継続して対応しているところであり、中小企業事業再構築支援事業、観光誘客促進支援事業を町単独の事業として行っているところでもあります。

中小企業再構築支援事業は、現在、募集を行っており、多くの事業者から申込みをいただいているところですが、誘客支援につきましては、緊急事態宣言の発出があったことから、実施が遅れている状況にあります。いずれの支援事業、融資につきましても今後新型コロナウイルス感染症の状況や事業の申込み状況などを考慮しながら、拡充や期間の延長など柔軟に対応しながら、経営継続に向けた支援を続けてまいりたいと考えております。

また、商工会など経済団体からもどのような対策が効果的で、どのような要望があるのか、御意見を賜りながら必要に応じて対応を図ってまいりたいと考えています。

併せて国や道への支援の要請等につきましても、状況により総合的に判断し、近隣自治体等とも情報共有した上で、町村会等と連携しながら、必要に応じて要請してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの税など公共料金等の減免や猶予に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の町税・上下水道料金など税や公共料金等の減免や免除、納付相談の対応についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いが困難な方に対しましては、納付相談により状況を把握して、減免や猶予に該当する場合には申請いただき対応しており、今後におきましても支払いの困難な事業者や世帯の納付相談をお受けして、適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目の新型コロナの影響で収入が減少した国保・介護・後期高齢者医療保険料等の特例減免につきましては、令和3年3月12日、国から令和3年度についても新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件のもとに国保・後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を行った場合には、保険者に対する財政支援が継続されることが示され、町では国保及び介護保険料の減免につきましては、減免取扱要綱を改正して対応を図っているところであります。

また、後期高齢者医療保険につきましては、保険者である北海道後期高齢者医療広域連合におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る北海道後期高齢者医療保

険料減免取扱要綱が改正されたことから、町におきましては、加入されている方からの減免申請について相談をいただいた際には、それらの手続きにつきまして適切に対応してまいりたいと考えております。

また、これらの減免の取扱いにつきましては、広報紙や防災行政無線で周知するとともに、申請を促すために保険証の更新時などに併せて個別にお知らせさせていただくこととしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの新型コロナワクチン接種に関する3点の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策としまして、今年4月から本町におきましてもワクチン接種を開始したところであります。初めに先行接種としまして、町内の医療従事者を対象に接種を開始し、町民の方に対しましては65歳以上の高齢者を対象に介護保険施設入所者等を優先し、接種したところであります。

ワクチン接種に当たりましては、集団接種を実施しております町立病院をはじめ、町内の民間2医療機関においては、診療開設日においてワクチン接種を実施する個別接種を積極的に対応していただいておりますことを心より感謝申し上げます。

まず、1点目の高齢者に対するワクチン2回接種の完了の見込みについてであります。医療機関と連携し、7月21日をめどとしているところであります。

次に、2点目の64歳以下の方のワクチン接種につきましましては、国からのワクチン提供について北海道と協議し、接種体制に基づくスケジュールにより配付されていることから、7月26日から開始するよう準備を進めているところであります。

なお、64歳以下の接種の予約につきましましては、お仕事等の都合により、いつでも予約が可能なウェブ予約サービスを利用していただくとともに、ウェブ予約サービスを利用できない方も一定数いることから、電話による予約も対応してまいります。

なお、ワクチン接種と予約人数は、各医療機関との調整により設定されておりますことを御理解お願いいたします。

次に、3点目のワクチン接種に当たり、予約のキャンセル対応につきましましては、国から優先の指示がありました高齢者、障害者施設の従事者、在宅福祉サービス提供従事者に接種していただけるよう各事業所と連携し、ワクチンを廃棄することがないよう対応しているところであります。

また、児童福祉施設従事職員、学校教職員等につきましましては、国からの優先接種に該当していません。道内においても認定こども園や

学校におけるクラスターの発生事例もあることから、子供たちの成長や学びの場の確保という観点も重要な視点と受け止めており、前段申し上げた7月26日から予定している64歳以下の方の接種スケジュールの中で、優先接種の対象として各職場を通じ御案内したところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの子育て支援についての御質問にお答えいたします。

町のファミリー・サポート・センター事業は、地域における子育て支援の充実と児童福祉の向上を図ることを目的とし、事業の運営をNPO法人こどもサポートふらのに委託実施しております。

利用会員がサポーター等、会員登録者数は年々増加しており、令和3年3月末では211名となっております。子育ての中で家族や親族が近くにいないなど、困ったときに臨機応変にサポート対応していただける援助活動は、会員から大変好評をいただいております。利用料金につきましてはファミリー・サポート・センター事業実施要項に、利用区分ごとに規定されており、利用に対する費用の一部について、応分の負担をいただいております。

令和元年度までは、全ての利用者が同一料金でありましたが、令和元年度に策定しました第2期子ども・子育て支援法事業計画に基づき、低所得者に対する子育て支援施策として令和2年度から市町村民税所得割非課税世帯の児童に対する利用料につきまして、1時間200円を補助する子育て援助活動支援利用料助成事業を開始したところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目めの加齢難聴者の補聴器購入補助についての御質問にお答えいたします。

加齢による難聴者への補聴器購入に対する公的制度の創設についてであります。現在、町におきましては4月1日現在、聴覚障害により身体障害者手帳を交付されている方が60名おられ、そのうち70歳以上の方が47名であり、約8割を占めております。加齢により聞こえにくくなりますと、日常生活においてコミュニケーションがとりにくく、大変不便となるため、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度を活用いただき、補聴器購入を進めているところであります。

難聴について御相談に来られた方に対しては、医師と十分相談の上、障害者手帳の交付申請により補聴器購入について補助を受けられる旨、制度周知に努めております。

町独自に補聴器購入に対する補助につきましては、現在のところ持ち合わせておりませんことを御理解賜りたいと存じます。

次に、6項目めの災害時のLGBT対応についての御質問にお答えいたします。

御質問にありますLGBT、いわゆる性的少数者に対する対応については、近年、諸外国をはじめ国内においても国レベルで様々な課題について検討され、一部の自治体での先進的な取組が進められていることは、承知しているところであります。

性的少数者と一概に言いまして、性的な方向や性の自認について、その対応は様々に分かれており、プライバシーの問題もあり、自らが申告しない限り、その方が当事者であることさえも把握し得ないものである現状においては、町としての実態把握自体も難しいものと認識しております。

そのような中では、災害時の避難所運営について、避難された性的少数者の方々に対し、個別対応の全てをあらかじめ準備できるかについては、施設的な課題や配慮すべき優先順位の中では、難しいものと認識しておりますが、避難所運営を想定する中において、性別に関係なく使えるスペース設置や男女共用のユニバーサルデザインのトレイ設置など対応可能なものもあり、また、避難された方々は、それぞれの性的な方向や性の自認だけでなく、ほかにも人には知られたくない敏感な問題があることから、避難所運営における相談窓口の設置や対応する職員の教育など、先進自治体での取組について研究してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、7項目めの災害廃棄物処理についての御質問にお答えいたします。

災害廃棄物処理計画の策定につきましては、平成23年3月に東日本大震災が発生し、大量に発生する災害廃棄物の処理が課題となったことから、災害発生時においては廃棄物、いわゆる災害ごみの処理が重要な政策として位置づけられ、国においては平成28年に廃棄物処理法に規定する廃棄物処理の基本方針を改定し、各地方自治体に災害廃棄物処理計画の策定が求められたところであります。

この基本方針を受け、国、環境省、北海道地方環境事務所では、大規模災害発生時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画を平成29年3月に策定し、北海道は北海道災害廃棄物処理計画を平成30年3月に策定したところであります。

市町村の計画は、国及び北海道の計画と整合性を図りつつ、各地域の実情に応じて非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うこととされております。

国の計画は、災害対策基本法に基づく特例の適用を想定した通常規模の災害とは次元の異なる対応が必要なものを想定しており、北海道の計画は内陸型

の地震及び海溝型の大規模地震による大規模災害を想定しており、資料によると、上川総合振興局内の災害廃棄物推計量は、十勝沖の地震海溝型による1万トンとなっております。

また、北海道の計画は、富良野平原断層帯西部及び東部での震度7の地震を想定したものとなっております。計画の策定に当たっては、国の指針や北海道の計画を踏まえて、想定される大規模災害の種別や廃棄物の量や種類の推計、また、想定される業務量や仮設トイレなど、代替施設の量の推計や委託している業務への対応など、膨大なデータの収集と分析が必要であり、毎年実施されている策定状況の調査において、専門的な情報や知見が不足していることや策定に当たる職員や時間を確保できないことを未確定の理由としている自治体が多く、本町でも同様に現状の人員体制の中での策定は難しい状況であることから、策定に当たっては北海道において開催が予定されている市町村担当者を対象とした策定支援研修会に参加するとともに、富良野広域圏での広域処理が必要なことから、沿線市町村と協議し、専門業者に委託することを含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、災害廃棄物処理計画の策定状況についてですが、令和3年3月末時点で北海道、道内では17%の30市町村において策定され、管内では旭川市、鷹栖町で策定しており、富良野沿線では策定されておられません。

また、富良野圏域で災害時におけるごみの想定量につきましては、北海道災害廃棄物処理計画では、富良野エリア断層帯西部での震度7の地震の場合に、全壊家屋2,534棟で、廃棄物量が約29万6,000トン、富良野平野断層帯東部での地震の場合には、全壊家屋690棟で、約8万トンと推計されておりますが、本町の廃棄物発生量は推計されていないため、どの程度の災害廃棄物が出るのかが予測できないところであり、研究を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） お伺いたします。

町なかを歩いてみますと、相当、事業者の方この間頑張っておられまして、やはり営業を引き続きしたいと、そのためには人の流れをつくるということが一番大事なのだと。緊急事態も今、解除されましたが、これからも引き続き予防と併せて対策を講じなければならない、また独自の工夫もしなければならないというような口をそろえて言っておられました。

ここでお伺いしたいのですが、まず町長に、緊急

事態の間宣言が続いた中で、地域の商店街も含めて、宿泊業も含めてどのような状況にあるのか、それを町長自身の考え方、分かっている範囲でよろしいですが、お伺いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

私の特に感じることは、人の動きに関することに係る御商売・事業されている方、観光はもちろん宿泊、そして飲食、これらを中心に緊急事態宣言のときは相当いわゆる売上げ、お客さんが減って厳しい状況ではなかったのかと想像しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 本当にいい状況ではありません。言われていたのは、私たちはこの間の月々支援金についても、本来であれば5月の緊急事態宣言が解除されて、すぐに交付していただかなければならないのかかわらず、遅れているという話です。併せて持続化給付金等も、なかなか国が昨年等はしていたのに、こういった問題についてもきちっとした対応をしてほしいという話であります。

お金を借りたいと思っても、こういう経営が低迷するという状況であれば、なかなか融資にも手がつけられない、融資をしてもらうということにもならないというようなお話でありました。

まだまだいろいろあります。この間、町でも大変いろいろ政策的に取り組んでいただいて、皆さん大変ありがたく思っている。私たちは何よりもお金だけ欲しいと言っているのではないのだと、しかし、経営をするためにはお金だとか人の流れがどうしても必要なのだと、こういう切実に訴えられているという状況があるわけです。

ですから、早急にこういった問題に対して具体的な対策を町として打たなければならない、こう考えるのです。宿泊業の方に至っても昨年から比べてみても、140%今回はあったのだというのですね。ところが昨年よりも低いわけで、それが140%といっても元の数が低いわけですから、そのような状態なのだ。いろいろ設備投資をしたくても、なかなか設備投資ができない。町では中小企業再構築支援事業もあるけれども、ここにはなかなか手が出ないのだというような細かなお話もしてくれました。

どちらにしても努力しなければならないことを自ら語っておりましたし、そういう意味でこの間いろいろな事業も進めてきましたが、やはり休業補償も含めて給付を行いながら、デリバリだとかいろいろな対策を取ることが町に今求められていると

思いますが、この点について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まさに米沢議員おっしゃるとおり、いろいろな工夫をして、もちろん感染症対策を講じながらいろいろなデリバリとか工夫をしながら、もちろん我々もいろいろな何が効果的なのかその辺を探りながら、まずはコロナ禍が収まるまではとにかく頑張ってもらいたいという気持ちはある中で、どういう施策がいいのかというのは、なかなか町独自では情報も持ち得ていない状況にある中で、やはり経済団体、商工会などと非常に密に連絡・協議を重ねて、どのような施策が効果的なのか、細々、隅々まで行き渡る施策というのはどういうものなのか、緊急情報を共有しながら今後も研究、そして取り組んでいきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 町長、そういう御認識なので、早急にこういった部分の対応を各種関係団体とも協議しながら、どのような方策がいいのかということをご検討していただきたいとふうに思っております。

何よりも人の流れとお金なのですが、やっぱり給付を前提としながら各種の販売を促進するような仕組みづくりというのが、何よりも必要だというふうに思いますので、この点、取組として町長は今後どの時点から、もう取り組んでいらっしゃると思うのですよ。思うのですが、どの時点からさらに加速して、こういった事業者に対する支援を進めようとしているのか、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

議員の御質問と申しますか、御意見にありますとおり、日々もう今、始まっている事業もありまして、いつから加速的に事業を展開していくのかという御質問かと思っておりますが、特に、いつから加速というのは、なかなか今も精いっぱいやっていく。いろいろ考えながら、経済団体との協議を含めていろいろ考えながらやっているつもりでありまして、この状態をコロナ禍が収束するまで続けていくのが町の責任かなと。加速的にといいますと、どこから力を入れるのか、今まで力入れていないのか、そういう誤解を招く恐れが、そういうことを誤解を招くかもしれませんが、そういうことは特に考えていなくて、今も十分やっている。このまま継続してコロ

ナ禍が収束するまでやっていくと、そういう思いであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ状況をさらにつかんでいただいて、本当に困っている人たちが状況を抱えて、事業をされている方がたくさんおられますので、この実態も含めて早急な対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

次の税の公共料金の負担軽減についてであります。既に実施されている部分もあるということは、十分聞いておりますが、あとは周知等をどうするかというところでありまして、国保の案内等のときに周知するというのも、話もあります。この点、徹底してぜひしていただきたいと思う。

あと、公共下水道料金等の税の減免や負担軽減、納付相談の問題なのですが、町の条例の中でも自然災害等における減免制度等が町長の裁量で、判断のできる項目がうたわれております。当然、そういう項目もこの間使いながらされてきたというふうに思いますが、いま一度、その原点に戻っていただいて、この条例の趣旨に戻っていただいて、今回のコロナの感染という形の中で、本当に災害でありますから、こういったものに対して町独自の対策をぜひ国の制度と併せて、国保税の減免等も含めて実施していただきたいと思っておりますが、確認をお願いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まさにコロナ災害と同じような非常に未曾有の危機、納税する側の方にとっては非常に苦しい状況であることは重々承知しておりまして、議員御指摘のように既に減免制度は国のもの、そして町独自のものも含めて行っておりまして、これの周知につきましては、先ほど御指摘のとおり、納付書を発送の際に必ずチラシのようなもの、A4の半分のようなものを入れたり、あと広報紙、防災行政無線などを通じて必ず皆さんに周知できるように努めてまいりたいと、このように考えております。

また、先ほどおっしゃられました税以外の上下水道の料金につきましても、現時点では納付の相談を4件受けておりまして、こちらについても柔軟に対応していております。現在のところ。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひあらゆる制度を活用して、町の経済をしっかり守るという立場できっちりとぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

ます。

次に、新型コロナワクチンの接種の問題であります。

現場見ましても、それぞれの従事者の方がチームを組んで高齢者接種や介護施設入所者の接種などを進めて、本当に非常に苦勞されている姿というのを拝見させていただきました。

そこでお伺いしたいのですが、今後、一般ワクチン、64歳以下ですね、こういった方からワクチン接種を始めるということになりますと、いろいろと町の新型コロナウイルスのワクチンのお知らせ版を読んだら、すごく細かく書いてありますが、確認したいのですが、仕事をもってなかなか平日利用されることは難しいと、そういう状況だとかいろいろな状況があるのだろうというふうに思います。そういうときの対応というのは、平日も含めた夜からは祝祭日になるのか、そうしますと体制の人員の問題等が実際ハードルが出てくるかというふうに思いますが、そういった想定も今回の中ではされているのかどうなのか、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

64歳以下の方の接種が始まりますと、お仕事されている方の年代に当たって、かなりスケジュール的にばらばらな、それぞれの人の都合がいろいろまちまちで、なかなか平日だけに来るのは難しいだろうということは予想をしていたところで、この間、この間といいますか、日曜日、町立病院の接種につきましては、かみんで集団接種なのですが、日曜日にかみんで、一般64歳向けの方の接種を行うということを決めました。ちなみに土曜日につきましては、町内の民間の診療所の方が、お医者さんが開けてくれますので、土曜日はそちらのほう、日曜日は町のほうで接種するということが1クールといえますか、2回で合計4回の日曜日、問診に当たる医師2名と医療従事者を含めて、なかなか医療従事者の確保というのは非常に難しかったのですが、もちろん町立病院のスタッフは町には抱えて、医療資源として持っていますが、通常の業務を回すのがなかなか、それをメインに回さないといけませんので、日曜日までそちらのほうを割り振ると、町立病院に負荷がかかってしまうということで、結果としては医師のほうについては、旭川医大の第3内科のほうの協力等を、町立病院の看護師・看護スタッフについても町立病院以外のほうから人員を確保して、計4日間、日曜日、接種するということになりまして、今回、64歳以下の方に御案内して予約をいただくということになっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 次にお伺いしたいのですが、そうなりますと、ワクチンの確保という問題が出てくるかというふうに思います。各自治体では、いろいろと新聞報道等でも事前にいつ来るのか、ワクチンが。なかなか分からないという形の中で、その対応が難しいという形の話がありましたが、現況この64歳以下のワクチンを実際進めるということになりますと、道、あるいは現時点での話であります。現時点ではどのようになっていますか。計画。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員のワクチンの確保に関わる御質問にお答えさせていただきます。

現在、ワクチンの確保につきましては国からの提供ということで、北海道から直接各自治体の町村の申込みに応じて配送されるような仕組みになっております。町としましても、65歳以上の高齢者の皆様に対する確保は既に確保されております。ただ、今度、64歳以下の皆様に対する接種につきましても先日、道のほうとの協議も終えまして、現在、確保できるように進めているところでございます。

最初は、1、一箱のような説明もあったのですが、一箱では500人しか打てませんで、それでは全然64歳以下に進められないというふうに町からも切なる要望を出しまして、確実にその数よりも多く、今回は二箱からスタートするということが聞いておりますが、沿線によっては、そこを数をやはり減らされているという自治体があるというの、情報を私たちも得ておりますので、それは沿線とも情報連携して、ファイザー社ではございますが、ファイザーのワクチンについては、きちっと各自治体に配付していただけるように申し入れをしているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） いろいろ困難な中で予防接種に向けて対応されているということで、ぜひ今後も柔軟な対応の中で、難しさはあるかと思いますが、進めていただきたいと思います。

次、ファミリー・サポートの問題についてお伺いたします。

確かに、低所得者に対する軽減策等があります。ちなみに中富良野町については、1時間500円、年末年始等については病後児については700円、健常児については1時間500円と1時間600円

という形で、なかふっこ政策が1時間200円の助成があるという形になっております。

御存じだと思いますが、そういう中で非常に上富良野町のファミサポというのは、病後児等も含めて子育てを保育していく重要な利用者にとって場所になっているということを考えれば、やはりきちっとそういった問題について子育て計画の中にもぜひ入れていただいて、こういった支援策を入れなくてもできればすぐ実施できる可能性もあると思いますが、この点、確認しておきたいと思っております。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員のファミリー・サポート・センター事業に関わる利用者負担についての御質問にお答えさせていただきます。

中富良野町においては、中富良野町のファミリー・サポート・センター事業は、上富良野町と中富良野町が共同でサポートふらのに委託させていただいている事業で、中富良野町は独自で利用者軽減していることも、町としては情報を入手しております。

それで、先ほど町長のほうから御答弁をいただきましたが、令和元年度まではうちの町については利用助成はございませんでしたが、今回の計画の見直しにおきまして、町としましては応分の負担はさせていただくうちのほうの利用料金になっておりますので、ただ、その低所得者対策の一環として今回、中富良野町の事業のことを参考にしまして、一部1時間程度200円の補助はさせていただいております。実際に実人員も令和2年度についても実績が出てきておりますので、この会員の皆様には十分周知はさせていただいた後、この利用状況を確認しながら、今後の計画の中で、さらに子ども・子育て会議の中で議論いただくことになっておりますので、そこは十分、今後の経過も見ながら検討していく内容かと所管では考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 利用状況見ましたら、非課税世帯の利用が少ないという状況もありますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次は、加齢難聴の問題についてお伺いいたします。

非常に全国的にもこの問題が、今、取上げられるという状況になっています。ちなみに世界保健機構のWHOでは、41デシベルが補聴器の推奨にあると、これ世界の保健の標準的な指標を示すものであります。そういうことを考えれば難聴、いわゆる加

齢によって非常に20デシベルで会話が聞き取りにくい、間違える。40デシベルになりますと、普通の話し声をもって大きくしなければ聞こえなくなるというような、そんなような状況になって、ちょっとお伺いしたことがあるのですが、やはり人前に出ることが苦手だというような話がありますので、この点についても高齢者計画も含めてきちっとと位置づけて、すぐできるものはすぐ対応する必要があると思っておりますが、ぜひそういう位置づけの中で、今、世界的にも進められているというような内容になっていますので、ぜひこの点を考慮しながら町でもきちっとした対応が必要だと思っておりますが、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

加齢難聴による聞こえづらくなって、補聴器が必要な方に対する助成ということで、町といたしましては、お医者さんに通ってもらうというのが第一義的にといたしますか、耳が聞こえづらくなってきたというのは加齢難聴以外の原因も、もちろん考えられます。突発性の難聴とか、そういうことも考えられますので、聞こえづらくなったからといって自己判断とか町の判断、町も含めた自己判断で補聴器というふうに安易にそういう道を取らないで、まずお医者さんに診てもらって原因が何なのか、ひょっとすると治る場合もありますので、突発性の難聴とかですと発見が早ければ早いほど、その後の聴力、発見が遅くなれば聴力が戻らないようなそういう病気もありますので、まずはそういう方に対してはお医者さんに、医療機関にかかってもらうというのが町としての対応の1番スタートかと思っております。

その次に、身障者制度というのが身障者手帳で、身障者に対する補装具・補聴器という制度がありますので、こちらを利用してもらうというのが順番かなと。それで先ほど議員もおっしゃられました41デシベル、40デシベルの話が出てくるのですが、身障者の6級とか1番低いほうの軽度といいますが、6級の方でも70デシベル以上、以下、70デシベルが基準で、70デシベルというのは非常に大きな声の会話がやっと聞こえる程度の基準です。それが6級ということで、それが大きい声でしゃべって会話するのは不便なのかどうなのか、本人にとってどうなのかというのは、不便であることは間違いないと思うのですが、でも会話は成り立つのかどうか、その辺の判断は個々ありますが、とにかく基準は70デシベルというふうになっておりまして、補装具もそれに身障者手帳を交付受けた方ということとなっております。

それ以下の方については、なかなか難しいところがありまして、加齢による難聴は補聴器をつければ、私も聞こえづらくなってきたものだから、補聴器をつければ問題は解決するのかと、当初は、当初といたしますか、何年も前に初めてこの問題に触れたときには、補聴器をつければ解決するのかと単純に思っていたのですが、問題はそうではないようで、難聴の種類によって補聴器を使っても効果が、聴力が戻らないような難聴もありますし、ただ補聴器をつければいいというわけではなく、当然、補聴器というのは音を大きくするので、ノイズを拾ってしまうと。それで結局、新聞のめくる音とか、風切り音とかも全部拾ってしまいます。

普通の健康な方といたしますか、若い時の自分の耳であれば、そういう風切り音とか新聞の音とかは気にならないといたしますか、自然に自分の脳がノイズをキャンセルするのか、よくその辺は分かりませんが、とにかく補聴器をつけると様々な音を拾ってしまって、結局、補聴器をあきらめてしまうというか、その補聴器の種類も千差万別で、もちろん高いものも、性能のいいものも最近出てきて、その辺が予算的にといたしますか、どういう補聴器があるのかということも調査研究、町として当然必要だと思っておりますし、そもそも補聴器で治るのかどうか、その辺も含めて検討は、検討といたしますか、町として知識は持っておかなければならないのかな。

現時点におきましては、先ほど申し上げたとおり、そういう相談を受けることは大いに、保健福祉課、担当課のほうに、最近、耳が聞こえづらくなったということで相談に行ってもらえれば、相談はもちろん受けてしっかり対応していきたいと思えます。

その中で先ほど申し上げたとおり、まず最初にはお医者さんに診てもらおう。お医者さんに診てもらった結果、心身障害者手帳、補装具はどうなのかと、そういうふうな順番で対応しては今はいっておりますし、それ以下のそれに該当しないような方の補聴器については、現在のところは今、持ち合わせておりませんので、御了解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、7番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、10時55分。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、8番荒生博一君の発言を許します。

○8番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております2項目6点について、町長にお伺いいたします。

まず1項目め、道の駅設置について。

町長は、選挙公約において、農業からつなげる産業として、生産から販売まで町の中で行える仕組みづくりに力を注ぎ、上富良野町の作物の魅力を最大限に生かし、世の中に発信をし、町で暮らす人、外から遊びに来た人、みんなが地元の食材や産品を購入できる環境を道の駅建設により実現させますと掲げております。

そして、就任後初の3月の第1回定例会にて私の質問に対し、第6次総合計画の前期計画に示されている拠点施設の必要性は感じており、私の思う複合施設というのは、地場産品の販売であったり、町内外から集客を目的とした道の駅であると、はっきりと御答弁されております。

ぜひ若い力で実現に向け、早期計画立案されるよう切に願ひまして、以下3点についてお伺いいたします。

まず1点目、町長の目指す道の駅の姿は、町民・農業者・商工業者がプレイヤーとなり参加できる施設をとのことでありますが、地場産品や特産品の販売など行うことをイメージしたものとお察しいたしますが、持続可能な道の駅であるためには、通年を通して販売可能な地域産品のブランド力を強化し、さらにはうちの町をPRすべく特産品の開発が急務であると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

2点目、近年、全国の自治体や沿線自治体において、道の駅開設時にアウトドア用品店などと協定を結ぶ事例がございます。が、我が町こそ登山をはじめバックカントリースキー、スノーボード、ヒルクライム、トレイルランなど、ほかには負けないアウトドアフィールドを有しております。

このように魅力あふれる十勝岳を核にした誘客を図るため、当町の道の駅設置においては、アウトドア用品の販売はもちろんのこと、アウトドアガイドを有するビジターセンター機能の設置を併せ持つことを検討することで、町長の公約にあります雇用の確保と充実にもつながると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目、本年度、町では地域活性化企業人事業を活用し、東京の企業より人材の派遣を受け、民間企業の観点・ノウハウを活用した地域活性化の取組を



進めていると考えますが、前述した特産品開発の取組など、町長の思い描く道の駅構想の実現に向けてのサポートを求めているかどうかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に2項目め、子どもセンターについて。

子どもセンターは、平成20年以降増改築費として約6,500万円を投じ、施設機能の改善が進められてきましたが、向山前町長時において、新町立病院建設に伴う取壊しを決定し、一部機能を分化した中での整備を図るとしておりましたが、斉藤町長におかれましては、その案を一旦クリアにした上で、令和3年度中に子どもセンターの将来像を立案するとしております。

そこで以下3点についてお伺いいたします。

1点目、子どもセンターの移転先について、現在までの検討されている内容についてお伺いします。また、今後のロードマップはどのようにお考えか、お伺いいたします。

2点目、子どもセンターは、発達支援センターと子育てセンターを核にファミリー・サポート・センター、高齢者事業団・たんぼぼの会などが利用しておりますが、それらの機能や利用等については維持することをお考えかお伺いいたします。

3点目、これまでの間、子どもセンターの利用者の方々からの意見をどのように伺い、そして、今後の施設の検討内容に十分に反映がなされているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、道の駅設置に関する3点の御質問にお答えいたします。

1点目の私が目指す道の駅の姿についてではありますが、道の駅での販売にかかわらず、これまで町では新規開業特産品開発や6次化などに各種の施策を行ってまいりました。これらの施策を御活用いただきながら、町内での新たな事業化の動きも見られるようになってきたことから、これらの新たな商品なども十分に特産品として位置づけ、ブランド化していけるものと期待しているところであります。

このような商品等をPRするために物産展への出品や、ふるさと納税のモニター品として参加いただくなど機会に応じて関係事業者とともに、事業展開していくように努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のビジターセンター機能ですが、道の駅において情報発信機能は大変重要であると考えており、その中で何らかの形でガイドが活躍

できる拠点であることも十分検討に値するものと考えられますが、現時点では道の駅の整備に向けた検討の時期や手法なども未定の状態であり、今後、検討に入った段階でどのような機能を持たせていくことが有効かなどについては、判断されていくものと思っております。

次に、3点目の地域おこし企業人のサポートについてであります。今回、お越しいただいている地域おこし企業人は、映画の撮影やロケサポートに限らず、地域活性化についてもその役割として派遣いただいております。広い知見と首都圏への人脈などを有していると認識しているところであります。

議員御質問のとおり、民間企業の観点やノウハウは道の駅の整備やその後の運営に有益であると考えており、何らかの形で参画をしていただければと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの子どもセンターに関する3点の御質問であります。関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

子どもセンターにつきましては、町立病院改築に伴い移転を予定していることから、早急に対応を講じるため、様々な観点から検討を指示しているところであります。町の子育て支援施策と子どもセンター移転につきまして、子育てに関わる関係団体代表者の皆様と町長と語ろうを実施し、活発な意見交換をさせていただきました。

さらに、発達支援センターについては、保護者交流会において意見交換を実施するとともに、子育て支援センターと発達支援センター機能を持つ子どもセンターの持続について、要望をいただいているところであります。

また、現在、子どもセンター施設内にあるファミリー・サポート・センター、高齢者事業団、たんぼぼの会が実施している託老事業につきましては、町の方向性がまとまり次第、各関係機関と十分協議してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても子育てに関わる施設機能として、子育て支援体制の連携強化につきましては大変重要な課題であり、町の子育て環境の未来を描くに当たり、児童福祉施設として一体的な機能を有する施設整備が今後も必要であると認識しているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 道の駅に関して、再質問をさせていただきます。

昨日、同僚議員も同じ道の駅に関しての質問をさせていただき、時間の関係からか再質問には至らなかったという経緯もありましたけれども、私たち、

質問を事前通告した後に理事者側の答弁書というのは事前にいただいておまして、共通の課題についての質疑を行ったということで、同僚議員の答弁書も既に手にしていることを前提にお伺いいたします。

同僚議員への答弁の内容を見ますと、方向性は農業・商工業・観光業の実践者が主体的に構築できるような町長の思いもしっかりと伝えながら、機運の醸成に努力してまいりたい。これはどちらかということ、町長自らが掲げた選挙公約、私は道の駅を建設しますというニュアンスからは、かなりトーンダウンしているようにお見受けできるのですが、まず就任後6か月間、トーンダウンした理由、背景、何かあったのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

特に、私自身トーンダウンしたとは感じていませんが、やはり私が道の駅を造りたいと思っても町民の皆様の機運が醸成しないと、これは建設には至らない。まず、皆さんと建設に向けて機運を盛り上げていくというのが、私の公約は、最終的な目的はもちろん私は道の駅建てたいとは思っていますが、そのプロセスの一つとして機運醸成というのは非常に重要なプロセスだと。特にトーンダウンしていわけではありませんし、私はいずれの時点で必ず道の駅は実現したいなど、強い思いは変わっておりません。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 強い思い、確認できましたので、トーンダウンしないということで理解させていただきます。

前町長におかれましても拠点施設、構想においては就任から12年間、3期務めてもなし得ませんでした。多くの町民の皆様からの指示を得て、その七つの施策の中に掲げた公約でありますので、しっかり施策実現に向けて、この任期の残りは3年半になりますけれども、間にしっかりと証拠を示していただければと思います。

あとは、私の質問の答弁の中にある文言を3点ほど確認させていただきます。

今回、町長は、商品の新規開業特産品開発や6次化などに各種の施策を今までの間行っており、町長においても一定程度特産品、また優れた商品がそろいつつあるという認識で押さえておられますが、実際、6次化に携わる方々のお話も聞くと、やはり第1次産業である作物を造ることに本来は、でき得れば集中したいということをおっしゃっております。

た。しかし、やはり町がやることに対しては、一定程度協力せざるを得ないということで、今回掲げた道の駅構想におきましても6次化に携わっている農家さん以外にも新規開業で、例えばパン屋さんも含めてですけれども、商品のラインナップには一定程度協力はいただけるものと思いますが、そのような中、例えば6次化で申し上げますと、東中の農家のKさんですね、お米を作ったり、メロンを作ったりしておりますけれども、そのお米からどぶろくを造っている方がいらっしゃいます。

これは数年前からかなり酒屋、それからフラノマルシェ等々でも置かれておまして、製造においては窯四つを大体一月36本掛ける4窯ですので、140本の出荷が可能で、これは通年出荷が可能であるということで、大いに道の駅の商品のラインナップには適しているということで考えますけれども、フラノマルシェ、通常期においては3,000人ぐらい来客が1日にありますけれども、様々な多くの特産品があります中でのどぶろく、これは非常にマニアックなジャンルであることは理解しますが、正直お聞きしましたところ、全然売れなくて困っていると。

さきに御紹介した農業者の方は、本来なら6次化ではなく作物作りに特化したい。また、一方で二つ目の事例の農家においては、生産はもちろん販売・加工までは至るが、3次産業である販売・セールスそういったところに問題を抱えているということで、今後、町としても道の駅開設に伴って訪れていただくお客様に通年を通して、一定程度商品のラインナップというのは必要不可欠になります。

そのような中、そういった6次化の方の対象だけではないと思えますけれども、ある程度のサポートが必要と考えますが、こういった6次化に携わっている方々の農業者の悩みを聞いた上での町長の見解を求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

たまたまお酒の話が出ましたので、お酒の話ですが、東中の方は1人で6次化を全部されております。6次化というのは、1人でやるのも6次化ですし、例えば同じお酒の話でも日本酒を造って、米を提供してお酒を造るのは別の会社で、できた品物は上富良野産、別々に生産者と商品を作る人、売る人が分かれていても6次化ですね。それも特産品となり得ますので、これは1人の人が1から3まで全部やるのもそうですし、どちらでも構わないといえますか、どちらも6次化だと考えております。

6次化のほかに1次化といいますが、農産物その

ものを販売する、特に、ふるさと応援モニター制度のメロンなんかは、まさに農産物そのものといえますか、そういう特に6次化しなくても農産物だけでも十分販売できるものは、上富良野に特産品としてありますので、6次化されたものだけではなく農産物も含めて、いろいろなもののラインナップというのは、まだ、方向性としてはそういうものを扱いたいという思いはあるのですが、実際それをどうするかというのは、まだまだこれからの話かなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） もちろん具体策は建設以前の段階で、様々な角度から検討がなされるべきと考えますけれども、やはり365日営業されるわけだと思いますので、もちろん1次産物の農作物も含め、きっと穴が空くような時期というのはありますので、そういったときに自町をPRできる、しっかりとした特産品という開発が必要不可欠だと思いますが、いろいろな道の駅に行きますと、例えば缶詰の裏見ると、〇〇振興公社、〇〇物産公社など、どちらかという公社が一役を担っており、一連の6次化までの全てのツールを担っているということではないかもしれないですけども、物販の販売とかということにおいては、とりわけ〇〇公社という文字が目に入ります。

当町におきましても上富良野の振興公社がございますが、今、四つの業務を担い、しっかりと町の委託を受けて事業を実施しておりますが、町長のお考えの中に、例えばこの後、先ほど例を述べましたそういった農業者の方々のサポート、特に3次的な要素である販売、サービスという部分においてもやはりサポートが必要だと思いますが、お考えの中に、もちろんこれから具体策は練られるということですが、公社をうまく活用をするような考えも御検討いただけるかどうか確認します。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

一般的にといいますか、多く見られる道の駅には、道の駅に多く見られる形態として、一般論としてですが、振興公社とか、その町の観光協会などが運営に携わっていて、そこでももちろん農産物以外の物販というのを観光協会・振興公社でやっているという例は、多くの道の駅で見られますので、ぜひそれを参考にして上富良野においても振興公社・観光協会においてもラベンダー商品等ありますので、その辺は参考にして今後進めていければいいかなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

ぜひ具体策を練られる段階で、公社との関わりも検討いただけるということですので、次の質問ですが、私もスキーもスノーボードもやります。アウトドアガイド、それから情報発信の機能は重要であるということでの御答弁はいただきましたけれども、やっぱり時代が流れております。

私たちがスキーをしていた頃のメーカーという、アトミックとか、靴だったらカベル、トラペールなど懐かしいブランドは、多分、皆さん同じ世代であれば共通として受け止めていただけるかと思いますが、やはり時代のさま変わりは早く、今は一応、アウトドアブランドに関してのこちら情報として御提供させていただきますけれども、北欧アウトブランドの輸入販売を手がけているフルマークスという企業がございます。ノルウェーのノロウナーというブランドやスウェーデンのフーディニア、ヘストラなど知る人ぞ知る北欧アウトドアブランドが、近年、北海道においてもフルマークスの直営店舗が2店舗開店され、1店舗目はサッポロファクトリー、それからトマムのスキー場ということで、北欧のアウトドアブランド企業が実際に北海道にも進出し始めております。

そのような中、実は当町には北欧アウトドアブランドの企業がスポンサーとなっているプロボーダーの方が住んでいます。また、そのプロボーダーを介し、バックカントリーで実際に滑っているセッションを写真で収めるべく、プロのカメラマンも上富良野町の住民でおります。ネットの動画をぜひ今度時間あったら見ていただきたいのですが、我が十勝岳をフィールドにすばらしい動画が幾つもアップされておりまして、私たちが宣伝する間もなく、どンドンどンドン山のよさであるとか、魅力が全世界に配信されております。ぜひ、またこの検討材料として、当然、持続可能な道の駅にするためには、前町長が残念ながら失敗しましたけれども、公的要素が余りにも多く、ランニングコストどちらかというと、テナントとか、商業ベースではなかったため、やはり持続可能ではないよねということで計画自体は頓挫しましたけれども、今後、検討の中の一つとして、この北欧ブランドは聞くところによりまずと店舗数まだ、さらに北海道で事業展開をされたいという強い意志をお持ちだそうです。今後、ぜひ建設に際しては、こういった企業もあるということで検討材料の一つに加えていただきたいと思います。町長の考えで道の駅、これはもちろん商業ス

ペース、テナント等とも当然考えていかなければならないと思いますけれども、マネジメントするための公共スペースと商業スペースの比率、どのぐらいが適当であると現在お考えか、確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

現在のところ、その割合についてはどの程度が適正かというのは、全く白紙の状態を持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 分かりました。

やはりずっと継続して事業を続けなければいけないですので、しっかりと他の事例等々も勉強していただき、どのラインが健全経営が担えるラインかというのもぜひ今後学んでいただければと思います。

3点目の企業人の方からのアドバイスに関しては、限られた期間当町に在任いただくということで、元新聞社の方ということを知り及んでおります。様々な知識や知見等を兼ね備えている方だと思いますので、ぜひ今後、町長の思い描く道の駅建設のアドバイスをいただけるよう私からも強く望み、道の駅に関しては最後1点の質問で終了させていただきたいと思っております。

昨年、購入いたしました日の出公園の駐車場用地、いまだに町民の方の一部から、日の出公園に道の駅できるのかという話がずっとこの半年間も耳にし、現町長は、道の駅建設はしっかりと考えてくださっていますよという中で、まだ、一部町民の方は場所等々も示されていない中、買った日の出公園の駐車場用地の有効的な利活用の一つとして、道の駅という可能性というのは捨て切れていない町民が結構いらっしやいます。

もちろん、今、この話の中で町長は3年半、残り任期の中で道の駅建設に着手するという強いお言葉をいただきましたので、やることを前提にお聞きしますけれども、多分、具体的にはまだ決まっていませんという御答弁かもしれませんが、可能性として日の出公園の購入した駐車場を利用した中での道の駅建設というのがあるのか。そして町民に対して、道の駅建設に向けてしっかりと制度設計を約束しますという力強いお言葉をいただきたく、再答弁をお願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

道の駅の場所については、可能性について言えば

どこでも可能性はあるわけで、特に日の出公園駐車場がどうのこうのいうわけではなく、全く今の状態では場所については白紙といいますか、決めておりません。可能性は全町どこでも、可能性は等しくあるというふうな認識です。

任期中に着手といいますか、方向性を示すという最低限それはしたいなという、着手はできなくても方向性は示したいというそういう強い意志といいますか、希望は今現在持っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 分かりました。道の駅に関する質問は終わらせていただきます。

続きまして、2項目めの子どもセンターに関してですが、第1次答弁書におきましては、具体的なものは全く示されなかったため、これまでの近況、そして現段階で町長が発表することができるような最新情報等あればお聞きしたいと思います。先週、厚生文教常任委員会の会議の中で、最後に具体的なことではないため書面での資料提供とかというのはなされずしても、一定程度このような形で子どもセンターに関しては、現状はここにありますという報告がなされているということを知り及んでおりますので、先週の最新情報、こちらで御答弁いただけますでしょうか。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

厚生文教常任委員会におきまして、その他の案件で、所管課長である私のほうから口頭において御説明をした内容について、ここで再度御説明させていただきます。

現在、子どもセンターの移転につきましては、庁内会議並びに所管において各5名の課長による構成委員会に基づきまして、子どもセンターの方向性につきまして、内部協議を進めてきたところであります。

今回、厚生文教常任委員会の中において御説明しましたのは、まず1点目につきましては町の方向性とし、これまで町長が先に答弁申し上げておりました町長と語ろう並びに各利用者の方との情報交換の中で、皆様の御要望を確認した上で、町の方向性について検討し、まず子育て支援センター、二つの機能を有する建物については、施設整備について検討するように確認をしたところでございます。新たに施設整備を検討するような形で、これから検討をするということで、方向性については確認をされているところでございます。

次に、ただ町が新しい施設機能を有する施設を整

備するに当たりましては、現在、町においても児童館の老朽化も町内にありますことから、その検討も踏まえた上での協議が必要となるということも、厚生文教常任委員会の中では説明をし、その施設東児童館が、築48年たっているということでの言葉としては御説明したところでございます。

町が、この施設整備するに当たりましては、今、すぐ物が建つものではございません。やはり総合計画にもこの内容につきましては、まだ付記されておりませんし、もちろん財政計画についても町としては、確固たる補助金・交付金等の財源計画も持ちながら進めていくことになることから、ある程度それに対しての移転をするための年数がかかることから、今の施設が来年の9月末までには移転をするように、町立病院の改築計画からも示されていることから、早期に移転先を検討するようにも指示事項に入ってございましたので、それについても検討を進めたところ、全てで7案まで実は私ども検討しまして、最終的に2案、この中ではまず社会教育総合センターと保健福祉総合センターの二つの施設を活用した移転先というのがまず1案と、もう一つは、大変皆様から御要望の強い、今の子どもセンター機能二つが1か所で何とか持続、仮施設においても利用させていただきたいという要望もありましたので、そうなりますと、かなり広い面積を有することから、2案としましては、社会教育総合センター1か所による移転というのも検討しているということで、厚生文教常任委員会においては検討している内容については、御説明させていただいたところでございます。

詳細につきましては、ただ移転をするというだけではなくて、移転をするのであれば、ある程度その施設で既に利用されている団体等もありますし、それからあと修繕等もかかる可能性もありますので、それについても現在、担当課並びに関係する所管と協議を進めている状況であることを御説明しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 詳細な説明非常に分かりやすくいただき、感謝いたします。

お尻が決まっているといいますか、取壊しはリミットは来年の9月ということで今御答弁ありましたが、間借り先の検討、2案がある。かみんと社教のそれぞれ、もしくは社教で一つということで、取壊しが来年の9月であると、例えば早期移転先というか、一時的な間借り先が決まった場合、来年度早々からということであれば、4月には二つが一つになるのか、それぞれ別々な機能になるのかと

いうことは別として、やはり施設になれ親しんでいただくためにも利用者の方々の配慮を考え、やっぱり来年の4月ぐらいには仮住まいの引っ越しなんていうのも、視野に入れていただかなければいけないかなと思うのですが、最終案、今、二つに絞っていただきました。

そしてこれは私の受け取りですけれども、新しい施設を整備する、いわゆる新築するというところで受け止めましたが、その完成の目途とか、もちろん財源が必要ですので、どのような財源が有効的に活用できるかということも含めて、今は言えないかもしれないです。具体的なスケジュールを示される可能な目途は、例えば9月なのか12月なのか、どのぐらいまでの間に今の選択肢を一つの方向にまとめ上げ、もちろん利用者の方にも早期周知というのは必ず必要かと思われますので、どのようなスケジュール感を持って取組がなされるのか、この点の確認をさせていただきたい。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま理事者も含め、何回も実は打ち合わせをしているところでございまして、最終目標の期限が決まっている。ただ、やはり相当これは施設の借り手も含め、その後の計画も含め、早急に所管としては物事進めるのには私たち行政の手続には手続がございまして、それについてスピード感持ってやらなければいけないということは、理事者からも指示を受けております。

今現在、私がここで御説明できる状況につきましては、今回6月の厚生文教常任委員会では、まず所管委員会に今の現状についての経過についてだけ報告をしましょうということで確認をし、次の9月の厚生文教常任委員会等におきましては、これからのスケジュール。今、荒生議員から御質問いただいた内容も含めまして、どこまでの説明ができるかは、これから所管としましては準備を整えて、私たちはこの方向性について町のほうである程度案を決めたら、これから利用団体、あと関係機関にも十分そこには案を示して、皆様にも確認を取っていく作業がこれから出てきますので、それも並行にしながら9月に準備をまずしていきたいと思っています。

なお、施設の修繕につきましてもやはりこれもお互いにかみん、保健福祉総合センター、社会教育総合センターにも既に利用いただいている団体、行事等もありますので、それを十分精査し、皆様に御不便のない範囲内で、もしも施設を利用することに方向性が確定しましたら、それも併せて補正予算案並びに計画については示していきたいと考えてお

ります。

今現在の段階で9月補正なのか、12月補正かについては、今の考え方ではちょっと申し述べられませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） では、今、持ち得る情報の全ては御提供いただいたという認識で確認させていただきますが、大丈夫ですね。

最後、町長、また一つ肩の荷が重くなるような事業、着手になりますけれども、この子どもセンター、当町には欠かせない建物でありますし、もちろん利用者のニーズにも最大限、様々なヒアリングを行って事業着手を目指していただくということで、再度、最後に利用者の方に向けてしっかりと計画を進めていきたいという旨の御答弁をいただき、質問を終わらせていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

町立病院の移転の計画、現在地に建てると、今の子どもセンターの位置に新しい病院を建てる。これは決まったときから、子どもセンターを利用している方にとっては、なかなか不安な日々といたしますか、分散してしまうのだろうか、どうなるのだろうかという不安な日々を過ごしてきた方もいるかもしれませんが、一つ、その心配を払拭するように新たな子どもセンターについて、いつになるか財源の問題で何年先になるかというのは、今時点では明言できませんが、必ず近い将来今の施設に代わる子どもセンターを実現していきますので、その間ちょっと間借りの問題で不便をおかけすることもあると思いますが、御容赦していただきたいなど、御理解をお願いしたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、8番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

これにて、町の一般行政についての質問を終了いたします。

### ◎日程第3 議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第3 議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第1号専決処分の承認を求めることにつ

いて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第2号））につきまして、専決処分した要旨について御説明申し上げます。

本件は、令和2年度に実施した日の出公園駐車場拡張整備事業に対し、地方自治法第242条の2の規定に基づく住民訴訟が旭川地方裁判所に提訴され、本年6月1日に訴状が町に送達されたことから、今後、その訴訟遂行に対応するに当たり、これまで町として住民訴訟の経験がないこと、また、今後、行政事件訴訟法、民事訴訟法に基づき進められていく実際の訴訟事務について専門的な経験・知見が不足しており、職員のみでは適切な対応が困難なことから、住民訴訟に関して知識経験を有する弁護士に訴訟事務を委任することが適切であると判断し、その委託業務に関する収納補正を6月3日付で専決処分を行ったところであります。

なお、財源につきましては、予備費を充当し、財源調整を図ったところであります。

そのようなことから、地方自治法の規定によりまして、予算の内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく、本議案を上程するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧ください。

専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め

る。

処分事項、令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年6月3日、上富良野町長、斉藤繁。

予算書を御覧ください。

令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度上富良野町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

2款総務費、103万4,000円。

12款予備費、103万4,000円の減。

歳出合計、ゼロ円。

以上で、議案第1号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第2号))の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) ただいま専決処分の承認を求める議案が提出をされましたけれども、1点確認をさせていただきたいことがございますので、よろしく願いいたします。

今回、住民監査請求が棄却されて、住民訴訟になりました。その訴訟に対する費用ということで、今回103万4,000円ということでの専決処分があります。そのことについては理解しておりますが、この訴訟の争点は何なのか、我々にはそのことは一切告げられておりません。この訴訟も全員協議会の中でも、ひょっとしたら何年かかる分からないような状況になるということで、この103万4,000円で済む問題ではないと思います。

だとしたら、その訴訟の中身、どういう争点でこういったことが起きているのかということを我々議員に、そのいわゆる情報を提供することが必要ではないのかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長(村上和子君) 総務課長。

○総務課長(宮下正美君) 4番中瀬議員からありました住民訴訟に関する内容の御質問かなというふうに思っております。

この訴訟につきましては、先ほど言いました6月1日に町のほうに届きまして、今、6月29日に第1回口頭弁論ということで期日が決まっております。今、その準備を進めているところでございます。

この内容につきましては、どこまでどのように公開できるかという部分につきましても、今、弁護士事務所のほうとちょっと調整をしていますので、その時点ではまだ確認がついていないということで、中身について、まだ、皆様にはお知らせしていないところでございますので、そこら辺も含めて、どのような形で皆様にお知らせすることができるのかどう

かも含めて、調整が終わった段階でできる範囲の中で機会を見まして、お知らせをしたいというふうに思っておりますので、現時点では内容については控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長(村上和子君) 4番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) 今の段階では、弁護士からいわゆる情報を流すことは今の時点ではだめだよというふうに言われているから、いわゆる裁判に対する争点は、我々には情報提供はできないというふうな理解ですね。そして、それはいずれかのときにはその争点、いわゆる裁判に対するどういった感じで争点になっている裁判なのかということ、我々に報告してもらえるとということの理解でいいのですね。

○議長(村上和子君) 総務課長。

○総務課長(宮下正美君) 4番中瀬議員からありました関係でございますが、今の段階で弁護士のほうから、できないというふうに言われていることではございません。うちのほうとして、どこまで出せるのかということを今、弁護士事務所と確認をしているところでございまして、どっちかといいますと、今、お伝えしていない判断というのは町サイドで全部明らかにしていいものなのか、もしかすると、それをすることによって、また、違うことが起きるのかどうかということ自体も私も知見も経験もありませんので、そこら辺も含めてどういうふうに扱ったらいいのかということを弁護士事務所のほうと、今、調整をさせていただいているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

あと、質疑にありましたけれども、出せるものにつきましては、機会を見まして、お知らせをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(村上和子君) 4番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) 当然のことながら、裁判費用というのは税金であります。税金を使って裁判をする以上、我々議員は、この裁判はどういった形の裁判なのだとか町民から聞かれたときに、よく分かりませんという答弁はできませんよね。そのときに町はきちっとした情報提供できる時点になったら、我々に情報をきちっと流してほしいということをお願いいたします。

以上です。

○議長(村上和子君) 副町長、答弁。

○副町長(石田昭彦君) 4番中瀬議員の御質問でありますけれども、中瀬議員も御承知のことと思っておりますけれども、原告がいて、上富良野町長は、今、

被告人の立場でございます。そういう形で訴状があって、訴状内容や訴訟に関わっての争点等については、旭川地裁のほうでオープンに裁判がされますので、それは裁判の中でオープンにされることかなということでありまして、被告の我々が何かその情報を示すとか、そういうことというのは、それは原告の立場もでございますので、私たちが軽々に訴状内容を明らかにするとか、そういうようなことは少し違うのかないうふうに理解をしているところであります。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。  
これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第1号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。  
よって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### ◎日程第4 議案第9号

○議長（村上和子君） 日程第4 議案第9号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。  
保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案の要旨を御説明させていただきます。

本条例につきましては、令和元年9月定例会において、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育施設利用について、一部を改正する条例を提案し議決を賜り、令和元年10月1日から教育・保育等の利用者負担軽減事業を進めてきたところであります。

今年5月に、国・道及び町条例等規定を確認し、教育・保育給付費事務について取り進めたところ、条例第13条第4項第3号ア（イ）において、2号

認定児童の副食費免除に係る保護者世帯市町村民税所得割額基準額に記載誤りがあることが判明いたしました。

令和元年10月からの教育・保育給付費に係る副食費の免除につきましては、1号認定同様に2号認定につきましても同一の所得割額7万7,101円未満とし、2号認定者につきましては町独自に軽減を図るものであり、施行に当たりましては令和元年10月1日から適用するものであります。

このたびは令和元年9月の条例改正事務手続について誤りがあり、大変申し訳ございませんでした。今後、このような誤りを2度と起こさないよう、スタッフとともに事務点検について十分確認することを実施するとともに、再発防止に努めてまいります。

以下、議案を朗読し、説明に代えさせていただきます。

議案第9号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年上富良野町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項第3号ア（イ）中「5万7,700円」（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）」を「7万7,101円」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

以上をもちまして、議案第9号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決いたします。



本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第9号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ちょっと早いですが、昼食休憩といたしたいと思います。

再開は、13時でございます。

---

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

---

○議長(村上和子君) 昼食休憩を解き、会議を再開いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第2号

○議長(村上和子君) 日程第5 議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和2年度の各会計の決算確定に伴う繰越金及び繰入金の補正であります。

一般会計においては、4億1,225万5,000円の繰越額となったことから、当初予算の繰越金計上額を差し引いた3億3,225万5,000円を増額補正するものであります。

また、国民健康保険特別会計など五つの特別会計において、翌年度への繰越し手続をすることに伴い、一般会計で負担すべき費用の精算余剰分として一般会計で繰戻しを受けるため、各特別会計繰入金の補正をするものであります。

2点目は、南部地区土砂流出対策事業について、全体事業費の確定に伴い債務負担行為の限度額を変更するものであります。

3点目は、子ども・子育て支援交付金を活用した事業として、児童福祉施設、認定こども園等での感染予防対策を行った上での事業継続や新型コロナウイルス感染症対策に向けたICT化オンライン化に対応するための事業につきまして、所要の補正をお願いするものであります。

4点目は、自治体情報システム強靱化改修につい

て、現在、職員が業務で使用しているインターネット利用関係についてシステムのサポート終了等により、その使用に支障が出ており、その改善を図るために要する経費について、所要の補正をお願いするものであります。

5点目は、戸籍情報システム改修について、現在、住民票等のコンビニ交付を行っておりますが、そのうち対象証明書の戸籍の附票について、記載事項に性別・生年月日・住民票コードを追加することから、その対応を図るための改修に要する経費について、所要の補正をお願いするものであります。

6点目は、富良野広域連合負担金について、JA共済連が行っている救急自動車寄贈事業により、本年、上富良野消防署に対し救急車1台が寄贈されることとなったところであります。当該車両への艤装整備に係る費用について、受け側の負担となることから、その整備に要する費用について、広域連合負担金として追加の補正をお願いするものであります。

7点目は、衆議院議員総選挙執行費用について、現在の任期は本年10月21日までであり、その間において総選挙が執行されることが見込まれることから、その選挙執行に要する費用について、所要の補正をお願いするものであります。

8点目は、子育て世帯生活支援特別給付金事業について、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯への生活支援として、国の特別給付金事業が実施されることから、その事業実施に要する経費について、所要の補正をお願いするものであります。

9点目は、クリーンセンター設備のうち、焼却棟排煙窓及び開閉装置が経年劣化により操作不良が発生しており、強風による落下の危険性等があり、早急な対応が必要なことから、その修繕に要する費用について、所要の補正をお願いするものであります。

10点目は、被災ハウス営農再開支援補助及び強い農業づくり事業補助について、今冬期間において大雪によるビニールハウスを被災した農業者への営農継続ビニールハウスの再建に対し支援を行うため、所要の補正をお願いするものであります。

11点目は、地域おこし協力隊事業について、現在、地域おこし協力隊として任用している観光推進員については、来年5月末で任期が満了する見込みであり、引き続きその業務を担っていただける人材募集・確保に早期に着手するため、その募集に要する費用について、所要の補正をお願いするものであります。

12点目は、社会教育総合センターについて、昭

和62年に建設され、スポーツ拠点として利用されておりますが、アリーナ内のつり天井に付設されているロックウールボードの一部に落下の危険性が生じており、今後の恒常的な利用者の安全確保対策等を図るため、その調査を含めた実施設計に要する費用について、所要の補正をお願いするものであります。

13点目は、教育・保育給付費について、さきに議決をいただきました議案第9号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に基づき、認定こども園に対する副食費助成に係る改正後の条例施行期及適用に要する費用及び過年度分の国・道返還金について、所要の補正をお願いするものであります。

14点目は、ふるさと応援モニター事業及びモニター事業以外のふるさと応援寄附について、3月補正予算に計上したもので以降に、これまで町に寄せられました寄附について歳入予算に計上するとともに、寄附者の意向に沿いまして、それぞれ目的基金への積立て等歳出予算に計上するため、所要の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げた内容を主な要素とするとともに、他の既決予算につきましても一部事業内容の変更等伴う補正を行い、財源調整を図った上で、財源的に余剰と見込まれる部分につきましては、財政調整基金及び公共施設整備基金に積立てるとともに、今後の緊急的な財政需要に備え一定額を予備費に留保することで、補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第2号を御覧ください。

議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度上富良野町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,555万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6億4,078万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務

負担行為補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましても、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款国庫支出金、1,713万7,000円。

16款道支出金、2,736万7,000円。

18款寄附金、229万5,000円。

19款繰入金、1,475万9,000円。

20款繰越金、3億3,225万5,000円。

21款諸収入、174万5,000円。

歳入合計、3億9,555万8,000円。

2ページをお開きください。

2、歳出。

2款総務費、1億8,912万6,000円。

3款民生費、1,430万6,000円。

4款衛生費、229万4,000円。

6款農林業費、2,758万6,000円。

7款商工費、200万円。

8款土木費、337万3,000円。

9款教育費、1,772万1,000円。

11款給与費、85万円。

12款予備費、1億3,830万2,000円。

歳出合計、3億9,555万8,000円。

次に、「第2表 債務負担行為補正」についてありますが、南部地区土砂流出対策事業については、前段にも申し上げましたが、全体事業費の補正に伴い、債務負担行為の限度額を変更するものであります。

以上で、議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） お伺いいたします。

19ページの会計任用職員の抗原検査という形になっております。それで、これは検診にあたっての胃カメラを飲む場合の飛沫感染のおそれがあるということで、事前に感染していないかどうか、その状況を調べるという形になっているかと思いますが、恐らくほかの会計もあると思いますが、一般会計部分で言えば、一般職員も含めて何人ぐらいこの該当になるのかお伺いいたします。

もう1点確認いたしますが、コロナ感染であわせて今、余剰金等が出てきております。この部分でい

わゆる町職員においても、なりたくてなったわけがありませんけれども、コロナに感染するという状況で、その部署についてはPCR検査などやったという話ではありますが、それ以外の職員等については、恐らく濃厚接触ではないという形の中で検査対象になっていないのか、よく分かりませんが、お伺いしたいのと、町の住民の方が必要であるということ望まれる場合は、こういう余剰金も補助金などを使いながらPCR検査を促すという方向もあるのではないかとこのように思いますが、ワクチン接種が始まっておりまして、それは非常に有効であると考えますが、あわせてそういった策も必要なのかというふうに思いますが、確認いたします。

次に、33ページの地域おこし協力隊支援業務という形で180万円、委託費になっておりますが、この点について内訳等はどのようになるのか、いつごろ面接の予定になるのか、その日程等分かればお伺いしたいというふうに思います。その事業は非常に地域の活性化や、これから行われる映画等々のそういったものも含めて期待される部分かというふうに思いますが、この点を確認しておきたいというふうに思います。

あと、37ページの教育費のところなんですが、申し訳ありません。ちょっと聞き忘れた部分あります。この委託費、いろいろと詳細書いてありますので、もしもこれもとに、恐らく天井の全面張り替えなのか、部分で張り替えで済むのかということになっていくかと思いますが、そういうものも含めてこの天井の委託料、設計・実施設計を全てなるかと思いますが、現時点でもしも全面張り替えだとか、半分張り替え、部分張り替えだとかというふうになれば、想定される金額は恐らく分からないとは思いますが、そういうものも含めてちょっと、分かればお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 7番米沢議員からありました抗原検査等の最初の二つの質問につきましては、総務課のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

御質問にありました職員検診に伴います胃カメラ対象の方の事前の抗原検査の人数というところでございますが、今回、一般会計分という形になりますので、一般会計分でのせた部分のみの御説明というふうにさせていただきたいと思っておりますが、御質問にありました19ページにつきましては、会計年度任用職員分ということで、こちらにつきましては42人分計上をしております。

あと、めくっていただきまして21ページのほうには職員の分ということで、こちらについては職員

と再任用の職員の方の分ということで、人数としましては77人分の費用を計上させていただいているところでございます。

なお、対象となる医療機関につきましては、町立病院と協会病院で検診の胃カメラを受ける方のみという形になってございます。

それと、2点目の昨日の町長の行政報告の中でも行わせていただきましたが、役場庁舎内の発生のおきの検査という部分でございますが、当時につきましては、陽性者と濃厚接触者に規定をされ、それは保健所の指導でございますが、接触された方が濃厚接触者が一部と、あとそれ以外につきましては低リスク感染者という部分がありましたが、町としましてはそれ以外の人もいるということで、全課職員を保健所の検査対象として検査をしていただいたというような状況になっておりますので、建設水道課に勤務にする職員につきましては、全員検査を受けたという形になってございます。

私のほうは、以上です。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の町の新型コロナのワクチンの評価に関わるところで、検査の関係についての御質問でございますが、現在、議員も御承知のとおり、町民の皆様につきましては、町としましてはワクチン接種を優先的に皆様に、対象となる方に受けていただくように進めているところでございます。

このワクチンを接種しますと、体内に抗体ができますので、今後、これを抗原検査、PCR検査をしたときには陽性の反応がその方に出ることから、町としましてはまずワクチンを打っていただいて、かかったとしても重症化させない。皆さんにきちっと体調管理に基づいて、その感染が弱まることを望むことが、今、第一の優先だと考えておりますので、基本的には町民の方への抗原検査とPCR検査等につきましては、あくまでも発熱外来等による症状による検査については、今後、病院においてもワクチンを打ったか打たないか、それから全てその検査等、処方についても変わるというふうに聞いておりますので、そういう対応になろうかと思っております。

なお、今回御質問の中でありましたが、今、厚労省のほうから各自治体のほうに調査が来ておりますが、高齢者施設の職員についてはクラスターを防ぐために、そこで発症が出た場合については、直ちに抗原検査キットを配るということで情報は収集しておりますので、これにつきましては、町としても必要部数は各町内施設から全て集約し、申込みしておりますので、それについては施設管理者を含めて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 7番米沢議員の地域おこし協力隊支援業務についての御質問にお答えいたします。

まず、180万円の委託費につきましては、募集に係る経費ということで御理解いただきたいと思います。今回、観光推進員という任務ではございますけれども、仕事の中にはロケサポート、それから映画の応援というようなことが大変大きな業務となりますので、いわゆるそういう方面の業界の方に、明るいところに委託をしたいということで、現在、地域おこし企業人で来ていらっしゃる会社のほうに、委託をしたいというふうに考えてございます。

したがって、その中でどのような中身にするかということ、通常の求人への委託でありますれば、何とか賃金とかそういうことになるのですけれども、基本的にはそういったものでなくて、きちんと地域おこし協力隊の仕事がイメージできるようなことをしたいということで、1点目は地域おこし協力隊ですとか、田舎暮らしを望んでいる方とか、それからIターン・Uターンを希望されるような方向への専門の雑誌でございます。専門の雑誌のほうに、一応、上富良野町の地域おこし協力隊や上富良野のロケサポートの取組、そういったものを特集記事として載せていただいて、全国に周知したいということで、そちらの経費が入ってございます。

それからもう一つが、企業人の会社が持ちますウェブへの近隣情報、それから地域情報の掲載でございます。それと、企画振興費といえますか、要するに現地で露払いをしてもらいまして、180万円のほかに20万円旅費取っていますけれども、これは我々がもし必要であれば東京方面とかに面接に行く旅費でございますけれども、その前にある程度人選とかも委託したいというような形でございまして、それら合わせまして180万円の予算を持っているということでございます。

それから、スケジュールでございまして、基本的には、今日お認めいただければ、すぐにでもそちらの雑誌のほうの取材がすぐ始まるようなことで段取りはつけておまして、7月中には取材等終わらして、うまくいけば8月号、もしくは9月号ぐらいに掲載をしていただけるような予定となっております。

それから、ウェブのほうにつきましては、もっと早い時期に掲載ということ可能になりますので、うまくいけばこの秋ぐらいに、めばしい方がいれば面接できるのかなということも想定していますけれども、こればかりはマッチングですので、お互い上富

良野を好きになっていただき、なおかつ、こちらは大変有能な方だなどというふうには、マッチングがうまくいくことが保障されているわけではございませんけれども、できるだけ早目に、いい方に来てもらえるように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 教育振興課長。

○教育振興課長（林 敬永君） 7番米沢議員からの社会教育総合センターアリーナ天井の実施設計についての御質問についてお答えさせていただきます。

アリーナにつきましては、建設後34年経過しまして、その間の中で天井の東と西、両側のほうのロックウールボードの経年劣化ということで落下が予想されると。今回、この天井についておりますロックウールボードと天井の上部に設置してありますルーバー、その落下の危険性を防ぐべくそれに伴う照明機器の今LEDということで、水銀灯が製造が中止されておりますので、そうしたものと合わせて先ほど御質問にありました全部なのか部分なのか、その工法によっても積算によって経費というのが上がることとなりますので、そうしたものを含んでこの設計の後に、全体の工事費を把握したいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） ちょっと確認させてください。

29ページ、クリーンセンターの使用料と焼却棟の排煙オペレーターの件でございまして、定期検査で窓を開閉するワイヤーが切れたということで、強風などにより窓ガラス等の落下による危険性があるというふうには書いてあるので、ここで多分、予算通ると思うのですけれども、通ったらいつ修繕を計画しているのか。これ早急に修繕をする必要があるというふうにも書いてありますよね、そこを確認したいと思います。

○議長（村上和子君） 町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） 10番今村議員の御質問にお答えします。

クリーンセンターの焼却棟のオペレーターの開閉装置及び排煙窓の修繕につきましては、今日、予算を認めていただきましたら、7月中には工事が完了する予定となっております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

6番中澤良隆君。

○6番(中澤良隆君) 31ページの農業振興費の一般管理費の営農再開支援補助76万2,000円について、何点か確認をさせていただきたいと思えます。

まず、この被災を受けた時期というのはいつだったのかが1点。

それから、被災対象者が22件で、再建実施対象者が17件ということで、ここに5件の差がありますが、この5件の人たちは再建をあきらめたのか、それとも路地に移ったのか、そこら辺についてお聞かせをいただきたいと思えます。

もう1点につきましては、ちょっと知識不足で分かりませんが、1メートル当たり400円の支援を行うということなのですが、そういうハウスというのは1メートル当たり幾らぐらいかかって、そのうちの400円はどの程度の助成額になるのかを教えてください。

以上です。

○議長(村上和子君) 農業振興課長。

○農業振興課長(大谷隆樹君) 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、今回のハウス被害再開支援補助金の対象につきましては、主に3月2日の大雪によるハウス被害を対象としておりまして、今冬におけるハウス被害を受けた者については、全て対象というふうにしているところでございます。

2点目の今回全被害棟数でいきますと43棟、そのうち対象者が22件で、再建を実施する対象者は17件、残り5件の方につきましては高齢化等により、これから新たな投資を行うことをやめた者、それから営農形態の変更により施設園芸等の規模を縮小する者ということで、今回内訳となっておりますのでございます。

それから、ハウスの再建費用等でございますが、これは一概に金額は申し上げるのは難しいのですが、間口、それから面積によって骨材の使用、耐雪工強化構造とかによって値段はいろいろあります。一般的に200万円強のハウスが主なハウスだと思いますが、今回の1メートル当たり400円というのは、JAふらのさんのほうで行いますメートル当たり600円と300円の合計900円の再建補助金を、JAふらのさんのほうで検討されたということで、当町におきましてその補助事業に併せて上乘せする形で、1メートル当たり400円程度のお見舞金程度になるかもしれませんが、今回補助を行うというものでございまして、あくまで再建費用につきましては、こちらに国の補助事業、それから共済金による再建等により復旧されているということで、若干お見舞金程度になるかもしれませんが、そ

の補助をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長(村上和子君) 6番中澤良隆君。

○6番(中澤良隆君) ありがとうございます。

今、大体おおむね分かりましたけれども、まず発生的事象が起きたのは3月2日ということで、1月の大雪になるのかな、それにしても遅いなというのが私の疑問でした。ここについては了解をいたしました。

それから、5件の件なのですが、やっぱりそういう高齢化だとか、路地栽培なんかをやめたということで、ここについても了解をしましたが、3点目のお見舞金というか、どれぐらいの被災を受けた、先ほど言われましたようにJAでも補助金があるのか、それから共済もある。また、町もお見舞金を出した、それは1メートル400円だと。ただ、農業者からするとすぐく3月というのは、これからの営農に向かって気分が高揚しているときに受けたダメージや何かも、非常に大きいことがある時期かなと。そんなときに1メートル400円というのは、本当に適切な額なのかどうかというのが分からないので、全体のうちの何%ぐらいがどういう形で農業者に助成されているのかなということを知りたかったのですが、分かればお願いをしたいと思います。

○議長(村上和子君) 農業振興課長。

○農業振興課長(大谷隆樹君) 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、間口、長さによってビニールハウスの金額が異なりますが、主に先ほど申し上げましたとおり、200万円程度の設備費がかかる。その中でこのお見舞金程度で、本当に申し訳ない程度かもしれませんが、先ほど言いましたように国庫補助事業で全面復旧できる方、それから共済金で丸々復旧できる方がいらっしやると。共済未加入者等で、あと補助事業の採択要件を満たせなかった場合、あと被災面積もわずかな部分、部分倒壊といえますか、の場合についても再建費用についてはどれだけかかっているかというのは、そのケースケースによって金額が分かりかねるところでございますが、今回はJAふらのさんで初めてメートル900円のお見舞金の手当てを行うということから、富良野市さんにおいても当町と同じメートル400円のお見舞金を補助金として支出するというところまでございまして、富良野沿線総体で被災されたハウスの復旧を行いたいということから、今回この補助金を設定したものでございます。

以上でございます。

○議長(村上和子君) ほかにございますか。

1番元井晴奈君。

○1番(元井晴奈君) 21ページ、衆議院議員選挙費についてお伺いします。

また、コロナ禍での選挙となると思われますけれども、この中に感染症対策に関わる費用も含まれているのか、併せて体温測定器等は会場ごとに設置できるのかお伺いいたします。

○議長(村上和子君) 総務課長、答弁。

○総務課長(宮下正美君) 1番元井議員からありました衆議院議員選挙費の費用にかかります感染症対策の費用の御質問と思いますが、今回、補正させていただいている部分の費用額につきましては、いわゆる感染症対策分の費用というのは計上はしてございません。通常の選挙を行えばかかるだろうというようなところでございます。

あと、選挙の時期によりましてどのようなことをするかというのはあれですので、そのときになりましたら必要な感染症対策はしっかり行いながら、適正な選挙が行われるようにやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長(村上和子君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第3号

○議長(村上和子君) 日程第6 議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(星野耕司君) ただいま上程いただきました議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和2年度決算に伴う繰越金につい

て、所要の補正をするものであります。

2点目は、令和2年度決算に伴う一般会計繰出金について、所要の補正をするものであります。

3点目は、会計年度任用職員健康診査における抗原検査費用について、所要の補正をするものであります。また、令和2年度の収支残額の8,128万1,000円につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に計上することで補正予算を調整したところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,553万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,953万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきまして、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰入金、1万7,000円。

6款繰越金、8,551万8,000円。

歳入合計は、8,553万5,000円でありませぬ。

2、歳出。

1款総務費、1万1,000円。

5款保健事業費、6,000円。

8款諸支出金、423万7,000円。

9款予備費、8,128万1,000円。

歳出合計は、8,553万5,000円でありませぬ。

以上で、議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第4号

○議長(村上和子君) 日程第7 議案第4号令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(星野耕司君) ただいま上程いただきました議案第4号令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和2年度決算に伴う繰越金について、所要の補正をするものであります。

2点目は、令和2年度決算に伴う広域連合納付金の確定及び一般会計繰出金の額について、所要の補正をするものであります。

3点目は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的事業実施に伴う会計年度任用職員栄養士の通勤手当につきまして、所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,329万8,000円

とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金、3万7,000円。

4款繰越金、173万6,000円。

歳入合計は、177万3,000円であります。

2、歳出。

1款総務費、3万7,000円。

2款広域連合納付金、17万2,000円。

3款諸支出金、156万4,000円。

歳出合計は、177万3,000円であります。

以上で、議案第4号令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第4号令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第5号

○議長(村上和子君) 日程第8 議案第5号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(鈴木真弓君) ただいま上程いただきました議案第5号令和3年度上富良野町介護保

険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、歳入につきまして本特別会計の令和2年度決算確定により、繰越額が確定したことから、既決予算に5,432万8,000円を追加するものであります。

2点目は、会計年度任用職員の職員検診について、胃がん検診における胃カメラを選択した場合に、新型コロナウイルス感染防止対策として抗原検査を併せて実施することから、歳入歳出につきまして対応するものであります。

3点目は、歳出におきまして、令和2年度一般会計から繰入れした介護給付費、地域支援事業費及び職員給与費、事務費精算により確定した212万1,000円を一般会計に繰り出すものであります。

なお、収支の差額につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に5,219万円を計上するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、議決説明につきましては、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第5号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,432万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,975万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

7款繰入金、6,000円。

8款繰越金、5,432万2,000円。

歳入合計、5,432万8,000円。

2、歳出。

1款総務費、6,000円。

3款地域支援事業費、1万1,000円。

6款諸支出金、212万1,000円。

7款予備費、5,219万円。

歳出合計、5,432万8,000円。

以上、議案第5号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第5号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第6号

○議長(村上和子君) 日程第9 議案第6号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(谷口裕二君) ただいま上程いただきました議案第6号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附金の28万円について、一般会計より繰入れを行うとともに、介護業務用備品購入を図るよう、所要の補正を行うものであります。

2点目は、令和2年度事業会計の決算に伴う繰越金の補正であります。

3点目は、職員健康診断に係る抗原検査費用を追加するよう、所要の補正を行うものであります。

4点目は、本年度に整備する介護用リフト付小型バス購入に伴う登録諸費用について、所要の補正を行うものであります。

5点目は、厨房の床下に配管されている配水管の劣化に伴い、取替改修を行うよう、所要の補正を行うものであります。

以上の内容をもとに財源調整を図り、繰越金の余剰額は今後の財政需要に備えるため、予備費に計上するものであります。



それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第6号を御覧ください。

議案第6号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,163万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

6款繰入金、28万円。

7款繰越金、792万7,000円。

歳入合計、820万7,000円。

2、歳出。

1款総務費、6万3,000円。

2款サービス事業費、35万8,000円。

3款施設整備費、66万円。

6款予備費、712万6,000円。

歳出合計、820万7,000円であります。

以上で、議案第6号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)の説明いたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は

御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第6号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第7号

○議長(村上和子君) 日程第10 議案第7号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま上程いただきました議案第7号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨の御説明申し上げます。

補正の概要ですが、本特別会計令和2年度決算確定によります繰越額が確定したことから、議決予算に193万1,000円を繰越金及び繰出金にそれぞれ追加し、令和3年度会計に繰越し、同額を一般会計へ繰り出すものであり、所要の補正をしております。

それでは以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第7号を御覧ください。

議案第7号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,882万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰越金、193万1,000円。

歳入合計は、193万1,000円であります。

2、歳出。

3款繰出金、193万1,000円。

歳出合計は、193万1,000円であります。

以上で、議案第7号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第7号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第8号

○議長(村上和子君) 日程第11 議案第8号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま申し上げました議案第8号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要ですが、本特別会計令和2年度決算確定により繰越額が確定したことから、議決予算に490万6,000円を繰越金及び繰出金にそれぞれ追加し、令和3年度会計に繰越し、同額を一般会計へ繰り出すものであります。

それでは以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議案の説明につきましては、議決項目部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第8号を御覧ください。

議案第8号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,929万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰越金、490万6,000円。

歳入合計は、490万6,000円であります。

2、歳出。

3款繰出金、490万6,000円。

歳出合計は、490万6,000円であります。

以上で、議案第8号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第8号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第12 議案第10号

○議長(村上和子君) 日程第12 議案第10号財産の取得について(リフト付小型バス)を議題と

いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） ただいま上程いただきました議案第10号財産の取得について（リフト付小型バス）、提案の要旨を御説明申し上げます。

今回、財産取得としまして、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金の補助を受け、介護用リフト付小型バスを取得するものであります。

目的といたしましては、ラベンダーハイツ、デイサービスセンター利用者の送迎を行うものであり、現車両につきましては、平成11年製の21年が経過し、22万キロメートルの走行距離となっていることから、更新をするものであります。

購入車両の概要につきましては、車椅子用パワーリフトを架装した小型バスで、定員17名、うち車椅子は4脚が乗車できるよう固定装置を備え、冬期間の安全走行に資するよう四輪駆動となっております。

上程いただきました本件財産の取得につきましては、去る6月10日に指名競争入札を行った結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社、北海道ふそう旭川支店が落札し、本議案の1,139万円の契約金額となったところであります。

それでは以下、議案を朗読し、提案の理由に代えさせていただきます。

議案第10号を御覧ください。

議案第10号財産の取得について。

リフト付小型バスを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求め

る。

記。

1、取得の目的、ラベンダーハイツ介護用リフト付小型バス。

2、取得の方法、指名競争入札による。

3、取得金額、1,139万円。

4、取得の相手方、旭川市永山3条14丁目1番2号。三菱ふそうトラック・バス株式会社、北海道ふそう旭川支店、支店長鈴木秀雄。

5、納期、令和3年12月24日。

以上で、議案第10号財産の取得についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第10号について質疑に入りま

す。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 新しく入れ替えるということではありますが、現車、今、使われているリフト付バスですか、これの車検の期限はいつになっておりますか、伺います。

○議長（村上和子君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

現在、使用しています小型バスの車検の期日でございますが、本年12月23日が車検期日となっております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第10号財産の取得について（リフト付小型バス）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、2時25分。

---

午後 2時07分 休憩

午後 2時25分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

### ◎日程第13 諮問第1号

○議長（村上和子君） 日程第13 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） ただいま上程いただきました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員といたしまして御活躍いただいております富田朋子氏が、令和3年9月30日に

1 期目の任期満了を迎えることとなっております。

富田朋子氏につきましては、人格・見識ともに優れており、平成30年10月1日から人権擁護委員として、人権擁護活動やその普及活動に積極的に取り組んでおられ、10月以降も引き続きその任を務めていただきたく、人権擁護委員法の規定に基づき、法務大臣へ推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

なお、経歴等につきましては別添のとおりであり、御確認をお願いいたします。

以下、議案の朗読をもって提案の説明とさせていただきます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町■■■■■■■■■■。

氏名、富田朋子。

■■■■■■■■■■日生まれ。

以上であります。御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

本件は、先例により討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号は、原案のとおり選任に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

#### ◎日程第14 発議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第14 発議案第1号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 発議案第1号上富良野町議

議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、改正の趣旨を御説明申し上げます。

全国町村議長会から、令和3年2月9日開催の都道府県会長において、標準町村議会会議規則の一部改正が決定された通知があり、その改正内容の趣旨を令和3年6月16日の議会運営委員会及び6月17日の全員協議会で審議し、本規則を一部改正する規則を今定例会に上程するものであります。

改正の趣旨につきまして、欠席の届出の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活躍しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護などの議員として活動するにあつての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に関わる産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願書の記載事項等の改正は、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律求めている押印の義務づけを見直し、署名又は記名押印に改めるものであります。

それでは以下、議案を朗読をもって説明申し上げます。

発議案第1号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和3年6月23日。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、米沢義英。

賛成者、上富良野町議会議員、中瀬実、上富良野町議会議員、中澤良隆。

それでは読み上げます。

上富良野町議会規則の一部を改正する規則。

上富良野町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

以上、発議案第1号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則の説明といたします。

御審議いただき、御決議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第1号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 発議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第15 発議案第2号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ただいま上程いただきました発議案第2号議員派遣についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、議会の活動状況を広く住民に情報提供する広報機能、記事内容、配置、流れ、情報量が住民ニーズと合致しているかの企画編集体制の機能強化などを図るため、北海道町村議会議長会が主催する議会広報研修会に議会広報特別委員を派遣するものであります。

なお、派遣については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の状況や主催者側の中止で判断することとしております。

それでは以下、議案を朗読して説明申し上げます。

発議案第2号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和3年6月23日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、米沢義英。

賛成者、上富良野町議会議員、中瀬実、上富良野町議員、中澤良隆。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。記。

1、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会。

(1)目的、議会広報特別委員の資質向上に資するため。

(2)派遣場所、札幌市ほか。

(3)期間、令和3年8月23日、1日間。

(4)派遣議員、議会広報特別委員6名。

その他、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により派遣を判断する。

以上で、発議案第2号議員派遣についての説明といたします。

御審議いただき、御決議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第2号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 発議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第16 発議案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） ただいま上程いただきました発議案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和3年6月1日に、北海道森林・林業・木産業活性化促進議員連盟連絡会から、当該意

見書の採択提出の要望書を受理し、6月1日の議会運営委員会において所管である総務産建常任委員会に付託され、さらに6月11日は北海道町村議会議長会からも同様の意見書議決を要請されたことから、6月15日の委員会で慎重審議をいたしました。

意見書内容と重複しますが、森林整備事業予算や治山事業予算の確保が必要なこと及び道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材育成の充実、強化などの内容であり、委員会として採択すべきものとして、意見書を提出することを決定いたしました。

それでは議案を朗読し、説明を申し上げます。

発議案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和3年6月23日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中瀬実。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

裏面を御覧ください。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向け、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期的炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道において、本町と道が連携して森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林の整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国において、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月24日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上で、発議案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見についての説明といたします。

御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 閉会中の継続調査申し出について

○議長（村上和子君） 日程第17 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

---

◎閉 会 宣 告

○議長(村上和子君) これにて、令和3年第2回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 2時48分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和3年6月24日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 米沢 義英

署名議員 荒生 博一